

どんな論文がどのように不採択となるのか

— 二つの事例研究から —

實川 幹朗

1. はしがき

本論は、学術雑誌の論文審査のうちから、不都合と思われた二つの事例を取り上げ、これらの分析を通じて、学術論文の審査・査読にまつわる重大な問題の現状分析を行い、解決策を探るものである。

論文査読の問題はそもそも、心の諸問題研究会の発足する足がかりであった。「歴史を振り返れば、多くの優れた独創的な研究が、査読によって公表を阻まれてきたことが知られる」

（本会基本要領より）との認識から、自由な投稿と公開の評価を掲げて活動し、今日に至ったのである。この度びの特集には、本会の本分を掲げなおす役割がある。本来ならもっと早く企画されてよかったのかもしれない。

この特集の組まれるきっかけは、平成19年9月、東洋大学での日本心理学会大会における〈ワークショップ〉「投稿論文審査を検査する — 起こっていることと体質」である。企画の発案者である泉野女史に司会をお願いし、責任者は私が務めさせていただいた。また本特集を企画された本会の酒本編集長をはじめ、他の執筆者にも御参加をいただいた。

当日の会場は、50人ほどの参加者を得て、この問題への関心の高さを伺わせた — 型どおりの書き方だとなる。もちろん、この問題に関心の低かろうはずはない。公表された研究こそ多くはないものの、いつも「陰でひっそり囁かれ」ていることは、周知のとおりである。この〈ワークショップ〉は、言わばパンドラの箱を開けるような、学術の世界の傷口に塩を塗る仕業であった。にも拘わらず、同じ時間帯に10以上も他の企画の並行するなか、これだけの参加者が集い、熱心に討議できた。そういう事情が、とおり一遍の関心では済まされないことを示したのである。

以下では、当日の口頭での発表を踏まえつつ、新たに稿を起こして、具体的な事例の細部から、問題の構成を描き出す努力をしてみたい。

（本論には、3篇の付属資料があるので、適宜参照されたい。）

2. 骨組み

関心は高いのに隠されているこの問題について、「先行研究」は少ない。私の知るかぎりでは、本会の設立同人でもある須賀哲夫の「科学史に見る研究雑誌編集者の権威主義についての考察」と題した学会発表が、もっとも要を得ている。本論で、理論的な骨組みをほぼこれに沿って進める。したがってこの側面では、本論は明らかに独創性を欠く。だが、すでに優れた理論のあるときは、これに基づきつつ事例に具体的検討を加えることにも、それなりの研究意義はあるに違いない。

須賀はこの短い行き届いた論考のなかで、まず西欧近代の科学史からコペルニクス、フーリエ、カントール、イエルネ、メンデルなどの例を引く。現代では正当かつ非常に重要な業績と認められている研究が、その誕生当時は、体制や権威によって発表を妨害されたり、学界や一般社会の大半から強い批判を浴びた事実注意到を促すためである。他の例を付け加えれば、学術雑誌の掲載拒否に遭いつつもエネルギー保存則を新聞に発表したマイエルは、こぞっての非難を浴びて精神の安定を乱した。揚げ句、入院した精神病院で誇大妄想患者として遇されたのであった。投稿論文を評価する人なら、こうした現象に注意を払って然るべきではないか。

だが、これら有名人を並らべると、誤解の恐れがあ

る。はじめは拒否されても、正しい者は結局認められるのが学問の世界だ — という風に。それゆえ、須賀の次の指摘はさらに重要である。「公的な抑圧に抗して結局のところ歴史的に復活し得た幸運な例であり、この背後に陽の目を見ることなく抹殺された例がどれほどあったか端倪を許さぬものがあるというべきであろう。」

先の例は、すでに歴史のなかで救い上げられたからこそ、我われの知るところとなっている。しかし古い研究の「再発見」は、多くの場合、偶然の恩恵を受けている。忘れられ、消えてしまった研究を洗いなおす、不可能ではないにせよたいへんに困難な作業は、これまでにどれほどが行なわれたろうか。優れた着想、論述が埋もれているに違いないが、先の例ほど重大な研究はもう見つからないだろう — こう考えるのも無理はない。探してみても空振りだったら、大損である。それに、大方の研究者は、他人の救済より自らの立場の発表の方に力を注ぎたいであろう。だから、消された研究の復活は、いよいよ難しくなってくる。

私自らもその例の漏れない。できれば、「人の不幸」などには目をつぶっておきたい。しかし、目の前で起こった出来事については、なぜか、見過ごせない気持ちが動いてしまう。正義だとか、人道だとか言うのではな

い。惻隠の情と言うべきかもしれないが、性分なので仕方がないのである。ここで採り上げる二つの論文は、先の例ほどの歴史的意義は持たないかもしれない。むしろ、断定は避けるが。そうだとすると、優れた研究を埋もれさせない努力は、馬鹿げたことではないと思うし、これがきっかけとなって、将来にわたり、意欲的な研究発表への敷居が少しでも低くなれば喜ばしいと、私は思う。

さて須賀は、有意義な研究を拒否する人物の理念型として、次の6項目の特性を備えた「査定者モデル」を提案している。

(1) 自分の査定基準を(身の程知らずにもと言うべき)絶対視する。

(2) 月並みな(クーンの概念を借りれば「パラダイ

ムに乗った」)研究だと安心して採択する。

(3) 投稿者は査定者より知的に劣悪な研究者であると思込む。

(4) 研究成果を発表したいという投稿者の願いの実現(これは平等に会費を負担する学会員の委託に応える編集者の使命である筈)を忘れ、不採択を正当化するアラ探しに没頭する。

(5) 「つまらない」研究を発表させるのは雑誌編集者の名折れであるという、学会と自分の過度の同一視に陥る。(恥をかくのは著者であるという態度が採れない。)

(6) 査定行為の当否について判定する役割の者(レフェリーのレフェリー)の不在に何ら疑念を持たない。これらの特性を踏まえ、事例検討に移ろう。

3. 事例1:『理論心理学研究』に投稿された馬場論文

3.1 論文の概要

はじめに採り上げるのは、馬場純雄氏の《心の統一性と脳の可分性 ― 非局所的相互作用なしに脳で心は作れないことの理論物理学的証明》と題する論文である。日本理論心理学会の『理論心理学研究』創刊号に投稿された。結果は不採択で、書き直しての投稿も却下された。

心理学の雑誌なのに「非局所的相互作用」「理論物理学」という、ふつうこの領域では用いない言葉を表題に入れ、さらに脳という生物学的な対象をも導入する。これだけでも審査員の抵抗を呼び起こす力はかなりあるに違いない。須賀の「査定者モデル」における(2)の、裏の効果が期待される。つまり、このような研究の採択には、不安が伴うだろうと予測される。またこの場合には、後の検討のなかで明らかとなるが、(5)(審査員が)＜学会と自分の過度の同一視に陥る＞傾向についても、一部の査読者には発動を促したと考えるのが合理的である。

内容はどうかであろうか。この論文の概要は現在、馬場氏自らの作ったウェブページで読むことができる。

<http://homepage3.nifty.com/BABASUMIO/>

ここには他の論点も加えた広汎な議論が展開されているが、その中の第二章;

<http://homepage3.nifty.com/BABASUMIO/dai2shou.html> が、ほぼこの投稿論文にあたる。改訂されているため、投稿されたものとは多少の相違があるが、論旨は異ならない。(なお、現在の改訂版には、初歩的な物理概念の説明などを加えている点で、次節以降に紹介する査読者との議論の影響が認められる。)

「心」は脳の機能なので脳の状態が同じなら「心」の状態も同じだ、との考えがある。これを「心=脳機能説」と呼ぼう。これによれば、一人の人物の心は、脳機能以外の要素を持たないので、各おのの脳に「一つずつ」の心が伴っていることになる。心=脳機能説に加え、脳の働きは、究極的には物理的な法則に従って決定されるという説も、現代の常識的な思想であろう。これらの思想に、かつて「科学的な証明」がなされたことはないし、一種の科学万能主義とも言える強引な主張なのだが、現代では一般人の「健全な」常識をなすとともに、学問全般もこれを前提に営まれる^[註1]。だから『唯脳論』などという本が売れるわけである。

いまやこれらの思想は必ずしも、つねに明示的に語られるわけではない。だが支持が弱まったのではなく、常識となってしまったからであり、これらの前提と異なる立場を学術研究として公けにしようとするれば、激しい反発に遭う。しかも、理を尽くした反論ではなく、感情的な攻撃に晒されるか、むしろ内容の検討以前に門前払いを喰らう可能性が高い。なぜなら、現代の学術的タブーのひとつをなす「霊魂」實在の言い立てにつながるからである。ここにも、須賀モデルの(2)の裏が強力に働くことは明らかであろう。

馬場論文は、脳の分割と再統合という、現在のところ実現は不可能だが、上記の自然科学的前提からすれば原理的には可能なはずの操作を思考実験として行ない、その結果の考察から、背理法を用いて心=脳機能説を否定しようとする。つまり馬場説によれば、現代の科学的世観は矛盾を含んでいるので、心が物質としての脳の働きとは別に有るか、さもなくば世界のなかに、現代の物理学を外れた作用が有ることになる。これにより「霊魂」の實在を暗示するのである。

思考実験の第一段では、正常に機能している脳を、すなわち一つの心を伴った脳を、任意の部分に分割する。二つでもよいし、もっと細分してニューロンに分けてしまってもよい。各々の部分には何らかの機械装置を繋ぎ、脳が分割されていない場合と同様な状態に保つ。もちろん現在では技術的に不可能だが、脳の機能が物理的な法則に従うと仮定するかぎり、原理的には可能なはずである。また各おのの装置は互いに独立に作動し、物理的な相互作用を行なわないものとする。

このとき、心の有り様はどうであろうか。二通りの場合が考えられる。

1. 分割はされても、仮定により(空間的に離れただけで)脳全体の状態は分割前と同じである。したがって、分割された脳全体に一つの心が伴う。

2. 分割された脳には、一つの心は伴わない。

1の場合、分割された脳の各部分間には、物理的な相互作用はない。それにもかかわらず、一つの心が備わるとすれば、分割された脳の各部分を繋いで一つの心を形成する何らかの作用が必要となる。仮定により、その作用は非物理的で非局所的でなければならない。すなわち、もし脳の状態に応じて一意的に意識の状態が決まる

と仮定すれば、脳とは異なる「靈魂」が存在する — こう言い換えてもよい。

2 の場合、分割されて心を失った脳を再び結合すれば、前と同じ心が生じなければならない。なぜなら、心＝脳機能説の仮定により心は脳の機能で、かつ前に心の伴っていたときと同じ状態が再現されたからである。しかし、心の無いものを集めて心が生ずるとすれば、非物理的な何らかの作用がなければならない。なぜなら仮定により、分割された脳の各部分は、再結合されてもそれまでと異なる物理的作用を受けることはないはずだからである。分割された脳を維持するための装置は、分割前と同様な状態に、脳の各部を保つと仮定されていた。つまり再結合による空間的隣接は、それだけでは何らの物理的作用も惹起しないはずだからである。

この議論は、見かけほど複雑ではない。実質的な論点は1で尽くされている。つまり分割しても、脳の状態が変わらない条件下では、心が脳の状態で決まるという前提に従うかぎり、分割後も統一された心が存続しなければ

ならない、ということである。この統一をもたらす要因は何だろうか、馬場氏は問いかける。物理作用では統一されていないのだから、魂の働きに違いない。2では、これを否定する仮定を持ち込んでも矛盾が生じる、と言っているわけである。

本論は、馬場論文の祖述、紹介が目的ではないので、これ以上細かい論点は省略する。じつは馬場論文の魅力のかなりの部分は、精密かつ詳細な論証にあり、要約ではこの味わいが示せない。予測される反論を丹念に塞いでゆく手法もみごとである。しかし、これまで紹介しただけでも、賛同できるかどうかは別として、興味深い論点の提示されていることが、それなりの注意を払える読者になら分かるはずだと、私は考える。そして、後に分かるとおり、この論文の不採択決定は、細かな論証の検討に入る以前のところで下されてしまうのである。次は、この論文がどのような扱いを受けたかを、詳らかに見てゆく。

3.2 査読所見の検討

はじめに改めて注意を促したいが、ここで検討すべきは、馬場論文の言い立てを全面的に認めるかどうかではない。完全無欠の論文などというものはおそらく無いのであって、不十分な点や誤りを含みつつも、新たな見方を提供し、さらなる議論の進展に資するものでありさえすれば学術論文として取り扱うに充分だと、私は考えている。また問われれば、ほとんどの人がそう答えるのではなかろうか。それにもかかわらず、あえてこの主張から始める意味は、いずれ明らかになるであろう。

所見などの原文は、付属資料の1に掲載した。日本理論心理学会暫定編集委員会〔註2〕からの〈投稿論文審査結果の通知〉には「不採択」の理由として；

「非局所的相互作用」「ひとつの心」など、重要な概念についての明快な定義・説明を欠いており、意図された論証も説得性に欠けると判断され、本誌の論文としては不採択ということになりました。

と書かれている。

これらの点を、通知に添えられた3名の査読者の所見から検討してゆこう。いずれも採択・不採択の結論は明示していない。通知では省かれたのかもしれないし、査読者には所見のみで、結論を求めなかったのかもしれないが、判断材料は私の手許にない。（ただ、通常なら、各おのの査読者が自分の結論を併せ通知する。）

3.2.1 A査読者の所見

まずA査読者のものは、極めてまっとうな構えで書かれた所見と思われる。結論があるなら、おそらく採択だろう。だが、それを指して「まっとう」と言うのではない。「私は賛成できないのですが、そのように主張したいならば反論を自ら投稿して論争すべきものだと思いますので内容についての修正は求めません」と冒頭に書かれている。これは、須賀モデルの（4）〈研究成果を発表したいという投稿者の願いの実現を忘れ、不採択を正当化するアラ探しに没頭する〉を避けたいとの意思表示で、すべての査読者の第一に心がけるべきことと思われる。

前半に文章表現についての技術的な指摘があるが、ここでも「採択の条件としてではない」と明示され、言わば投稿者への親切として説かれている。こういう機能が

査読に必須だと私は思わないが、あればなおよいであろう。

後半になると、内容への疑問が記されている。脳の「モジュール構造」説が主流となっている現状からすれば、馬場氏の分割法では脳機能は失われて当然との指摘である。論文の根幹にかかわる論点だが、査読者の誤解からの疑問と、私には思われる。理由は次の通りである。

論文では、分割された脳の各部を分割前と同様な物理的状态に保つと仮定しているのだから、「モジュール」が分割されてしまっても、その各部も分割前と同様に保たれる。したがって、「モジュール」全体としては、やはり（離れた場所で）物理的には同じ状態なのである。もし各おのの「モジュール」に一つずつ、統合された心的機能が対応するのなら、馬場論文での「脳」をすべて「モジュール」に置き換えてやれば、全く同じ論理が通用するはずである。馬場論文の論証は形式性の高いものなので、適用範囲については融通が極めて利きやすい。

（ここで形式性が高いとは、ヒルベルトが数という対象に言及することなく、論理的操作のみで数学基礎論を構築しようと試みたのと同じような意味である。）

これは私の解釈だから、間違っているかもしれない。しかし、私とA査読者と、どちらが間違っているにせよ、大した問題ではない。なぜなら、いま問うべきは、馬場論文に弱点があるかどうかではなく、学術雑誌に掲載する論文として採択に値するかどうかだからである。

この点をA査読者は「その様な疑念を出発点とした反論を述べたいひとがその様な論文を書けばよいことなのですら不採択の条件とはならない」と明確に述べる。これは須賀モデルの（5）〈「つまらない」研究を発表させるのは雑誌編集者の名折れであるという、学会と自分の過度の同一視〉の回避に務めた構えである。そのうえでふたたび表現上の助言を与えている。

投稿者も査読者も人間であり、人間であるかぎり完全を期待することはできない。疑問の出る記述があっても、決定的な破綻でないかぎり発表させ公開の論議に委ねる構えが、A査読者の文章からは伺える。誤解があるうが無くろうが — 無いほうがよいに決まっているが — 自他双方に一定限度の誤りの可能性と、それへの寛容を織り込んでいると言ってもよい。このような査読

者ばかりであれば、学術論文審査をめぐる問題は、極めて少なくなるのではないか。

3.2.2 B査読者の所見

この査読者が結論を出したとすれば、おそらく不採択か、大幅な修正要求であろう。最近の脳科学や「心脳問題」に造詣の深い人物と見受けられる。けれども、この知識が、関心の向きの違う馬場論文を誤読させたと思われる。

＜論文の中心テーマ＞の（１）では、「一つの心」という概念に疑問が呈されている。認知と行動の処理過程が分離している視覚の例（「盲視」）を挙げ、「一つの」と言いきるには、心の機能はあまりに重層的で込み入っているというのである。

だが、馬場論文で言われる「一つの心」は、一個の脳全体に対応する一人の人物の心の全体であって、内部構造がどうなっているかと、議論には影響しない。別の言い方をすれば「一つの」とは、近代的な人間観の前提となる個人の人格の統一性と継時的同一性を裏付ける心の有り方である。近代の法律の刑事責任能力や民事契約の有効性なども、みなこの前提から構成されている。意識も無意識も、機能の重層も相互関係も、すべて取り込んだ統一性である。近代的な人間観ではこれに加え、心は個々人の内部に秘匿されて、直接に伝達が行われること（テレパシー）はあり得ないとも考えられている。この意味でも、心は個人の内部で「一つ」になっていると言えるだろう。そしてこれらは、おそらく心＝脳機能説以上に確立した定説なのである。

馬場氏の議論は形式的な性格が強いので、この意味での「一つ」が認められさえすれば、「心」の中身がどのようなものでも構わない。（だからこそ、法律は万人への平等な適用を求める。）また、この意味での「一つの心」の前提が保たれるかぎり、物質的な対応物は必ずしも脳でなくてよく、一人の人の体全体にまで拡張しても、議論の本筋は変わらないのである。B査読者は、自らの関心に惹き付けるあまり、投稿論文の趣旨を歪めて受け取ってしまったという。私はそう理解する。

とは言え、上記の近代的な人間観の前提にさえ、異論はありうるだろう。じつは私自身も、この点をもって馬場論文の難点と考えているのである。しかしこの種の異論は、むしろ異論の方が少数派となるのが明らかで、それこそ理解を得るには詳細な論証が必要となる。これをして論文不採択の理由にはとうていできない。

B査読者はまた、＜論文の中心テーマ＞の（３）において、＜「接続状態の場合と同等な相関」を持たせることが、原理的に可能か＞との指摘を行なっている。これも誤解である。馬場氏は「分離前と同様な状態」の条件に「接続状態の場合と同等な相関」は含めていない。論点はあくまでも「一つの心」にあるので、その状態は相関を含め刻々と変化して構わない。「分割されなかったらどうだったか」は、それこそ原理的に推定不可能なので、これに合わせる必要はない。脳が「一つに」繋がっていた場合に受けるのと同質の物理的刺激でさえあればよいのである。（この議論は、資料１では省略した馬場氏からの、この査読者への反論にも記されている。）

（３）のもう一つの指摘＜「接続状態の場合と同等な相関」が保証されているのなら、それは実質的な局所的相互作用の存在と等価なのではないか＞は、極めて興味深いものである。上述の通り、馬場論文はこの保証を求めている。だが、もしB査読者の言うとおり、「同

等な相関」の保証が局所的相互作用と等価だとするならば、非局所的な作用なしで、脳の機能の統一性は説明できることになり、馬場氏の論拠は崩れる。

これ自身がまことに斬新で、魅力的な説である。つまり、現在知られている物理学説を無視して、状態の相関関係のみから、物理的な作用も心理的作用も理解できることになるからである。状態の相関が、物理的実質に優先するわけである。例えば、同じ映画を収録したDVDなら、何枚あろうと「一つのDVD」として等価だと理解する。これだけでは乱暴に響こうが、DVDの各おののコピー材質の相違も、究極的には状態の相関の位相として理解できるとの主張になる。素粒子や場の地位を、情報で入れ替えてしまう「情報一元論」とも言える。物理学の一部にもそのような論者があるやに聞く。けれども、これこそ新説なのであって、馬場氏の立場に負けないほどの少数派であることは間違いない。そういう論拠では、いかにしても論文不採択の理由は作れまいと、私は思う。

とは言え、B査読者が須賀モデルの（１）＜自分の査定基準を絶対視する＞や（４）＜不採択を正当化するアラ探しに没頭する＞構えに陥っているとは思われない。指摘は誤解に基づくが、そのように理解したのなら、馬場論文はあまりにもずさんで採択すべきでない、と考えるのも首肯ける（最後の論点は除く）。さらに、異議の内容が詳細かつ正確に記載されているのが大きな救いで、これなら投稿者は反論を企てることができる。筋の通った反論なら、納得が得られると期待できよう。じつは馬場氏も、資料では省略したが、詳細な反論をB査読者宛に書き送っているのである。残念なことにB氏から回答は来なかったのだが。

3.2.3 C査読者の所見

さて、ここに問題の中心がある。この査読者の所見には、驚くべきことが書かれている。記述こそ明快なのだが、内容的には驚くしかない：

１．頻用されるキーワードについて、論文の中で明確な定義がなされていない。

「局所的相互作用」とは、「物理的相互作用」のことか？「光速の限界内の相互作用」のことか？ここで何ゆえに、特定の速度＝「光速」が問題となるのか？

p. 4-1. 10でいきなり使用されている「非局所的相互作用」を明確に定義づけると、どう表現されるのか？

「局所的」「非局所的」という言葉を、この査読者は知らないのである。なるほど、高校までの必修科目の中では、これらの言葉は習わないかもしれない。その意味で、「難しい」「一般的でない」言い回しだとは言える。入門書を出す場合なら、出版社側が「説明を入れて下さい」と注文してくるかもしれない。だが、ここは学術論文の審査の場合なのである。これらの概念は、物理学でも哲学でも基本に属するものであり、遅くともニュートンの時代以来、活発な議論の繰り返された思想史、科学史上の大問題である。これを知らないで、学術論文の査読ができると思うのは、思い上がりである。

何ゆえに、特定の速度＝「光速」が問題となるのか？にも驚かされる。「光速度一定の原理」は、言うまでもなく相対性理論の根幹をなす仮定で、ちょっと理科好きなら、中学生でも知っている。いや、SFの好きな小学生でさえ。

p. 5-1. 5「空間的距離を跳び越えて作用でき

る」とはどういうことか？

例えば「万有引力」は、空間的距離を跳び越えて作用しているのか、していないのか？

この指摘は、ある意味で鋭い。万有引力の作用機序が「遠隔作用」つまり「非局所的」なのかどうかは、ニュートンの著作の発表直後から大論争を巻き起こした、曰く付きの問題だからである^{〔註3〕}。科学史・思想史の教養を欠きながらこの論点に気づいたのは、この人物の思考力が、誠意をもって事に当たりさえすれば、それなりの仕事をこなせる可能性を示唆する；誠意を持てるかどうかの問題は残る。

この査読者の無学・無教養を — 恥ずかしいことではあれ — それだけで責めようと、私は思わない。だけれども知らないことはあるのだし、もちろん私も、思い掛けないところで基礎的な知識を欠き、冷や汗をかくことはよくある。知らないのは仕方がない — だがそれなら、どうして調べようとししないのか。自分の知らないことは他の人も知らないし、知る必要もないと、この査読者は思い込んでいる。須賀モデルの(1)〈自分の査定基準を(身の程知らずにもと言うべきか)絶対視する〉の、完璧に当てはまる事例である。

2. p. 5-1. 6 「これを用いて超光速の情報伝達が可能だとすると、因果律を破壊するおそれが出てくる」とあるが、それはどのような理由からか？特定の速度がどのような理由によって因果律の成否と関係するののか？

またしても相対性理論だが、相変わらず須賀モデルの(1)を繰り返している。なるほど、光速度一定の原理を知らない人物に、この理由を理解せよと言っても無理なことは確かである。この程度の教養の人物のために、いちいち註釈を入れるべきなのだろうか。もちろん、入れても構わない — 親切である。しかし、学術雑誌の大きな問題点に、枚数制限があることを思い出す必要がある。無教養な人のための註釈を付ければ、その分だけ、自説の説明を削らねばならない。こんどは「説明不足」だと言われる恐れが増す。とくに、新しい提案をしたい場合にはなおさらである。学術論文であるかぎり、「他分野」のそれであっても、基本的な知識の周知を前提に論述するのは仕方がないことであり、それをもって修正要求や、まして不採択の根拠にしてはならないと、私は考える。

3. p. 5-1. 11 「脳以外に何か別の実体を考えねばならなくなる」という命題は、どのような推理によって引き出されるか？何かの実体を仮定すれば解決する可能性がある、ということか？それはどのような実体か？

これは不可思議な記述である。「どのような推理によって」というのだが、まさにこの推理を展開したのがこの論文の主要部分なのであり、それをどう説明せよというのであろうか。本文とは別に、日本語と英語の要約も付けられていたのである。C氏に査読者としての日本語の読解力が不足しているか、まじめに読んでいないかのいずれかであろう。

4. p. 5-1. 13 「正常な脳Bには、さまざまな機能を持ちながらも全体として統合されていると感じる『ひとつの心』Mが随伴している」というのは、仮定か？断定か？推理の結果か？統合されているとは、どういうことか？心とは何か？

「一つの心」の意味については、先に説明した。少なくとも私はそう読み取った。C氏は、何も読み取れな

かったようである。ただし、馬場氏は「統合されていると感じる」と表現するので、心の統合が当人の意識の事実だと考えている節もある。もしそうだとすれば、異論をはさみたい人がいるだろう。私も賛成できない。だがそれは、この論文では枢要の論点ではない。また、たとえこれが枢要な論点だったとしても、例えば現象学派の大部分のように、人格の統一性を「意識の根源的事実」だと言い立てる人びとが相当数いることも、また確かなのである。したがって、これを「常識外れの思いつき」だとは言えない。だから、この点が修正要求や不採択の理由になるとは、私にはとうてい考えられないのである。

私は、議論の筋に照らして、馬場氏の表現では限定がきつすぎると思ったので、あえて先のような表現を用いて述べた。これは私の立場からの、好意的な解釈のつもりである。「好意的」とは、著者の「真意」をそう受け止めたほうが論旨が生きてもらえるので、著者の原文と少しずれるようでも、あえてそのように読み込むことである。この手法は、文献の「解釈」においては当然のものだが、投稿者の研究を活かすためにも用いられてよいと考える。(A査読者のように所見で修正提案をしてよまろう。もちろん、修正を強制するべきではない。)

「心とは何か？」には、言葉を失う。あまりに乱暴な要求である。物理学論文の査読者が「物とは何か？」と訊ねるのだろうか。生物学論文の著者は「生物とは何か？」に答えられねばならないのだろうか。これらはたしかに、場合によっては意味のある、重大な問いとなりうる。しかし、根本的であるがゆえに、おいそれとは答えの出しようのない問題である。訊ねるにしても、もっと具体的に、論旨に添った質問をしなければ、答える側は困惑するのみである。

この種の問いは、「わからない」というのが最も正直で、正確な答えであろう。だが、分からないからといって、研究が進められないのではない。物理学も生物学も、これらを未解決のまま研究を進めている。C査読者は、いったい何が訊きたいのだろうか。やはり須賀モデルの(4)が当てはまる。

5. Bをn個に分割し、正常なB状態にあるかのように機能させることを考える、というのが、分割された状態で、接続状態と同じ状態を作り出せると考えるのは、樂觀的に過ぎないか？

思考実験という概念を、C査読者は理解していない。またしても、無学・無教養である。実現できなくてもよいから「思考実験」と呼ぶのであって、原理的に可能でさえあればよい。例えばニュートンの時代に、ロケットを火星にまで飛ばして軟着陸するなどはまったく不可能だったが、原理的には可能であった。どれだけの初速度を与えれば地球の重力圏を抜け出し、どのコースをとれば火星に辿り着けるのかは、現在でもニュートン力学で計算するそうである。(地球人の作ったロケットが太陽系内を飛ぶくらいなら、相対性理論は要らない。) 17世紀には火薬もすでに実用化されていたが、そうでなくとも、推力を得る手筈なら「巨大な石投げ機を作る」で、原理的には充分である。アインシュタインが「光速で飛ぶ宇宙船に乗って行ったら」などの思考実験を繰り返しながら相対性理論を形成したのは有名な逸話である。

加えて、「脳を分割して正常に機能させる」ことが現在の技術水準で実現不可能だという事実、馬場氏が思

い及ばないと、C査読者の考えていることに驚く。ここでは須賀モデル（1）に加え、（3）＜投稿者は査定者より知的に劣悪な研究者であると思ひ込む＞が見事に当てはまっている。

3.3 所見への反論と再投稿の結末

「不採択」通知にもめげず、馬場氏は、3名の査読者それぞれへの回答と反論を含む長文の文書を、編集委員会に送付した。とくに、評価に納得のゆかないB、Cに対しては、反論をこと細かに展開している。資料1に載せたのはC査読者宛のもののみであるが、これを読めば、無知・無理解のC氏に対してさえ、誠実に、懇切丁寧に説明を尽くしている様子が分かるであろう。「涙ぐましい」という形容をさえ、敢えて使いたい思いがする。そのうえで、委員会と各査読者に、反論への回答を求めたのである。

資料1冒頭の＜投稿論文審査結果の通知＞には、こう書き添えられている：

審査結果に不服のある場合、編集委員会へ書面でその旨を申し立てることができます。責任ある対応を致します。

この文面を信じての行動だったことは、想像に難くない。

馬場氏はさらに、査読者の理解を得るべく原稿を書き直し、「心の統一性と脳の可分性VER.2」として再投稿を行なった。

しばらくして届いたのが資料1の6.＜委員会より馬場氏への改稿の受理を拒否する通知＞である。委員会の見解として「前回投稿頂いた論文は不採用となったため、それと同じような内容の論文は、受け付けられません」と記されているのみで、馬場氏の心を砕いた反論には何の言及もない。

ただし、C査読者からの返答（資料1の7）は添えられていた。結論は出ているのにわざわざ返答を作成し送付したのだから、丁寧と思われるかもしれない。だが、そうではない。むしろ、馬場氏の反論を考慮せず、さらに改訂版については、審査さえせずに不採択を決めた手順こそが、重大な問題を含んでいる。投稿者が、冷静かつ丁寧な、全部合わせれば元論文を上回るほどの分量の（それで資料ではC宛のみを掲載）反論を送付しているのに、これに対する見解を一切表明しないまま、再投稿さえ却下すること — これが「責任ある対応」の内実だったのである。

そのうえでC査読者の返答が添えられたのだから、これは言わば「捨てぜりふ」のようなものであろう。読んでみると、またしても驚くべき記述が現われる。

相変わらず相対性理論を調べていないトンチンカンであるが、もうこれについて述べるのは止めよう。資料の最後に画像で添えた馬場氏の手紙に「私が論文の中で証明すべき命題ではなく、相対性理論の基礎の基礎です。相対性理論の入門書でも読んで下さい」とあるのが、すべてを語っている。ただし、入門書は小学生向きのものを用意する必要があるだろう。

だが、物理学についての無知よりも、なお大きな問題がある。それは、C査読者が相対性理論に疑問を呈することで、投稿論文を、議論の本筋とは異なる枝葉末節の論点で批判し、不採択に持ってゆこうとしている点である。馬場論文においては、相対性理論の内容に、本質的な意味はないのである。超光速の非存在やタイムパラドックスなどは、馬場理論の論証にはじつは不可欠でな

このような査読者に出会う投稿者は、まことに不幸だと言わざるを得ない。「反論すればよいではないか」と言う人が出てくるかもしれない。しかし、必ずしもそうではないことを、次に記してゆこう。

く、現代科学の限界の具体的提示として、言わば「挿し絵」で添えられたに過ぎない。「現在の物理学で考えられる（量子レベルでの非局所的相互作用を除く）すべての影響関係を断ち切ったうえで、＜一つの心＞と脳の状態とがどのように関係するか」さえ論じられれば、具体性はなくてもよいはずなのである。C査読者は、ここではおそらく意図してではないにせよ、須賀モデルの

（4）＜不採択を正当化するアラ探しに没頭する＞に結果的に陥っているのである。

したがって馬場氏の側にも、作戦上のまずさはある。C査読者は、相対性理論の基本を理解できず、学術雑誌の水準では問題にもならない異議を唱えている。ところが馬場氏はこれに、誠実に答えようと努力するのである。「その議論はこれこれの理由で必要ない」として、回避する方法があったかもしれない。しかし彼は、あくまで問われた論点を説明しようと努力した。誠実な構えだと思う。しかしある意味では、無駄な努力である。

「そんなことに力を費やすほうが悪いのだ」という声が聞こえてきそうではないか。

そのような「誠実さ」、すなわち自らの所説には完璧を期したいと願い、どのような細部であれ、疑問を投げ掛けられればきちんと答える姿勢は、ある種の不器用さでもあろう。だが、学問の探究においてそのような不器用さ、愚直さの果たす役割は、小さくないのではない。まわりの人の思惑を忘れ、問題の探究に没頭してこそ成就した業績は多い。アインシュタインの場合がまさにそうであった。そういう人物の世渡り下手を補い、

「魂を入れた」仕事を掘り出してこそその学会ではないのか、と私は思う。学会がそうでないから、このC氏のように自らを省みない人物が、須賀モデルの（1）（3）（4）を思いのままに発揮し、志に満ちた研究を抑えつけるのである。

ここで私の立場から、新たな思考実験を一つ提起してみたい。査読者Cは：

それにしても、本当に重力が光速で伝わると多くの物理学者は信じているのですか？このこととは別に、「光速を超えた情報伝達が可能だとすると、未来から過去へ情報を送ることが可能になる」というのは、どのような理屈に基づいているのでしょうか？（この疑問に明快にお答え頂けるかどうかは、決定的に重要な意味を持っていると思います。）

と書いている。これも論文の本筋からは外れていて、C氏の誤解から出た要求なのだが、この内容だけを採れば、現代物理学の根底への疑いを含む記述である。ここで、もし仮に、この論文を投稿したのが物理学者であったとしよう；それも世界的に著名な人物だったとしたら、C氏はこの同じ文章を記したのであろうか — これが「実験」である。ちなみに馬場氏は無名の若手で、少なくともこの時期には、研究職はおろか定職にも就いていない「フリーライター」であった。

ここに須賀モデルの（3）＜投稿者は査定者より知的に劣悪な研究者であると思ひ込む＞が働いているのは確かだが、この作用は投稿者の社会的地位、政治力、人脈によって影響を受けるのではないかと私は疑っている。

る。この思考実験で、もし否定的な結果が得られるなら、モデルに（７）＜投稿者の社会的地位、政治力、人脈を慮って審査を加減する＞との一項目を付け加えたいと思う〔註4〕。適用第一号は、もちろんC査読者である。

なおC査読者は、須賀モデルの（６）＜査定行為の当否について判定する役割の者（レフェリーのレフェリー）の不在に何ら疑念を持たない＞にも該当する可能性が高いと思われる。なぜなら、（おそらく）入門書に当たるくらいの努力さえせず、無知蒙昧振りを晒して恥じないからには、自らの査読が馬場氏以外から評価される可能性をまったく考慮していないのではないかと疑われるからである。無名、無力な馬場氏からなら、どう思われようと構わないのだろう。

3.4 分かったこと・教訓

馬場論文の処遇は、不幸な結果に終わった。ただし、学術論文の査読状況を研究する本論の目的に、三名の査読者が、非常に貴重な資料を提供してくれたと受け止めている。おそらくここに、査読者に当てはめてよい三種の理念型が、格好の実例を通して現われたと思われるからである。

理念型は次の通り：

- A 学術的理解力があり、自らと異なる立場に寛容
- B 学術的理解力はあるが、自らと異なる立場に不寛容

C 学術的理解力を欠き、自らと異なる立場に不寛容
これらは、須賀モデルよりもはるかに簡略だが、観点が異なっている。須賀モデルが主に、査読者の自覚的側面の特性を考慮するのに対し、私のモデルは行動傾向の分類である。その結果、須賀モデルは査読者自らが自戒の教訓を引き出すのに役立つ一方、私のものは、投稿者が査読者の器量を見極める際の目安となるであろう。もっとも、前者の方がはるかに整って内容豊かであり、後者は在り来たりの概念の組み合わせでしかないのだが。

それでも一つだけ注目に価する部分があるとすれば、次の点であろう；学術雑誌の査読者にもC類型の人物がいる事実を投稿者が心に留め置けば、深呼吸して心を落ち着かせ、身を護る術となりうる。学術研究を生業とする（少なくとも建て前では）ような人びとのなかに、よもやC類型の人物はいないだろうとの予断が、社会一般にも研究者のあいだにも、かなり広まっている。だが、その予断に基づいて行動する投稿者は、しばしばここでの馬場氏のような境遇に陥る。本特集の他の論文を見ても、これは分かるであろう。

三つの類型を並列したのだが、C類型はその取り扱いにくさの点で、他の二つとは質的に異なっている。受け容れがたい不採択通知や修正要求を受けたとき、Aなら、筋道を通して学術的に議論すれば、納得し取り下げてくれるであろう。Aが納得しないのは、投稿論文が無内容であるか、既存の学説に何も付け加えない場合に限られる。Bを納得させるのは難しい。だが、理解力のあるかぎり、学術的議論によって説得できる可能性は残されている。ところがCには、理解力が無いので、いかなる議論も無効なのである〔註5〕。

無知・無学・無教養を、それ自身として貶めようとは、私は考えていない。学校で習う学問、文字から習得する知識が必ず尊いわけではなく、むしろほんとうは、そんなものは有害無益なのかもしれない。そこまで言わないにせよ、学問知識に分類されない知恵、尊い生き方

馬場氏への返答の最後にC氏は；

ここまで書いてきて、このような議論の価値自体に疑問が生じてきました。まずはここまでの疑問へのお答え次第では、これ以上のおつき合いに応じかねる場合もあることをご了承願います。

と記している。多忙を理由に、責任ある回答、学術的議論を避けようとする構えは、査読者として許されるものではない。ただ、逃げ口上の響きをも含むこの文章は、彼の心中に、もしかすると自分が間違っているのではないかとの疑いが、微かにせよ兆した可能性を示唆すると、私には読める。それでもこの「捨てぜりふ」で事が済むと考えているのなら、（６）の適用可能性は濃厚であろう。

は必ずある。ここでの問題は、学術的な知識、能力が必要であったり、備えている前提で行なわれる仕事に、これを欠いた人物が当たることにある — いくら鼓が巧くても、ブレーキの踏み方を知らない人物に運転は任せられない。

学問は議論で決着がつくのだと、世の人びとは考えがちである。学校教育のなかで、そのように教える教師が多いことに、主な原因があるだろう。とくに若い研究者は、学校教育の影響が相対的に強いので、筋を通した議論で説得できると誤解する傾向が強くなる。もちろん、若くてもけっこう世慣れた人物はいるのだが、まじめな若者ほど、馬場氏の陥ったような罠にはまりやすい。この罠りに早く気づき、無駄な努力を重ねた末の深い失望を味わわないためには、C類型を心に刻みおく必要がある。そう分類できたら、ただちに回避行動に移ることが推奨される。建て前に縛られて、「学術雑誌の編集にそんな人が加わるはずはない」と思い込んでいれば、傷は深くなる。

ただ回避には、可能な場合と不可能な場合とがある。馬場論文の場合、最善を尽くしたとしても、非常に困難だったであろう。なぜなら、C類型の人物つまりC査読者が、編集委員長を務めていた可能性が高いからである。

もういちど、最初の通知を振り返ってみよう。そこには不採択理由として：

「非局所的相互作用」「ひとつの心」など、重要な概念についての明快な定義・説明を欠いており、意図された論証も説得性に欠けると判断され

と記されていた。理由はこれだけである。起稿したのは、当然、編集委員長であろう。この内容は、C査読者のものと全面的に一致する。A査読者の観点は全く考慮されていない。B査読者の所見の一部とも合致するが、この査読者の強調した経験科学的論点は採り入れられていない。すなわち、C査読者が編集委員長を務め、他の二人の査読者の見解をほとんど考慮せずに結論を下し、委員会としての見解もまとめたと推測するのが、最も理に適うであろう。

C類型の当てはまる人物が前面に立って差配すれば、背後にどれだけまともな査読者がいても、その力は及ぶがたい。無視されれば終わりである。つまりこの学会の論文審査では、少なくとも当時は、学術的な議論でなく、権限を持つ者の「意向」こそが決定力を握っていたのである。すると、論文査読の問題を理解する、まして解決するためには、学会の政治的動きの解明が必須だという結論になる。これもまた「政治学」という学問の対

象かもしれないのだが・・・そうだとすれば、すべての大学院で政治学を必修とすべきなのか ― しかし、本

論ではまだそこまで論ずる準備が無いので、後日を期すとしよう〔註6〕。

3.5 結論と展望と：「先行研究」「独創性」の問題を加えて

馬場論文を読み、三名の査読者と編集委員会所見などを検討した結果、この論文は委員長が無能がもとで不当な扱いを受けたと判断する。

あえて繰り返すが、これは馬場論文が全面的に正しいという意味ではない。学会の趣旨に賛同して会員となり、平等に会費を負担したうえ投稿した論文が、学術論文としての要件を充たしながら、不当な理由付けで掲載を拒否されたということである。

すでに述べたとおり、私の立場からしても、馬場論文には欠陥があると思う。ことに、人物の心の単一性、統合性などいわゆる「人格の同一性」をなんら検討することなく前提し、これのみを支えにすべての議論を組み立てるのは、たいへんに危ういやり方だと思う。馬場氏の議論は形式性が強く、「一つの」という統一性と、分割による脳の複数化・不連続性との対比をほとんど唯一の論拠とするので、この前提が崩れれば、全く成り立たなくなってしまうのである。（分量制限のある投稿論文では、狭い論点に絞るのも戦術としては理解できるので、それだけで批判するのは気の毒であろうが。ちなみに、先のウェブページの他の章においては、もっと多面的な議論が展開されている。）

とは言えこの「人格の同一性」は、相対性理論の諸仮定、諸結論にも増して、当然のこととして前提される場合が、少なくとも西欧文化圏の近代では、非常に多い。だから、これを出発点にしての立論なるがゆえに学術論文の要件を欠くとは、私には思われない。もしこの点の証明を済ませてからでなければ議論に掛かれないなら、現在発表されている心理学、法律学、倫理学、哲学などの非常に多くの論文が無意味となってしまうであろう〔註7〕。

ところでAB両査読者は、いくつかの「先行研究」を挙げ、それらの検討や比較の必要性を示唆している。ここに、残されたもう一つの検討課題がある。馬場氏は、挙げられた「先行研究」のうちいくつかはすでに知っており、ちょっと見には似ているけれども、自らの論旨と本質的には交わらないから引用、言及を避けたのだと、両氏への反論で述べている。

どのような「先行研究」をどれだけ無視した場合なら修正要求や不採択の理由となりうるのか、を考えてみる必要がある。結論から言えば、＜全く同じ主張がほとんど同じ表現で示されている場合＞を除き、投稿者の判断に任せる構えを査読者は取るべきだと、私は考えている。理由は二つある：

1 「先行研究」の内容が投稿論文のそれと同じかどうかは、＜全く同じ主張がほとんど同じ表現で示されている場合＞でなければ、解釈に相違の余地がある。

2 先端的な自然科学は別として、ほとんどすべての学説は人類の歴史の中で、どこかで誰かに、すでに構想されている。

1については、馬場論文でも、査読者との間で解釈が食い違った。ここでもまた、馬場氏の言い立てが全面的に正しいかどうかは、本質的な問題ではない。査読者が正しいとは限らないのだから、論文を公表したうえで、いずれが正しいかを大方の判断、歴史の審判に任せるべきなのである。そうでなければ権限を持つ者に、自らの好みの押しつけを許す結果となる恐れがある。

2については、「独創性」への過度の期待の誠とも言える。多くの研究課題において、全くの新発見、新発明を期待するのは荷が重すぎる。もちろん、「理想を追う」のは悪いことではなかろう。しかし理想をそのままこの世に実現しようとするれば、障害に阻まれて失敗するばかりか、この挫折が理想の中身までも疑わせる ―

このようにカント（A569-70/B597-8）は、もう250年前に指摘した。理想とは、あくまで純粋理性の内部に形成された観念であり、我われの生きる世界には実現しえないというのである。もとより、理想を「目指す」ことを否定するのではない。理想を「そのまま」実現しようとしたり、なにかんづく、実現するはずのない状態の実現を前提として判断や行動を行うことへの批判である〔註8〕。「独創性」がほとんどの発表論文で実現されているとの誤った前提と、これに基づいた「独創性」への不当な要求は、深刻な挫折ないし不平等を招来する。

この挫折の中身は、論文審査の場合、須賀モデルの（4）＜アラ探しへの没頭＞に具体化されやすい。すなわち、どんな研究であれ、「先行研究」に関連づけようとするれば、著者の引用していない文献をいくらかでも挙げることが可能なのである。だから、じっさいには不可能な「独創性」が必須要件に掲げられるかぎり、査読者の側には、気に入った研究なら沈黙し、気に入らない研究なら「先行研究」を探し出すという、恣意的な操作が可能になる。

馬場論文の場合なら、恣意的操作は、幸いにして見られなかったと思われる。しかし、やろうと思えばできる ― 実例を示そう。

コンディヤックは、やはり18世紀の中葉に活動した、カントより10歳ほど年上の、啓蒙主義の思想家である。彼は、ジョン・ロックが精神は脳に宿るのではないかと示唆したのに反論し、次のように述べている：

物体は寄せ集めのだから、考えの主体とはなりえない。物体を組み立てる実体すべてに、考えを割り振れるだろうか。まず、もし考えが一つの、分けられない知覚だとすれば、振り分けは無理である。次に、もし考えが複数の知覚からできていても、やはりこの想定は退けられる。いまA、B、Cという三つの実体が、ある物体の組み立てに含まれ、それぞれが三つの異なった知覚に対応するとしよう。さてその場合、この三つの知覚はどこで比較されるのであろう、と訊ねたい。Aの中ではない。なぜなら、持っている知覚を、自らの持たない知覚と比較するわけにはゆかないのだから。同じ理由から、Bの中でもCの中でもないだろう。だとすれば、一つの点が結びつけるのあり、それは三つの知覚について同時に一つの分けられない主体をなす実体なのだ、と認められるに違いない。それはしたがって、物体とは区別される実体、ひと言でいえば、一つの魂である。（Par1, Sec1, Chap1, §6）

まさしく「一つの」という概念を唯一の支えに、心の内容を問わず、脳とは異なる魂の存在を導き出している。この250年以上前の記述で、馬場論文の趣きはほとんど尽くされている、と私には思われる。私はたまたまこれを知っていたが、本気で探せば、おそらくもっとたくさん類似の文献が見つかる。これをもって不採択とすべきなのだろうか ― そうではなかろう。古代か

ら、いや、それ以前から様々な形で繰り返し語られてきた思想は多い。新しくないからとて直ちに否定すべきではなく、それぞれの時代に、それぞれの文化の中で、それぞれの人びとが新たな仕方でも語りだすことにも、それなりの意義があるのではないか。馬場論文は、上記と同じ内容を、しかし彼なりの仕方、心＝脳機能説が一般的となった現代の日本で、精緻に語り直した立派な研究である。

あるいはこのような反論があるかもしれない；18世紀や、まして古代にまで遡る必要はないし、それにこの文献の所属は「心理学」分野とは異なるのではないか・・・参考とすべき文献は、その研究の属する分野で重視される最近のものに限るのがよく、そのなかでは必須の「先行研究」がたしかにある。じっさいに、同様な発言を私はしばしば耳にしてきた。――学界の習慣に従え、という意見である。だが、これを受け容れるわけにはゆかない。

なぜなら、「心理学」「物理学」などの領域分けは、固定したものではあり得ないからである。加えて現在の分離状態も、内容的な独立性からではなく、すでに触れたとおり、学閥や人脈などの政治的要素に強く左右されているからである。心理学と物理学でも、現代ではあまりに隔たりが大きいようだが、じつはこれらは19世紀後半には、方法論に関するかぎり、ほとんど融合していた。まして心理学、哲学、倫理学、社会学、政治学、経済学、宗教学、民族学、民俗学、文学研究などの境目は、少なくとも学問の内容からは、極めて曖昧である。最近でも、情報工学の観点からの心の研究が、新たな潮流を作りつつある。

この意味で、三人の査読者の構えはいずれも評価できる。三人とも、通常の領域分類の枠には、全く捉われていない。これは、じつはなかなか実行されないことなのである。ことにC査読者は、心理学の枠を完全に踏み越え、理論物理学の定説への疑問を執拗に繰り返したので、政治的な派閥を完全に無視しており、この点に関してのみは、非常に高い評価を与えたい。――己れの無学・無教養をさらしてまでこれを行なったのだから、その勇氣はさらに特筆に価する。（この点で、理論心理学会のこの審査は、論文審査の全体の傾向からすれば、かなり例外的と思われる。この学会の優れた点だが、これが当たり前に行なわれてほしいものである。本特集の田澤論文にはそうでない例が記されていて、こちらの方が一般的であろう。）

学問の分野別を尊重せよとの構えは政治的な現状維持、ないし保守主義の主張に他ならない。つまり、学問的な議論に政治的な制限を加えることに他ならず、これで利益を得るのは、現在の権益を温存したい「学界権力者」であろう。学問は、「進歩」かどうかは別として、常に変化してよいのであり、特定の分野、例えば「心理学」にしても、内容は時とともに変化して当たり前だし、じっさいに変化を経てきている。論文を発表することは、特定の研究課題への解答を与えるだけでなく、研究分野の有り方への提案をも、つねに含んでいると考えるのがよいだろう。それを理由に発表を制限するなら、保守主義のイデオロギーによる政治介入となる。

政治的要素が学問に介入することは、じつは避けがたい。政治から学問が独立しているとの前提を置くことは、理想を現実に重ねる誤りである。しかし、だからといって、進んで政治的な事情に学問を主導させるのも誤りである。それではライセンコ学説のようなものを批判

できなくなってしまう。政治が避けがたく干渉する現実を把握したうえで、可能なかぎり、それから距離を取る努力を続けることが、学問の持ち分を生かす道ではなかろうか。

したがって、＜全く同じ主張がほとんど同じ表現で示されている場合＞には、分野別を問わず、原則的に「先行研究」として紹介する義務があるし、全体がそっくりであれば不採択が当然だろう。言い換えれば、「同じ分野」の内部であっても、＜全く同じ主張がほとんど同じ表現で示されている場合＞を除いては、「先行研究」引用の義務は負わないと考えるべきである。そうでなければ、解釈に応じて関連はいくらでも付けられるので、先に述べた査読者の恣意の入ってくる恐れが生ずる。

ただし、馬場論文の場合には、過度の「独創性」を求められたわけではなからう。むしろ、独創的だったがゆえに採択を拒否された例の一つに、私は数えたい。たしかにコンディヤックの著作はあるし、少なくともB査読者には、「最近の心の科学に関するトピックスを散漫に並べただけの印象」を与えているらしい。しかし、A査読者には独創性が認められているし、C査読者も、馬場氏の論述に類例を見出せなかったからこそ、「先行研究」を挙げることもなく、頑なな拒否を貫けたに違いない。

ここにひとつの逆説が浮かび上がる。ほぼ不可能な「独創性」の理想が、あたかも実現されているかのごとくに掲げられると、じっさいには独創的な研究が「平凡」として却下され、月並みな研究が「独創的」として採択される傾向が産まれる。後者については、条件を少し変えることでいくらかでも「明らかな新しさ」が追加できるからである。他方、前者については、いくらかでも類似の「先行研究」を指摘することができるのであった。この点は、須賀モデルの（2）＜月並みな研究だと安心して採択する＞の形成要因の重要な一部になっていると考えられ、次の戸田論文の事例にも係わってくる。

ちなみに、コンディヤックはミサを（一度だけとも言われるが）執り行った神父で、したがって特定宗教の要職にあった人物である。そもそも魂の単一性は、キリスト教の重要な教義であるが、仏教でも神道でも認めてはいない。仏教では自我は因縁の結ばれであり、神道では分霊がよく行なわれる。特定宗教の思想を前提とした研究は科学的な中立性を逸脱するので、学術雑誌に掲載できない。――などとして馬場論文を拒否する所見さえ、書けないわけではなかろう。しかし、そんなことをすべきではない。

そもそも、「新しくなければいけない」ということ自身、一つのイデオロギーである。中国はもちろん西欧でも、かつては古代をすべてが揃った理想の時代と見做し、あとはどれだけ墮落したかの問題とする考えが有力であった。「未来に向かって確実に進歩し知識が増大する」というのは、西欧でも19世紀になってから力を得た新しい思潮に過ぎない。しかも「科学的に実証」されたわけではないのである。

厳密に言えば、イデオロギー抜きの研究などあり得ない。多様な立場からのせめぎ合いが議論を面白くするし、なによりも意図せぬ片寄りを是正してくれるだろう。馬場論文は、この意味でも刺激的な好論文なのであり、それを掲載できなかった『理論心理学研究』は、その名に価する作品の一つ逃したのみでなく、学術雑誌としての品位を自ら損なったと言えるであろう。

4. 事例2：『人間性心理学研究』と『心理臨床学研究』に投稿された戸田論文

4.1 投稿の結末と現在

次に採り上げるのは、戸田弘子女史の《治療の場<真(マコト)>―「筆者の事例」として―》と題する論文である。日本心理臨床学会の『心理臨床学研究』と、日本人間性心理学会の『人間性心理学研究』に投稿され、いずれも不採択であった。私はこのうち、人間性心理学会での審査の途中からこの雑誌の編集委員となったので、三回にわたる査読のうちの最後の査読者の一人となった。またこの論文の三回目の審議に参加し、手続に不備が認められたこの会議のやり直しを求める経過に係わった。

審査手続は、まず委員会が査読者を選定して所見を依頼し、この所見に基づき、編集会議において論文の取り扱いを審議する。通常の論文審査でも概ね採られる手続で、これには何の問題もない。戸田論文ではこれが、少なくとも形式上は、三回繰り返されたわけである。この取り扱いそのものは、丹念と言えるであろう。しかし、最終決定を下した三回目の審議に関するかぎりは、極めて異常なことが起こったように感じられた。ただし、この私にとっての異常さが、もしかすると論文審査の常態を映しているのかもしれない。

先の馬場論文の場合にも、査読者の見解が委員会の結論にどのように反映されたのか、疑問の残る点があった。しかしこの場合は外部から、文書のみ頼るしかなかったもので、はっきりしたことは言えない。戸田論文の場合には、全部ではないが、編集委員会の内側から、その動きも含めて観察することができた―むろん、参与観察である。

私がこの論文にはじめて接したのは、西暦2005年の七月はじめ頃のことである。論文の本体と審査所見を受けての修正箇所の一覧、それに第2回審査の編集委員会所見(付属資料3の3に収録)が手許に送付されてきた。三回目の審査にあたり、編集委員全員に改めて論文査読が依頼された折りであった^{〔註9〕}。この論文の審査には、このときすでに、長い歴史があったわけである。二回にわたる審査で、結果は採択から不採択にわたり割れ続けた。このため、当時の編集委員長村久保雅孝氏の方針により、編集委員全員が採択か不採択かの二者択一の結論で審査を行うこととなったのである。なおこの方針は、当時の審査全体についての原則で、戸田論文への特別な配慮ではない。

その年の九月、学会大会の昼休みを利用して開かれた編集会議において、この論文の最終審査が行われた。編集委員の約半数にあたる8名が、審査所見を書面で委員長に提出していた。だが、この会議には提出されたうちの過半数の所見が、なぜか配布されなかった。審査は食事をとりながら、五分間ほどで終わった。配布された審査所見についても、内容の検討は為されなかった。それまでならば、必ず全所見を配布したうえ、その場で読み上げ、内容の検討を行ってきたのである。このとき編集委員長は倉戸ヨシヤ氏に代わっていたが、氏の取り切った前回の会議でも、これは同様であった。

私は後になって審議の不十分に心付き、編集委員長宛に、戸田論文の再審査を求めた。審議手続きの欠落のほか、会議で検討されなかった所見内容についても、看過できない問題を見出したからである。

その後は紆余曲折を経たが、結局、私の再審査提案は否決され、三回目の査読所見の内容の検討はできなかった。編集委員会の大多数が、三回目の審査会議においては十分な審議が尽くされたと言い立てたのであった。その経過は、付属資料2に収録した<「人間性心理学研究」投稿論文審査の実態と疑問>に記してある。

この文書は私が、この学会の会員のうち、会員名簿に電子メールの宛先を掲載していた人びと宛に送付したものである。ここで新たに付け加える点はない。ただし、二箇所に誤りがあるので、訂正しておく。

1 <あらすじ>の末尾の註に<三回目は、編集規定により最終回の審査で、結論は採択か不採択かのいずれかとなる>と記したが、これは誤りで、上記の通り<当時の編集委員の方針により>とするのが正しい。

2 <経過の詳細>の1には、<二回目の審査での二名の査読者の意見が、「採択」と判断するものと、「修正」が必要と判断するものとに分かれたからである>とあるが、これは不正確である。正確には査読者は3名で、それぞれ採択、不採択、修正再審査となっていたが、審査会議においては不採択の所見は考慮されなかったとも言われている^{〔註10〕}。

この文書自身が一つの資料なので、あえて修正せず、原文のまま提示する。なお、A会員とは、もちろん戸田女史のことである。

4.2 論文の概要

戸田論文とは、どのようなものだったのだろうか。この論文は、本誌のこの号に投稿され、掲載されている。現在の形は、『人間性心理学研究』の第3回の審査に供せられた最終稿に、査読所見の一部を付け加えたものである^{〔註11〕}。当初の題名は上記の通りであって、そこには《治療の場<真(マコト)>》という耳馴れない表現に加え、《「筆者の事例」として》という、これまた単語としてはありふれているものの、事例研究の形容としては耳目をそびやかす言い回しが用いられていた。馬場論文同様、須賀モデルの(2)の、裏の効果が期待される。

内容は、戸田女史の担当した一事例を通して、心理療法の仕組みや意味付けへの、また事例報告・研究の構えになどついて、新たな提案を行おうとするものである。この題名からも、気構えがある程度は察せられるであろう。

論文ではまず、Aと記される女子中学生との、ある「適応指導教室」での係わりを、事例として提示する。「適応指導教室」とは、市町村の管轄する義務教育学齢期児童ための通所(日帰り)施設である。したがって行政上の分類においては、教育施設となる。中央省庁では、文部科学省の所管に入る。なぜこんなことを詳しく

紹介するかといえば、この分類が、論文審査のなかで重要な役割を果たすからである。

施設の性格としてはしかし、「不登校児童・生徒のための家庭と学校の間のステップ機関」との説明がなされており、通常教育機関とははっきり性格を異にする。「ステップ機関」というのも耳馴染みない人が多いが、本来なら普通の学校に通うべきところ、それができない人のために「足掛かりを設けてやる」というような意味である。だとすれば、「援助」「福祉」の側面をも、内容的には含むことになりそうである。ただし、こうした分野は厚生労働省の管轄のはずだから、表向きは掲げられない。そこでこういう怪しげな表現が工夫されるのであろう。設備についても「廃園になった幼稚園の建物」を利用するというのだから、ますます怪しげである。

Aと戸田女史との係わりはこの外的枠組みの環境で行なわれ、論文の前半に書かれたような経過をたどった――少なくとも、彼女の報告を信ずればそうである。現代のわが国で、「心理療法」として行なわれている営みに携わる人びとの多く（すべてではない）は、なるべく自分からの働きかけを抑え、顧客（クライアント）の気持ち、そこから出てくる言葉や行動を受け止めることに力を注ぐ方針を是とする傾向にある^{〔註12〕}。もっともこれは、（前述のカントの言う）「理想」であって、実情はもっと込み入っているのだが、建て前においてはそう語られる場合が多い。事例報告・研究もこの理想に沿って書かれる場合がほとんどである。

だが戸田女史は、これに反論する。表題に掲げられた《「筆者の事例」として》は、その宣言なのである。ほとんどの事例研究は、あたかも顧客が自ら展開した「事実」を「客観的」に報告したうえ、学問的で冷静な分析を加えるかのごとくに書かれている。しかし、彼女の見解では、それはまやかしのものだ。なぜなら一つには、ほんとうは心理療法家の側の、特定の立場からの影響が強く作用するので、顧客の有り様よりも、治療者側のそれをしっかり報告せねばならないから。二つめには、その報告自身が「客観的な事実」とはほど遠く、心理療法家兼筆者の立場から恣意的に選択、修飾、構成されたものに他ならないから、というのである。

そうだとすれば、これまでの主流のスタイルには、研究として大きな欠陥がある。心理療法家・筆者が、いずれの場をもじつは取り仕切っている有り様を告白しつつ、その立場から論文をまとめるのが正しいやり方ではないか。そうすれば、読む側の誤解も、この点に関するかぎりは減少する――これが戸田女史の言い立ての一つ目である。これを具体的な論文執筆により、示そうとしたのである。だからこそ、経過のなかでは治療者側からの、ことさら働きかけがたびたび行なわれ、それが記述されている――私物の本を貸し与える、雨のなかで腕を拡げて抱き留める、自宅近くの「心霊スポット」の話をする、＜私の（魔法の）弟子になるか＞と問いかけたり、無言でスカートをたくしあげる、などなどである。

もう一つの論点は、心理療法の環境を支えるの外部の場の構造の、および心理療法の場の内部で行なわれる療法家と顧客との係わりの性格の、洗い直しである^{〔註13〕}。これまでのほとんどの研究では、いずれの場にも「客観的」な「事実」があって、これを病まいや性格の片寄りを持つ顧客が、歪めて捉えているとの前提があった。つまり、治療施設の時間・空間的、金銭的などの条

件、顧客の生育歴や家族構成などの「事実」が環境にあり、治療の場でも会話や行為などの「事実」が、やはり進行している。これを顧客は、内面の「投射」などと呼ばれる「主観的」な解釈で色付け、歪んで受け止め、反応するというのである。ただし、歪んだ受け止め方と言っても、顧客本人にとっては大切な「心理的現実」「個人的真実」ではある。この気持ちを汲んで受け容れるのが、治療者の第一の務めだ。だがそれらはあくまで顧客の心の問題で、知覚や認知の「現実とのずれ」を含んでいるから、療法家の側は極力これらの歪みに巻き込まれないよう心がけ、「事実」とのずれを自覚せねばならないのだ。顧客の心を受け止めて共感しつつも、心理療法はこれの訂正を目指さねばならない――このような前提が置かれていたのである。

このような理解の仕方に対し、戸田論文は根本的な疑問を投げ掛ける。療法家と顧客のやり取りには、双方の＜丸ごとの存在＞が持ち込まれるという。つまり、心理療法家と言っても、表向きに期待される役割に自らの有り方を限ることは不可能で、心理カウンセリングで言われる「受容的な中立性」、精神分析での「隠れ身」などは、非現実的な理想に過ぎない。治療経過は双方の「丸ごと」と融合しつつ、多元的・多義的となる他ない。だから、決まった「事実」としては規定できないというのである。したがって、「事実」の裏返しとしての「転移の幻想」などもまた、存在しない。それなら療法家の側でも、自らの思いを進んで組み入れつつ顧客に係わりゆく構えを、自覚的に用いてよかろう。それが顧客に受け止められ、また跳ね返ってきて、「治療」は進展する。この事態が＜合わせ鏡に譬えられる＞のである。

ここで注意すべきは、同じ仕組みがいわゆる「治療関係」のみでなく、外枠の「治療構造」を含むあらゆる局面をも取り仕切る、と考えられている点である。だから、生育歴や現在の家庭状況、学校との関係、＜教室＞の他児童や教員はもちろん、校務員までを含むすべての構成員やその行動なども、すべて同じ「鏡」に映し込まれた像、すなわち＜生きた虚像＞と見做される。論文での記述を不注意に読むと、一部については客観的「事実」を記しているとも受け取れるが、考察（2-4）には、そうでない旨が記されている。じっさいのところ、それら「事実関係」ないし＜日常世界の平板な「実像」＞の理解も報告も、「全知全能の神」のごとき視点から捉えられるはずはなく、何らかの立場からの、特定の「偏見」を含むに違いないのである。したがって、「事実」に特別の地位を与えてはならない。「事実」もまた、Aとのやり取りと同一次元の、根拠を欠く思い込み、つまり＜妄想＞の一部をなしている。＜事実はない＞とは、こういう意味である。

そしてこれが《治療の場の＜真（マコト）＞》である。合わせ鏡の映像のように、無限の深みを備えているが、それを「筆者」が自らの思い入れで切り取り、提示するのが事例報告だとされる。論文の読み手には、この特定の切り口から覗き込み、係わりの多元性の雰囲気を感じ取ることが求められる。

戸田論文はさらに大胆にも、この仕組みが世間一般、社会全体にも共通するのだと言い立てる。閉ざされた特別な「治療関係」にのみ生ずる特殊な象徴関係などではなく、こういう仕組みこそを我われは「現実」と呼んでいる――ただし自覚せずに。＜真（マコト）＞とは、いわゆる「現実」の正体に過ぎず、だからこそ心理療法の場で得られた経験が、「外の世界」でも通用するのだ

という。いくら閉鎖的な「治療構造」「治療関係」を構築しようと謀っても、このような仕組みがあるかぎり、すべては＜筒抜け＞なのだ。

論文の言い立ては、次のように整理できると思われる。

1 心理治療の経過と事例報告には、いずれも顧客より治療者の側の要因が大きい。ことに事例報告は、筆者の独占事項である。

2 心理治療の枠組みすなわち「治療構造」は、時間、場所、組織、制度などの制約を受けるが、治療者と顧客の対一関係を構築するのではなく、むしろそれらの要因すべてが治療内容に持ち込まれる。本事例の場合には、教育機関としての位置づけや、職員たちの「棲み分け」が重要であった。

3 治療者の働きは専門性の規定する役割に限定されず、生きざまの「丸ごと」に係わりつつ、顧客と互いに＜合わせ鏡＞のように映しあう。その際、体感や雰囲気

による交流が大切となる。

4 ＜合わせ鏡＞には、客観的な現実が映るのではないが、当事者の主観的な幻想が現われるのでもない。一般に「事実」とされる事柄も、本質ではこれと同等なので、客観と主観、現実と幻想の二分法は無意味である。

5 これらの仕組みは、心理治療に特有なだけでなく、世界全体にも当てはまる。

一つの事例を素材に、心理療法・治療の根底のみならず、世界観の根源にまで問いかける非常に意欲的な論考だと、私には読める。たしかに読みやすい論文ではない。だが、学術論文は、入門書や読み物ではない。執筆者は、分量制限のあるなかで自らの意図を伝えたいと苦勞し、奮闘しているのである〔註14〕。読み手にも、まして査読者には、それ相応の努力と忍耐が求められよう。

さて、それではこの論文が、どのような取り扱いを受けたのか、検証してみたい。

4.3 査読所見の検討

あえて繰り返し注意を促したいが、ここで検討すべきは、戸田論文の言い立てを全面的に認めるかどうかではない。完全無欠の論文などはおそらく無く、不十分な点や誤りがあるのは、むしろ当たり前である。この前提のもとで、学術論文として扱うに足る資質があるかどうかを調べ、またそのような方針で審査が行われたのかを検討するのである。

所見などの原文は、付属資料の3に掲載した。審査を受けた二つの学会誌のうち、時間的な順序としては『心理臨床学研究』のほうが早いのであるが、こちらは審査資料がほとんどないので、『人間性心理学研究』を先に検討し、その結果をもとに付带的に論ずることとする。

4.3.1 人間性心理学会による第1回審査

4.3.1.1 編集委員会通知

付属資料に「1 人間性心理学会による第1回審査の編集委員会通知」として＜貴殿からの投稿論文の審査結果について（お知らせ）＞を全文掲載したのは、この学会での査読判定の四種類が一覧となっているからである。「採択」から「不採択」までの評定の意味を、まず理解しておく必要がある。

また、最初の部分に、2名の「審査員」の審査結果が「修正」と「不採択」に割れたため、審査員をもう一人追加したと記してある。ここでも、須賀モデルの（2）が裏返しで効きそうな予感がする。では、三人の所見を具体的に検討しよう。

4.3.1.2 第1回審査の審査員A所見

評定は第二段階の「修正」であるが、「採択に近い修正」とされていて、高い評価だと分かる。

1）本論は適応指導教室で女子中1不登生徒との事例を提供して、事例研究の方法論と治療論に対する問題提起をしている好論文である。

と、はじめに記されており、論文の趣旨は的確に理解されている。また；

3）事例研究法、治療論として著者の独自の主張 1 「筆者の事例」とする根拠。 2 「事実」でなくなく「マコト」論の展開 3 考察2-4の論旨 の3点は高く評価できる。

とも記されており、論文の基本構想や考察の論旨も充

分に読み取られていることが推定される。さらに；

セラピストのあり方とその記述は新しい治療論を示唆している。著者のセラピストとしての、力量を伺わせるものである。

との記述により、ここで報告されている経過が「治療」であったことを前提としたうえで、新しい観点が加えられたことを認め、しかも戸田女史の治療者としての力量を評価している。すなわち、報告された心理治療活動の内容と、この報告に基づいてなされた考察との双方が、高く評価されているのである。

ここで用いた【「治療」であったことを前提】との表現には、違和感を抱く読み手があるかもしれない。心理療法の事例検討に、「治療」であったとはどういうことか。しかしこの点が、のちに大きな問題となってくる。総じて審査員Aの文章はあっさりしているが、ここに記されている一言一言は、後の審査の展開のなかに置くと、際立って異彩を放つこととなる。したがって、この所見をしっかりと念頭に留めていただきたい。

分析系の方に査読をしていただく必要も感じたので修正にした。

と、記しているのだが、これによれば審査員Aは、自らは修正を求めるべき点を見出さないが、「分析系の方」つまりフロイトの精神分析やその流れを汲む所説と技法に依拠して活動する人びとの見解を聞くまで結論を保留したいと感じ、このために「修正」と評定したようである。

5）タイトルを評者からすれば、たとえば「治療の場（真 マコト）論の試みー適応指導教室の事例からー」とでもしていただくと、タイトルに驚かなくても済むのですが。

との点が、この査読者の実質的な修正の要望（要求ではなく）なのであろう。二回目の審査以降は、この要望に沿った形で、論文題名は変更される。

審査員Aは、須賀モデルのどの項目にも当てはまる所見はない。学術的理解力を備え、自らと異なる立場に寛容で、私の理念型のA類型がよく当てはまる。この所見は具体的な指摘を欠くが、ほぼ採択を意図する内容なので、そうした場合にはとくに詳細な記述は必要がないと、私は考える。

須賀の指摘のとおり、論文の発表は学会員の基本的な権利なのだから、＜研究成果を発表したいという投稿者

の願いの実現>こそが編集者の使命であり、<平等に会費を負担する学会員の委託に応える>仕事なのである。しかし、なかには学会誌に掲載することで、多数の学会員に迷惑を及ぼすような投稿もあるだろう。— 無内容な論文が出版されれば、金銭的にも精神的にも損害である。そのような投稿を排除するのが査読者の役割なのであり、採択する論文の共著者として内容への責任を共有するわけではない。論文に誤りや欠陥があれば、<恥をかくのは著者>なのであり、優れた成果からの誉れも著者に属する。審査員Aは、この構えのもとで、然るべき務めを果たしたと言えるであろう。

4.3.1.3 第1回審査の審査員B所見

「不採択」の評定を出した審査員Bの審査所見は：

本論文は心理臨床の専門家ないし専門的訓練を受けた者が書いているように思えない。

との記述で始まる。これは戸田論文の様式や内容が、<心理臨床>の通常ないし従来の研究とは非常に異なることを、感じ取らなければ書けない言葉である。これを読み取るだけの力が、この査読者にはある^{〔註15〕}。ところが、この前提のもとで、次のように結論が下される：

サイコセラピストとしてもし心理療法の事例研究として提出されるのであれば、どのようなケースの見立て（アセスメント）があり、どのようなプロセスで何が生じ、当初の心理的問題がどのように克服されたかを見なすのかが、事実に沿って記述、考察されねばならない。

<事実に沿って記述>せよという。だが、従来型の研究での「事実」の措定に根本的な疑問を投げ掛けるのが、戸田論文の主要な論旨の一つなのであった。従来の<見立て>や<心理的問題>の理解も、「事実」に対する「客観性」という特権的な位置づけの上に組み立てられるものである。論文はこれに反論を唱えたのであり、その資料として、<事実関係は質さず、Aの世界と治療の場の<真(マコト)>を、外的「事実」から閉じて護ることを心がけた>スタイルの、治療経過を提示したのであった。この試みが、全面的に否定されている。しかも、その根拠は何も示されていない。

事例の記述をするなら、何といっても初回面接を詳しく書くべきだし、家族関係についてももう少し情報が必要だ。

とは書かれているが、これも同じ全面否定の具体例に過ぎず、これが必要な理由は不明のままである。

この論文の試みに、全面的に反対なのである。それはもちろん、何ら問題ではない。反対なら、馬場論文のA査読者の言ったとおり、反論を投稿して論争すればよいのである。しかしこの審査員Bは、反対なるがゆえに：

学術論文としてはこのままでは到底採択しえないと判断した次第である。

と記し、戸田論文の発表を妨げようとしている。その理由は「従来型とは違う」ということのみである。ここには、須賀モデルの（2）（3）（1）が働いていると見受けられる。つまり、月並みな研究でない心配になり、投稿者が知的に劣悪だと思い込んだうえで、自分の査定基準を絶対視している。— らしく思われる。

この査読者には、戸田女史の心理療法のなかで「心理療法の枠はずし」が意図的に行なわれていることは、読み取れているらしい。従来の心理療法であれば禁忌とされたであろう類いの発言や行動を、目ざとく指摘している。だが、そこで起こっていたもっと大事なことを、読

み取る力には欠けているようである。

解釈でも肩の縮毛から根拠を明らかにせず陰毛のことを述べたり、あまりにも事実と解釈、対応に飛躍がありすぎる。

との記述が、それを示唆する。Aは、血とミルクの味を<同じ>と見抜き、太平洋を泳いで渡る空想からさえ、<女は生理があるから鯨に襲われる>恐れを感じ取る。中学生という年頃からだけでも、「女」としての性の受け止めが課題となりやすいのは常識である。その背景のもとでこれらの「事実」が揃うからには、論文の解釈に大きな飛躍は認められないと言うべきであろう。

匂いが苦手でバスに乗れず長距離を歩くのは、それだけなら閉所恐怖などとも考えられよう。しかし戸田女史は、Aとの<合わせ鏡>の映しあいを通して、「男の匂い」を嗅ぎ取り、この解釈を引き出しているのである。これがこじつけでないことは、<Thの前に来て腰を折りまじまじとThのスカートを見る>Aの動きに応じ<無言でスカートをたくし上げペチコートの襞の幅を示す>治療者に、Aが<うんうんと頷き「ありがとう」と去る>ことで応えた点からも分かる。受け止め方が適切だからこそ、生じた流れである。

言葉は<ありがとう>の一言だけで、動作もある意味では単純そのものだが、前後関係を含めたこれらの叙述から、治療の場の雰囲気、「気の流れ」を感じ取るのが、事例報告の読み方というものである。審査員Bは「心理臨床の専門家ないし専門的訓練を受けた者」らしいが、この基本が全く身につけていないのである。もちろん、このくらいの読み取りは、「専門家」でなくとも、それなりの注意力、感受性さえあれば、誰にでもできることであろう。

所見は<無言でスカートをたくし上げ>たことのみを引用し、あたかも脈絡のない無謀が行なわれたかのような印象を与える。だが、じっさいにはいま紹介したとおり、Aの気持ちを察した動きなのである。つまり、この流れの検討から分かる審査員Bのもう一つの特徴は、須賀モデルの（4）<不採択を正当化するアラ探しに没頭する>を備えていることである。いちいち書かないが、他の指摘でも同様の脈絡の無視がある。これらがもしアラ探しでないなら、審査員Bは、文章の字面しか読めない人物ということになるだろう。「専門家」ではあるが、「臨床的」感受性に欠ける人ということになる。

この査読者は、「固い頭」の持ち主で、気配を読むのが苦手なのかもしれない。だとしても、自らの理解力の弱点をもって論文の不採択理由とするのは許されない。しかしそれなら、理論的構成や論理展開の評価に強みがあると期待してよいだろうか。そうでないことは、次の記述から明らかである：

（安易にセラピスト自身に「妄想」ということばを用いるべきではない）

これは、一般論としてなら全く正しい。だが、それだけではすまない。この査読者の意図は、戸田論文について、これが<安易に>用いられているとの意味に違いない。だが、なぜ、どう<安易>なのかには、まったく説明がない。無責任と言うべきであろう。

たしかに、どういう意味で<妄想>なのか、論文ではまとまった説明がない。だが検討してみれば、この言葉が安易に用いられていないことは分かる。通常の論文記述で行なわれるような「事実」の、「客観性」を振りかざした干渉から逃れ、治療者も対等に加わる<合わせ鏡>の<虚像>を重視するのが、論文の基軸の一つなので

あった。直観によって体得され、またこの場合には二人で共有され、確信を持って体験されるけれども、「正常」であるかぎりみんなが認めるはずの「事実」や、そこからの合理的推論で導かれるものではない。裏返せば、それゆえに「事実」や論理によって覆しえない確信なのである。これは近代精神病理学での「妄想」の定義に適う心理だと言える。

ヤスペルス (Jaspers, Karl) は妄想の形成原理を「了解不能 (unverständlich)」と形容する。「了解不能」とは、通常の「事実」や理屈付けからなる「了解連関」の外側の仕組みに基づく、との意味である。つまり、しばしば誤解されるのだが、ヤスペルスは「分からないから扱い方がない」と言っているのではない。そして、このような領域から生ずる心理状態は治療に役立つというのが、戸田論文の治療論の最大の要点である。ヤスペルスなどの文献は引用されていないが、筋としてはここに重なっている。この査読者には、それが読み取れていない。たしかに、文献を引いたうえできちんと説明したほうがよかったであろう。しかし論文には分量制限があり、完璧を求めることはできない。ここで問われているのは、また繰り返すが、論文に欠点がないかどうかではなく、掲載に価するかどうかなのである。

さらにヤスペルスによれば、「了解不能」の発生原理は妄想にのみ当てはまるのではない。「健全な常識」もまったく同様に形成されるのであって、「了解不能」とはつまり、戸田女史の言う＜命の営みの根源に関わる＞領域の性格なのである。常識は、反駁も論証もできない。これに学問的に対抗して生命や精神の危機に瀕した人びとが、先の須賀論文でも数え上げられていたのであった。現代から見れば徹底的に馬鹿げた思想が、かつては誰も疑いえない真理として君臨していた。ということは、現代の「真理」もまた、必ずや、未来の人びとにとって馬鹿げた「妄想」を含んでいるに違いない。すなわち、戸田論文において＜妄想＞とは、現代の通常の心理療法事例研究における「事実」に、これと同等の資格で立ち向かう「もう一つの事実」なのである。それでいて二つの「事実」は根本的には通底する。この通底の仕組みが＜真(マコト)＞と呼ばれるのだと、私には解釈できる。私個人の立場からすれば、もちろん戸田論文に全面的に賛同するものではない。しかし、不満があれば自ら論文を書けばよいのである。

審査員Bは、事例の流れを読み取る感受性がなく、心理学の基礎的知識や論理的な思考力に乏しい人物で、月並みな研究でないと感じ入らない。また、自分の好みに合わないことを理由に、投稿論文を却下できると考えている。したがって、先に掲げた私の三類型のうち、＜C学術的理解力を欠き、自らと異なる立場に不寛容＞がよく当てはまる。

それにしても、このような人物が「心理臨床の専門的訓練を受けた専門家」として、弱い立場の人びとの命運を握りかねない立場にいたら、当然に、このようなやり方で、「心理臨床」を行なっていることになる。この「事実」の方がよほど恐ろしいのではないか。

4.3.1.4 第1回審査の審査員C所見

この審査員は「修正再審査」の評定だが、所見の中身には、非常に興味深いものが多い。

・適応指導教室についての位置付けや見方は、賛同できるものです。また、臨床過程そのものにも意味のある展開が見られたと評価できます。

と、はじめに記されている。これだけはあまり変哲もないが、憶えておく必要がある。と言うのは、次の二回目の審査所見では、これとは矛盾した記述が現われるからである。

続いて、表題と本文とにわたり、表現上の細かい注文がいくつか語られる。似たようなことは、馬場論文のA査読者がやはり行なっていた。ただし、ここで気をつけねばならないのは、A査読者の場合はそれらが修正要求ではなく、採択条件とは無関係の参考事項に過ぎなかった点である。戸田論文の審査員Cは、それらの修正を採択の条件として提示している。直さなければ不採択の可能性がある、と通知しているのである。

・多少、決め付けた言い方になるかもしれませんが、用語の使い方ならびに記述の展開が、思い入れ、思いつき、独善的と受け取れる箇所が多く、独創的ないしは創造的と評価するのは難しいと感じました。

本人も認める決めつけの多くは提出原稿(資料3には入っていない)に書き込まれているが、誤字の指摘のほか、例えば＜理解できぬことであろう＞に対し、「できない」でよいのでは？ とするなど文体への注文や、「論証的記述になっていない」「短絡的表現である」「公共的説明性が不足している」などの印象を記したものが大部分である。指摘の場所は明確だが、どうして採択の条件になるほどの修正要求を導くのかは述べられていない。よい例を次に自ら示してくれている。

・少し具体的に挙げてみます。1ページ目の「役割の棲み分け」という表現は、いかにも飛躍を伴った用語法で、筆者自身の直感でつながれた表現ではないかと受け止められます。論文中的事実経過からすれば「役割分掌」ないしは「役割の分担と相互協力」といったことで十分、伝わると思いました。わざわざ「棲み分け」といった語を使って表現する必要はないのではないかと考えた次第です。

たしかに＜役割の棲み分け＞とは、聞き馴れない言い回しである。だが、日本語として理解できないわけではない。これがなぜ、採択を妨げるほどの問題なのであるのか。説明がなく、それこそ理解しがたい。この査読者は、「役割分掌」ないしは「役割の分担と相互協力」を代案に挙げている。それも悪くはない。しかし、こちらの方がよりよいとも思われない。

「役割分掌」ないしは「役割の分担と相互協力」なら、一つの目的に向かっての合理的な役割配置が、大方の場合に含意されている。互いに他の職掌の働きを考慮に入れつつ、あらかじめ定められた結果の達成に向かって協力する。― ピッチャーが投げてバッターが打つ、打球を三塁手が取るときショートはバックアップし、送球された球は、ベースに入った一塁手のミットに納まる。― コワモテのデカが容疑者を締め上げておいて、人情派の刑事は諄々と諭すのが、その代表だろうか。

ところで「棲み分け」とは言うまでもなく、今西錦司の提唱になるダーウィンに対抗した独自の進化論の、中心概念である。同じ環境の同じ生活区域を奪い合うのではなく、異なる環境を分け持ち、それぞれの場に適合した形質の変化が産まれるという今西進化論は、この概念のうえに構築される。生物種の環境の分けあいだから、＜役割＞に適用するには少しひねりが入るが、理解できないはずはない。この表現なら、役割の異なる職員は互いの職掌に介入しないよう務め、己れの職務をもっぱらに遂行する構えを取っていたことが、暗示されるであろう。

この〈教室〉では、表向きは独立した複数の役割が並行して進んでいた。職員同士の意識的なものは無かったとされている。まさしく〈棲み分け〉ではないだろうか。ところがそれらは期せずして協働する結果となり、鮮やかな効果を発揮したのである。校務員が餅を焼いて出したり、外でのAの日撃情報を報告する。通りがかった職員の〈風通しが悪い〉との発言をきっかけに、長期にわたり置かれていた衝立が、児童たちも手伝って撤去された — これらが治療経過の重要な転機なのであった。

論文では〈職員の役割の棲み分けと協働体制に支えられ〉と記されている。すなわち、審査員Cの提案に相当する〈協働体制〉という言葉が別にあり、その効果を結果として産み出す別の原理に、〈棲み分け〉が割り振られているのである。バラバラのように見えつつも、境界領域では例外的に接触し、生態系が全体としてまとまるという野生生物の配置を思わせる〈棲み分け〉が、ここでは適切な表現ではなかろうか。もちろん、この一言だけですべての状況を説明できるはずもない。だがこの趣きは、事例の経過と考察を通じ、繰り返し丹念に記されているのである〔註16〕。

仮にもし、この〈棲み分け〉が「わざわざ」使うほどのこともない、どちらかと言えば不適切な表現だとしてみても、本質的な状況は全く変わらない。〈漢字、文字、用語の使い方が一般性、公共性をいささか逸脱しているように感じました〉というような文体や用語の耳馴れなさなどが、なぜ必須の修正要件となるのだろうか。そもそも〈公共性〉とは、何のことだろうか。「自分にはしっくり来ない」という以上の意味ではなかろう。学術論文審査に、個人的な趣味の判断は持ち込まないのがよい。学術用語の明らかな誤りがあるなら話は別だが、ここはそうした場合ではない〔註17〕。また仮に、明らかな誤りが見受けられたとしても、論旨に大きな影響を与えないかぎり、修正の示唆に留めるのがよいだろう。論文の著者は、投稿者なのである。

不明確な理由で文体の変更を迫る審査員Cには、須賀モデルの(4)が明白だが、ことに言葉遣いへの、不思議なほど細かい執着が認められる。こうした査読者の提案をすべて受けいれたり、そうでなければいちいち説明、反論しなければならないなら、投稿者の負担は不当に重くなる恐れがある。しかも、後に見るとおり、多くの査読者には、反論に耳を傾ける構えすら見受けられないのである。

さて次に、内容についての指摘を検討しよう。すでに触れたとおり、「公共性」「説得性」「論証性」がないなどと繰り返され、戸田論文を批判したいことは分かる。だが、「なぜ、どのように不十分なのか」は示されていない。この点は、先の馬場論文のB査読者に比べてみると、分かりやすい。この査読者は、誤解はあるにせよ、自らの言葉で論点を整理したうえ、検討すべき課題をはっきり挙げていた。無知蒙昧のC査読者でさえ、光速度や重力など、論点の指摘はきわめて明瞭なのであった。だが、こちらの審査員Cにはこうした記述が見られず、不満の表明だけである。加えて、「説得性」「論証性」などという、辞書にもない言葉を平然と使う — 「説得力」や「論理性」なら、言葉としては分かるが。投稿者の言葉遣いにはうるさく、己れには甘いのであろう。

わずかに垣間見られる内容の理解は、底の浅いものである。

「事実」を「客観的事実」「共有される事実」のみと考えることが、心理臨床論において不十分、不適切であるということは、筆者がわざわざここで訴えるまでもなく、一般的に誰もが理解していることではないかと思われる。

この記述そのものは、そのとおりだろう。だが、戸田論文はこれに留まることなく、これらに代わる原理としての〈真(マコト)〉を提示したのであった。それが「了解不能」の根源的な領域から、「客観的事実」をも支える。審査員Aや私にも通じたこれらの論点が、まったく読み取れていないのである。

「事例提供者」の感想や連想や思いつきをそのまま記してよいということにはならないはずだ。

これも、そのとおりである。この人物には、戸田論文の考察が、〈感想や連想や思いつきをそのまま記し〉たとか、映らないらしい。先の一文を併せ考えると、学術的な記述を読み取る力に問題があるのであろう。またこの論文は、長期の治療経過のなかから重要と判断されるごく一部を抽出して記述したうえ、これに基づいた考察を行っていた。こうした抽出作業だけですらどれほどの判断力が必要かは、一度でも(まともな)事例研究を書いたことがあるなら、すぐに分かるはずである。

4.3.2 人間性心理学会による第2回審査

編集委員会では、資料3冒頭の通知を、これらの所見とともに、戸田女史に送付した。彼女は論文を修正し、二回目の審査に臨んだ。その結果を次に見てゆこう。修正された論文に対する以下の所見の全文は、資料3の3にある。

4.3.2.1 第2回審査の審査員A所見

審査員Aは「採択」と結論した。この査読者は先に、「分析系の方」の審査所見を読んでから最終結論を下したいとしていた。この条件を充たすと編集委員会の判断した人物が、審査員Cに違いない。先の一回目の所見からは分からないが、手続の前後関係から、そう判断せざるを得ない。審査員Aは、この所見を読み、修正された戸田論文と修正箇所を考察したうえ、この結論を下したのである。

資料3の3にある審査員所見だが、短いので、全文をここに示しておこう。

1 本論文は適応指導教室でかわりを持った一事例を提供して、事例研究の方法論と治療論に対する問題提起をしている論考である。

2 評者は前回に採択に近い「修正」と判定したがその理由は以下である。事例研究論、治療論の試みとして、

1) 筆者の事例とする根拠 2) 事実でなく、マコト論の展開 3) 考察2-4の論旨を評価できるの3点を挙げた。

3 今回、修正により、問題、事例、考察など全面的修正によって、論点が一層明確になって、問題提起の論文として評価できるものである。よって採択とする。

ここでも「事例研究論、治療論の試みとして」高く評価され、「論点が一層明確に」になったと記されている。どう明確なのかは記されていないが、結論が採択の場合には、前述の理由からそれほど詳細は求める必要がないと、私は考える。ただ、もうすこし具体的に示してもらえば、見解の対立するなかで説得力を持ったであろうと思われ、この点は少し残念である。それでもやはり、他の所見と比べれば、異彩を放つものとなっている。

4.3.2.2 第2回審査の審査員B所見

審査員Bの判断は、相変わらず審査員Aと真っ向から対立する：

独善的で、どのデータ（根拠）からどのような考察を導こうとしているのかが明確でない。

だが、論文を葬り去ろうとするにも拘わらず、何らの理由も書かれていない。「独善的」とは、むしろこの所見に当てはまる言葉であろう。

ただし、次のような「細部にわたる」指摘が新たに現われる：

B子、C子と他児を半角で記し、本人のみをAと大文字全角で記していること、セラピスト、th等記述が混在していること

一回目にはなされなかった指摘なので、ひとまず論文には目を通した証拠になるのだろう。しかし、こういうやり方がふつうの表現で「あら探し」と呼ばれることは、審査員Cでも納得しそうではないか。こんなことで論文発表の機会を奪ってよいと、もし本気でこの人物が考えているのだとしたら、今後は学術論文の審査には関わらせないようにするのがよからう。

初回面接、アセスメントなどについては、前回と同じことなので、省略する。

次の記述は、この人物の「臨床的能力」を改めて疑わせるに足るものである。

「心理療法」によってクライアントがどう変わったのか、といった諸点が相変わらず明らかでない。

たしかに、従来型の「臨床心理学的」な記述は見られない。しかし、例えば結びのところでは【これまでかれらが各々の気持ちの大変さのあまりないがしろにしてきた「蒸し暑さ」という<真(マコト)>の身体感覚が取り戻され、外の「常識」へと調律されたのである】と記されている。これ以上は挙げまい。戸田論文は現物が示されているので、私が要約するより読んでいただければよい。事例記述においても、審査員Bのこの要求への答えは、さまざまな表現であちらこちらに語られている。

例えば異物の侵入感に苦しんでいたAは、摂食にも困難を覚えていたが、#100には、【C子が「アブナイ」と断定した(Thがすでに飲んだ)お茶を渡すと、「頂けるモノは頂きます」と飲む】までになり、#160には、【風邪を引いたF男に「うつしたるか」と言われ、「貰えるものなら何でも】と応じるほど安定した。この査読者は次の件り（むしろ全体の流れのなかに置いての話だが）を読んでも、Aの変化が感じ取れないのだろうか？

#155では【「汚れてますね」と立つ。空を見上げ「綺麗な青…欲しい」とつぶやく。「この人やりたい事一杯有って困ってるんです」と言う。<そう?!この人そうなの!!>とても嬉しくなって、ThはAの腕を掴む。】

研究論文のレベルに達していないと判断した。

のだそうだが、この人物の知性・感性が「研究論文を読むレベルに達していない」のであろう。彼は一回目の所見で、陰毛に結びつけた解釈や<無言でスカートをたくし上げ>る行為に「拒否反応」を示していた。この女子中学生の変化を読み取れないことと合わせて、心理学的に解釈すれば、この人物は異性の生き方の感覚を採り入れる課題が達成できていないのだ、と判断される。

4.3.2.3 第2回審査の審査員C所見

この審査員は再び「修正再審査」と評定した。だが、所見の中身を読むと、前回とは矛盾する記述や、新たな要求の加えられていることが分かる。<題目について>

には、次の記述が現われた：

「治療」というのは医学とのかねあいからしてふさわしい用語使用といえない。特に本論文の場合、「治療としての設定」があるとはいえない。このことは筆者も意識して論述の中で触れているのだから、本当は、論文全体の中、すべての「治療」という表記をあらためてよいくらいである。

ここでの<医療とのかねあい>とは、何を指すのだろうか。これだけでは何のことか分からない。<すべての「治療」という表記をあらためてよいくらい>とまで言うのに、理由は語られず、不親切で独断的な記述である。論文では「医療」とは書いていないわけだし、西洋近代医学での「治療」との関連は、ここでの主題ではない。学問上の常識で考えるかぎり、まことに不可解な注文と言えるだろう。

ただし人間性心理学会と、この審査員Cをも含む会員の多くが掛け持ちで所属する心理臨床学会（会員二万人を超える巨大学会ないしはむしろ実質的な業界団体）を取り巻く政治的状況、ことに臨床心理士の国家資格化法案の取り扱いをめぐる一連の動きに照らしてみると、おそらく「治療」という言葉が医師の活動範囲を侵す印象を与え、医療側からの反発を招くとの政治的配慮が、ここに滲み出ていると推測できる。だが、その点はここでは深追いしない。三回目の審査で、別の査読者がこの点をもっとはっきり、本音で語ってくれているので、その折りに併せ考えよう。

ここまでではっきり分かるのは、用語法の理由不明な変更要求がまたしても現われていることで、しかも、前回の審査では全く問題にならず、むしろ高く評価されていた点が、一転して修正要求の対象となったのである。第1回審査で審査員Cは：

適応指導教室についての位置付けや見方は、賛同できるものです。

と記していたのであった。（もっとも、内容への賛同で論文の採否、修正要求を考えてもらっては、論文査読者として失格なのだが。）戸田論文は、「適応指導教室」の義務教育機関としての公的な性格と、福祉・援助に係わる内実、そのなかで心理療法を目指す係わりを行なったことをはっきり論じている。これが「適応指導教室についての位置付けや見方」でなくて、何であろうか。繰り返し現われた<治療><治療者>といった言葉にも、審査員Cは何の指摘も行なっていなかった。

一貫性のない査読は、投稿者を混乱に導く。たしかに、はじめは見落としていた重要な点に、後から気付くことはありうるだろう。褒められたことではないが、そうってしまったのなら仕方がない。だがそれなら、なおさら明確に、具体的に、分かりやすく、根拠を伝える必要がある。投稿者に論文の修正を要求し、場合によっては採択拒否の可能性のある事態なのである。趣旨の不明確な「飛躍のある」指摘では困る。

さらに、前回にはなかった新しい要求が続く：

「ミューチュアルアクティベーション」「共有されるアクチュアリティー」「問主観の場」「ポテンシャルスペース」「共同体験の場」「経験の中間領域」「共有されるイリュージョン体験」という、既に学的に評価されている着眼

誰が、いつ、どこで述べたのかは全く記されていない。雲を掴むような話ではないか。馬場論文のB査読者との違いを、もう一度思い起こす必要がある。<既に学的に評価されている着眼>がこれほどあるのだとして

も、どれほど内容的に戸田論文と重なるのだろう。採択の条件として検討を求めるなら、それも指摘しなければ疎かである。これほどたくさんの人が、ほんとうに戸田論文と同じ主張をしているのだろうか — にわかには信じがたい。もちろん関連を付けたければ、先にも述べたとおり、文献などは際限なく探し出せる。＜既に学的に評価されている着眼＞は、ほんとうはこれだけで済むはずがないのである。だからこそ、どうしてとくにこれらを検討せよというのか、採択を肯んじない査読者には、論証する責任がある。

題目について：

エリクソンのアクチュアリティーを受けて、「事実性<真（マコト）>」とすべきである。

という極めて具体的な提案が断定的に行なわれているが、これにも文献の指示はない。私の理解するところでは、なるほどエリクソン(Erikson, Erik Homburger)が actuality に対置する reality 概念には、戸田論文の「事実」と似通った含みがある。社会的な合意によって形成され、それ以上の根拠の追求を拒否する、心理的に固い、建て前の構築物のことである。先ほど用いた表現を援用すれば、「妄想としての常識」に近いと言ってよからう。しかし、肝腎の actuality となると、「表向きの要求とは異なる、ほんとうに求めていること」の意味で、幼児期の対人関係に基づいて形成された心の傾向なのだ。いかにも精神分析家らしい理論だが、これは戸田論文の趣旨とは異なる。また actuality は、臨床的な係わりの構えも示唆する。患者のほんとうの求めを明らかにするために、分析家はその水準において、actual に働きかけることだ。すると actuality に基づいて、心の相互の活性化 (mutual activation) が生ずるとされる。エリクソンは母語がドイツ語なので、この英単語に相当する Wirklichkeit の含み、つまり「現にはたらいっている」との意味を、ここに織り込んでいられる。

戸田論文の事例に似ていなくもないが、同じではなからう。戸田論文では欲求理論は採らないので、＜合わせ鏡＞に映るのはあくまで虚像に過ぎず、少なくともクライエントの「真の要求」などではない。クライエントの心理の分析、理解を目的とはせず、治療者の側が対等以上＜妄想＞に参与するのであった。

もちろん、例えばこのように、既成の理論との比較を論じたとしても、論文としてはそれなりにまとまるであろう。だがそれは、著者の選ぶことであって、査読者の押しつけることではない。戸田論文ではすでに、ネローとラカンという精神分析に属する理論を引いており、文脈からすればこちらのほうがふさわしい。

またこの査読者はエリクソンの actuality を「事実性」と訳すことを提唱しているらしいが — そういう翻訳がすでにあるのかもしれないが — これは「センスのない」訳である。この審査員Cは、なんでも「性」をつければ「学術用語」になると思っているらしいが、少なくとも私の理解するかぎりでのこの言葉の意味が、この日本語を聞いただけで理解できる人は、訳者以外にはいないであろう — 訳者も理解しているのかどうか・・・？

同様のことは、ウィニコットの引用？にも言える：

「心の内でも外でもない、自分の心でも相手の心でもない間の世界が臨床的事実性の世界である。」と、ウィニコットが全世界に向けて訴えてきている。

のだそうだが、どの文献のどこにあるのかは示されていない。この（ように訳せる）文がウィニコット

(Winnicott, Donald Woods) によって記されたのか、審査員の思い込みなのか、これでは分からない。戸田論文の考察にある表現にかなり似た文なので、この通りに書いてあるとすれば、修正のための重要な資料となろう。一つの論文の運命を決める所見として、粗雑で不親切な書き方だと思う。ただし、ウィニコットの基本姿勢である精神分析／対象関係論の発想とは違うのだと、戸田女史は二度目の改稿で反論している〔註18〕。なお、この反論する姿勢の受け止められ方も、後の第3回審査では、興味深い注目点となる。

「筆者の事例」というのも「治療者の事例」というのも表現上、問題がある。

との指摘も、＜筆者の事例＞の意味が読み取れていないことに由来するのは、改めて説明するまでもなからう。

この査読者は、私の理念型に当てはめられるとすれば、やはりC類型となるが、文体から主張の基軸に至るまで、あたかも自分が論文の共著者になろうとするかのような、押し付けがましい要求が目立つのが、他にない特徴をなしている。

重ねて大きな注文を投げかけるようで恐縮至極であるが、ぜひ、受け止めて奮闘願いたい。

と結びで述べているのが、象徴的である。前回とは異なる見解を持ち出し、新たな要求を根拠もなく突きつけたうえ、「ぜひ、受け止めて奮闘」せよというのである。すなわち投稿者に、自らの研究成果を発表する努力でなく、査読者のための「奮闘」を求めているのである〔註19〕。

須賀モデルの（1）（3）（4）は当てはまるが、この最後の特徴を記述する項目が見当たらない。もしかすると（7）として＜投稿論文／投稿者と自分を同一視し、自らが共著者に任ぜられたと錯覚したうえ、己れの意向に沿って論文の書き直しを迫る＞との項目を追加するのがよいかもしれない。

なお、こういう人物が「精神分析」と称して何を行なうかも考える必要がある。弱い立場の人の心に踏み入り、自分のために「奮闘」させる操作ではないのか。残念ながら、その種の「症例」には、しばしば遭遇するところである。そうしたものを「治療」と呼べるのかどうか、この査読者に訊ねてみたい。

4.3.2.4 第2回審査の編集委員会所見

以上、三人の査読者の所見を検討した編集委員会は、委員会としての結論を再び「修正再審査」とした。全文は資料3の4にある。このときの委員長は村久保氏であったが、私が次の委員長・倉戸氏に訊ねた折りに、審査員Bの所見は考慮しなかったとの回答を得たのは、さきに記したとおりである。けれども、この編集委員会所見を見ると、審査員Bも他の二者と同等に考慮されたと書かれている。修正のうえ採択の可能性を考えている原稿の審査に、「修正しても採択はできない」と判断した査読者を加えるのは、委員会の構えとして矛盾するとともに、投稿者に対して不利となる措置である。

第二段落以下が「所見」にあたるようだが、ここでの記述は審査員BとCのそれが下敷きとなっており、Aの観点は生かされていない。これは不当であろう。はじめにある：

事例の紹介とこれらのねらいを論述することの間に論理の飛躍があるように思われます。

とは、審査員Bの所見の書き出しそのものである。

「論理の飛躍」とは、査読所見が論文を批判する場合にしばしば見受けられる常套句だが、どこにどう飛躍があるのかが示されなければ、何を言いたいのか分からない。なにより、臨床事例研究のような論文は、公理から論理的に演繹するとか、類似の状況を多数比較して帰納するといった方法には馴染まないものである。この批判自身が全く「飛躍した」表現だと言える。「公共性を確保できない」というのは審査員Cの批判を引き継ぐものだが、いずれにせよ、たんに「分からない」と言っているに過ぎない。査読者の理解力の不足を、投稿者のせいにしてはならないのである。

どうしたら分かりやすくなるというのだろうか。ここには、これまでの審査員所見にはなかった観点が加わっている。〈真(マコト)〉との表現を改めよというのである：

一般に事実に対する用語として真実という表現が使われますし

とは、不思議な要求だと思う。〈真(マコト)〉については、言葉にうるさい審査員Cですら、疑問を呈してはいなかった。— エリクソンの言葉を加えよと要求しただけである。「まこと」とは、全くふつうの、かつ非常に古くからある日本語で、これを知らない中学生以上の日本人を探し出すのは、かなり骨が折れるであろう。それとも、山括弧や片仮名を用いた表記に違和感があったのだろうか。しかし、趣味の問題を査読に持ち込んでもらっては困る。

これと同じ意味で〈真実という表現が〉〈一般に〉使われるとは、私には初耳である。むろん、「真実」という日本語も一般的であり、中学生以上なら知っているだろう。ただ、言葉としての歴史ははるかに浅い。たしかに、この論文でも「真実」を用いて構わないであろう。だが、〈真(マコト)〉でなく「真実」にしなければならぬ理由はどこにあるのか。

客観的事実ではなく当事者の真実として事例を理解するという記述は、他所ですで見られます。

この記述には、二つの重大な誤りが含まれている。一つは「真実」という日本語への誤解であり、もう一つは論文内容の誤読である。

「真実」という言葉は、「まこと」と同様に、多義的である。これは、言葉というものの宿命であって、昔から多義性を排した人工言語を作ろうとする試みは(ライブニッツや論理実証主義は言うまでもなく)山のようにあったが、みな失敗している。それは、人間を含む生き物の暮らしの柔軟性に配慮できなかったからである。言葉は状況によって意味を変えざるを得ないので、文章なら文脈を通して読み取り、話し言葉ならこれに身振りや表情などが加わる。だから、これさえ使えば意味が明確になるというような用語法は、特殊な例外を除けば、無い。ことに、事例研究のような場合にはそうである。

この所見の起草者は「真実」という言葉が、「客観的事実ではなく当事者の」気持ちとして大事なことを無条件に表わすと思っているようだが、そんなことはない。もちろんそういう場合もあるだろう。だが、次の場合ならどうか。— 裁判で冤罪を晴らした元被告人は、【これで「事実」が明らかになった】と言うだろうか。もちろん、それでも意味は通ずるが、こういう場合には、

【やっと「真実」が明らかになった】と言うのが、似つかわしかろう。するとこの元被告人は【事実としては俺がやったんだが、やらなかったことにしたい俺の「心の真実」が通った】と言ったことになるのだろうか。この

場合の「真実」は、「事実」を超えた、しかし「客観的」にも重大な意味と影響力のある事柄を指すのであろう。このような意味の作用は、状況によって決まる他ない。— このことは、二十世紀の言語哲学の成果からの、基本的な常識の一つである。

加えて二つめに、戸田論文は「客観的事実ではなく当事者の真実」を、ここに提示しているわけではない。繰り返しになるので詳しくは書かないが、客観に対比した意味での当事者の事情ではなく、「外界」を含めたすべての〈丸ごと〉がここにある角度から映り込んでいる、というのであった。

これらのごとき底の浅い誤解にいちいち反論せねばならず、ついにはこれで掲載を拒否されるのだから、学会誌への投稿とは、ある種の苦行である。

他にも独自の使い方をしていられる言葉があります。いちいち指摘しませんが、著者の思いを表現する散文ではなく

との言葉にも、驚かざるを得ない。「独自の使い方」をするのは、新しい見地を探究する論文では当然のことではないのか。それらを文脈に照らして読み取る努力が、学術論文の読み手には求められるのである〔註20〕。

事例の概略も共有して理解できるよう記述する必要があります

というのだが、考察との関連も含め、いまのままで理解できない人には、どう説明しても無理ではなかろうか。分量がいまの五倍もあるのなら、あるいはできるかもしれないが。

なるほど、戸田論文は分かりやすくない。この点が欠陥だと言って構わないだろう。〈#91、一緒にウノをしながら、I 指導員に「ここに来ても楽しくない」と言った〉のだが、いったい「ウノ」とは何なのか。〈#164、佐野洋子の絵本『空飛ぶライオン』を読む〉と言われても、読んだことがない人には何のことか分からない。しかし、事例を細かく書くほどに、こんどは論述の分量が削られる。「論理の飛躍」がますます進むであろう。学術論文なのだから、「手取り足取り」を期待してはいけない。この所見は、きびしい分量制限ではほとんど不可能な要求を突きつけている。しかも、できなければ採択しないぞ、と言っているのである。

極め付けが、結びに置かれた次の要求である。

適応指導教室は自身を治療機関と規定していませんし、室員を治療者ともしていません。学術論文に使う語としての「治療」には既定の意味や制限があります。

「治療」ないし「治療〇〇」といった語の使用について慎重に検討してください。

ここでは、二つの理由を挙げて「治療」という言葉の使用を止めさせようとしている。

1 適応指導教室・教室員は、公的に治療機関・治療者とは規定されていない。

2 学術論文では「治療」という用語に意味と用法の制限があり、これに違反してはならない。

いずれも不適当だと考えられる。2から検討しよう。

「既定の意味や制限」とはどのような内容なのだろうか。それはどこに記されているのか。少なくとも私にはまったく分からない。それほど重要なことなら、たとえ「周知の」ことであろうと、採否に係わる通知なのだから、簡略に説明し、せめて「何を読めば分かるか」くらい書かなければ疎かではないか。

いや、もっとはっきり言おう。そんなことは書けるはずがないのである。東洋医学、伝統医学、民間医療、文

化人類学、民俗学、宗教学、医学史、宗教史、それに心理療法などを扱った学術論文のなかに、どれほどたくさん様ざまな「治療」が登場することか — それらに共通の意味や用法が、ほんとうにあるのだろうか。いや、無いとは言えない。要するにそれらは、心身の苦痛、不具合を治そうとする何らかの営みなのであって、心霊治療も加持祈祷も、母親が膝をすりむいた子供に絆創膏を貼るのも、「痛いので飛んでけ」とおまじないをするのも、やはり「治療」なのである。

ただ、そういう意味からすれば、戸田論文の用法に問題があるはずはない。では、ほんとうは何を問題にしたいのか — そのヒントが1に記されている。行政的な管轄の区分、名称に「治療」が含まれていないという点である。どうやらこの所見は「学術論文においては、行政的な管轄の区分に基づく用語法を逸脱してはならない」と、本音では言いたいらしい。

どのような事情から、この要求が出てきたのだろう。書かれていないが、すでに審査員Cについて述べたとおり、推測はできる。どこから来たにせよ、まったく筋の通らない要求である。上に挙げた諸分野のおびただしい数の学術論文や著作は、すべて学術的に無意味なのだろうか。子供の手当てをする母親の行動を「治療」と表現した論文は、採択を拒否されて当たり前なのだろうか。

これらの点はあまりに自明すぎて、改めて論証すべくもなかろう。ただ、ここにはもう一つ非常に重要な論点、学術研究の根幹に係わる問題が含まれている。これについては、第3回審査の「審査所見I」のところで、まとめて考察する。

須賀モデルの(1)から(6)のすべてと、私の加えた(7)までもが当てはまると思われる。さらに、編集委員会所見が私の理念型Cに当てはまってしまっは、救いようがない。

この所見の起草者は分からないが、投稿者への送付前に、改めて会議に掛けられることはなかった。したがって私は、この所見の送られたことは、自ら第3回審査の査読を担当するときになって初めて知ったのである。とは言え、当時、私もたしかに編集委員だったのだから、形式的には私にもこの文章への責任があるはずで、情けなく、恥ずかしい思いがする。このような形で批判することに、せめてもの罪滅ぼしの気持ちを込めたい。

4.3.3 人間性心理学会による第3回審査

このようにして戸田論文は、最終審査へともつれ込んだ。15人の編集委員から提出された8通の所見を検討してゆきたい。なおこれらは、先に述べたとおり、編集委員会においては、内容の検討の行われなかった所見である。審査の結論はIからVIがすべて不採択、VIIとVIIIが採択であった。

4.3.3.1 審査所見I

はじめにこう書かれている：

論理というより、比喩的表現が多用されている。

心理療法の事例研究においては、当然のことである。これが不採択理由らしい。この人は、この分野の古典とされる著作も含め、文献をほとんど読んだことがないか、読んでも理解できなかったのであろう。これが不採択理由なら、この種の事例研究全体の学術的価値を全面否定するのと同じである。

たしかにそれは、もしかすると、一つの見識であり得よう。だがそれなら、この大胆な主張にこそ、根拠を明

確に示さねばならない。「ほとんど判断できない」「判断のしようがない」と書いてあるだけでは、所見として疎かである。少なくとも判断のできる人が他にいることは確かなのだから。自分に分らないことをもって不採択を結論するのだから、須賀モデルの(1)自分の査定基準を(身の程知らずにもと言うべきか)絶対視するの典型であろう。自らの無能力には正直なのかもしれないが、それなら査読は辞退すべきなのである。

この人物の無知は、「治療」の意味についての、次の記述にも現われている：

ここの説明は、了解不能である。「医学的意味ではなく、法律用語ではない」にもかかわらず、「病氣直し」などと言っている。ではその「病氣直し」は、どのようなものかは説明されていない。みんな知っているはずと言わんばかりである。

先にも述べたとおり、これはみんな知っているはずのことなのである。臨床心理学の分野に限っても、もう半世紀も前になるエレンベルゲルの研究以来、宗教的治療と心理療法の連続性は基本知識となっている。わが国でも中村古峯の有名な「二重人格の少年」の事例をはじめ、宗教治療との連続性を示す多くの研究が、百年近くも前からすでに多数発表されてきている。馬場論文のC査読者と同様であるが、調べもせずに、己れの無知を不採択理由に掲げるのは、無知そのものにも増して恥ずかしいことである。「了解不能」という言葉は、彼も聞いたことがあるようだが、精神医学・心理学分野での通常の用法からは外れている。所見は論文ではないのだから、それこそ分かりやすい表現で書かなければならない。いやしかし、そんなことは、これに続く記述に比べれば大した問題ではない。

ここで問題なのは、医学的な治療と見なされることへの懸念であったり、本来治療機関として認知されていない組織で、治療を標榜することが認められていない場所で、安易に(詳しい説明もなく)「治療」と使うことが重大な社会的問題になりうることを、自覚していないと推測されることである。

すでに第2回審査での審査員Cと編集委員会所見とにおいて、類似の表現のあることは示しておいた。だがそれらは、「治療」という言葉について、なぜ懸念されるのかの説明を欠いていた。その際に推測された理由に通ずる記述を、この査読者の所見には見出すことができる。とは言え、「重大な社会的問題」とは、何を指すのだろうか。またそれは、論文の掲載を拒否する理由となりうるのだろうか。

法律で医療と見做される行為を医師でない者が行なえば、刑法などで処罰されるのが原則である。医療とは、基本的に傷害行為なのであって、医師法がこれを例外的に許可している — 法律の原則はそうである。しかしじっさいの処罰は、医師でない者が「治療」を掲げて業務を行った場合や、重大な違反に限られる。例えば先に挙げた宗教治療や、子供に手当てする母親の場合などは、処罰の対象ではない。だからこそ、「病氣平癒」は加持祈祷の人気項目の一つなのである。心理学領域に限っても、「心理相談」という看板のもとで、じっさいには心理療法が行なわれているし、これに基づく論文が多数発表されてきた。

なによりも、これが学術論文だということを忘れてはならない。宣伝行為などを行うのでもなく、実態の分析なのである。行政区分や表向きの目的では「治療」を掲げ(られ)ないところでも、実質的には心理療法が可能

だし、それなりの特色をもって行なわれたのだという点
が、主張の一つなのであった。例えば、鍼灸師や柔道整
復師が「治療」を看板にすれば、法律違反となる。だ
が、もし彼らの一人が「自分たちの仕事は本質的に治療
であって、医師との間に身分の差別があるのはおかし
い」と考え、そのような論文を発表したとすれば、法律
に触れるのだろうか。「治療とは何か」「誰がどのよう
に担うべきものなのか」との学術的考察を目的とするか
ぎり、学問の自由、言論、表現の自由の範囲内の問題で
はないのだろうか。ここにこそ、営利目的とは異なる学
術雑誌の存在意義があると、私は考えている。

たしかに、社会的摩擦なら起こるかもしれない。医師
の権益が侵されるとなれば、強大な圧力団体が動くので
あろう。ロジャーズ (Rogers, C.R.) のアメリカでの活
動は、そのような結果を招いた。彼は「カウンセリング」
の提唱を通じ、心理療法は素人に可能だし、じっさいに
すでに行なわれていると主張して、特別な訓練を受けた
専門家の独占を排除しようと謀ったのであった。これ
によって起こった医療関連団体との激しい闘いを、彼
は勝ち抜いた (泉野)。

現代のわが国で、戸田論文が法律違反に問われると
は、私には考えられない。だが、こういう歴史があるか
らには、先に述べた臨床心理士の資格法制化の動きの中
で、戸田論文が何らかの影響を与えないと、絶対には保
証ができないかもしれない。医療のみならず、教育にも
わたり、巨大な権益がからむのである。

さて、ここからが問題の核心である。もし仮に、百歩
譲って、この論文が法律違反に問われ、社会問題を引き
起こすとしても、またその結果、業界団体の利害を傷つ
けると仮定しても、それをもって学会誌に掲載しない理
由となるのだろうか。少なくとも私の考えるかぎりでは、
学術論文というものは、その学術的内容によってのみ
評価されるべきで、政治、社会的な圧力に屈してはなら
ない — 理想であるが、極力これに沿って行動したい。
もし戸田論文に学術的価値があるなら、圧力をはねの
け、断固として掲載してこそ学会誌の見識ではないのか
— 私はこう考える。だが、審査員 I や先の審査員 C、
委員会所見の起草者などは、そう考えていないよう
である。

わが国の歴史を振り返っても、かつて治安維持法とい
う法律があり、これに違反して発禁処分を受けたり没収
された雑誌、書籍、新聞、学術論文は数多い。だがいま
となっては、この頃に、断固として法律違反を犯した人
びとこそが高く評価されている。もちろん評価は、時代
に応じて変わりうる。当時は、彼らは「非国民」として
指弾の対象となり、大きな社会的圧力も受けた。むろ
ん、私が彼らを擁護するのは、いまの時流に乗っただけ
なのかもしれない — 法律的・社会的に波紋を起こす
論文を書いた彼らが間違っていたと言うのであろうこの
審査員 I、前回の審査員 C、委員会所見の起草者のほう
が、現行憲法への反逆者として、いまでは気骨のある人
物なのかもしれない — もっとも憲法はすべての法律
のもとなのだが。

この「審査所見」は、社会的・法律的圧力を避け、業
界の利害を護るための「自主規制」ないし「自主言論統
制」を、学術論文に対して主張しているのである。第 2
回の審査の審査員 C、委員会所見も同様と考えられる。
それも、ほとんど考えられないほどの、ごくわずかの可
能性に対してである。こうした人たちが「学識経験者」
なのだとしたら、日本に検閲制度が復活するのは、時間

の問題かもしれない。

「日本人間性心理学会」とは、もともとは、かのロ
ジャーズの作った学会の日本版だということ思い出して
もらっても、おそらく効果はないのであろう。

この査読者は政治・経済的利害には、非常に鋭敏であ
る。だが、臨床的な機微や考察の叙述には鈍いようで
「もっと精緻化された議論」などと言っている。しか
し、この分量制限のなかで、これ以上の工夫は、かなり
難しいのではないか。この査読者の理解力を考慮すれ
ば、なおさらである。もちろん、「私が書いたらもう少し
上手だろう」と思わないわけではないが、私は戸田論文
の立場に全面的に賛成するのではないし、共著者にな
るつもりもない。だから完全でなくても、発表後に議論
すればよいことだと思う。この点の細かい説明は、もう
不要だろう。最後に、この査読者を納得させることの難
しさを示す傍証を、もうひとつだけ挙げておく：

心理学が内省を疑問視して行動主義に進んだというこ
ところからすれば、心理学において「事例報告」は「治療
者の認知、反応」であるにとらえることは慣れ親しんだ
発想である。

行動主義の知見が、＜筆者の事例＞とする立場を新味
の無いものにしていく、というのである。この査読者の
心理学に対する「認知」を問うべき記述であろう。この
論文が行動主義の立場と全く異なることくらい、教養過
程の学生にも分かる。論文の記述は、行動主義からす
れば「内観報告」となるものを多量に含んでいる。行動
主義の発想なら、治療者自らの発する言葉の報告内容
ではなく、第三者からの行動観察を分析しなければ、客
観性が得られない。もしかすると、戸田論文の報告が A
の行動の第三者的分析だとしても、この査読者は考
えているのだろうか — なるほど、それなら行動主義
かもしれないのだが。もしそうなら、まったくの無知
蒙昧である。そうでないなら、「言いがかり」という解
釈しか、私には思い浮かばない。

「非—構造」

ここでも、「Xではない」ことが漠然と語られるが、
それがどのようなものなのかは「独自の治療構造」と
してしか記述されていない。・・・何を言いたいのか
わからない。

相当の紙幅を割いて、はっきり語られていたことであ
る。いちいち繰り返さないが、公教育の制度を外枠と
する＜合わせ鏡＞に映り込む＜丸ごとの存在＞と表現さ
れる内容であった。自らの力不足で読み取れないこと
を、投稿者のせいにはしてはいけな

これは比喩であって論ではない。

「比喩によって論ずる」という技法を、ないし譬えの
論証力を、この人物は知らないらしい。はじめにも述べ
たとおり、精神分析系の「象徴解釈」なら、まさに比喩
以外ではあり得ないのである。それともこの学派が嫌
いで、これにつながる研究を全否定したいのだろうか。
これは、見識なのかもしれない。だがそれなら、自分
で論文を書いて、そう主張すべきであらう。精神分析系
以外にも、しかし、譬えによる論証や認識を認める学
説は、山のようにある。すべての認識が譬えでしかない
という考えも、珍しくはない。この査読者は読んだこと
がないに違いない文献を、二三挙げておこう； Cassirer, Ernst
"Die Philosophie der Symbolischen Formen" /
Vaihinger, Hans "Die Philosophie des Als Ob. System
der theoretischen, praktischen und religiösen
Fiktionen der Menschheit auf Grund eines

idealistischen Positivismus" / Penrose, Roger "The emperor's new mind : concerning computers, minds, and the laws of physics" (ソシュールとこれに続く構造主義の「メタファー」論などは、挙げるのも恥ずかしいので省略。)

こうした著作に対決して論破するのが、この人物の研究者としての(もしそうなら)責任なのであって、自らの変わった思い付きで、人の書いた論文の発表を妨げてはいけな。また自然科学でも多用される「モデル」という思想は、まさに「比喩」そのものである。月本によれば近ごろでは、人工知能も隠喩の発想を採り入れて設計される。本会の運営委員でもある同じ著者の「日本人の脳に主語はいらない」(講談社)は読みやすいし、参考文献もたくさん挙がっているの、彼に勉強してほしいものである。

もし論じるなら、治療者とクライアントが相互作用によって治療という場を形成する、その場合は、二人の個別の人間に還元されるのではない。そしてその相互作用はどのような意味を持つのか、などといったことぐらいは論じてほしい。

まさに、こういうことの論じられているのが戸田論文なのである。読む力のある人には読み取れている。

せつかく、「分身のイマージ」というような概念を持ちだしておきながら、また比喩に戻っている。

「分身のイマージ」が「比喩」でなく、〈合わせ鏡〉なら「比喩」になるこの人物の「辞書」の構成がどのようなものか、私は知りたい。

社会構成主義的な発想からすればここで語られている〈真〉という概念の独自性が明確でない。現在では程度の差はあれ、主だったオリエンテーションでは、同じような発想は既に常識に近くなっているのではないのか。

「社会構成主義」とは、何を指しているのだろうか。後に検討する所見でもこの表現を用いたものがあるが、不採択理由としては、あまりに漠然としている。この名前を出しさえすれば、自動的に一つの固定した立場が示されるわけではないからである。例えば馬場論文に登場した「光速不変の原理」とは、性格がまるで違う。様々な立場を含み、解釈に幅のある場合には、内容を示すのが査読者の義務である。

また「同じような発想」とは、いったい何のことか。不採択の結論を下すなら、自らの理解を示す責任があるし、それがどこに書いてあるのか、著作名か、せめて人名くらいは挙げなければ、査読者の「独白」でしかない。このように、言わば「気分一つ」で論文の発表を妨げられると信ずる自信はどこから来るのか、研究に価することだと思われる。

ここには治療者とクライアントとの相互作用は感じられない。

驚くべき記述である。この審査員は、細部はもう繰り返さないが、前二回の審査における審査員Bと同様、臨床的感性のまったくない人物だということが、これで分かる。(なお、審査員Bは今回は所見を出していないので、これとは別人物である。)このような人物がもし「臨床」(心理相談、心のケア、フォーカシングその他、名称は何であれ)に携わっているなら、直ちに止めさせなければ恐ろしい。この治療の手応えは、審査員Aはもちろん、口うるさい審査員Cでさえ、はっきりと高く評価していた点なのである。

「合わせ鏡」とか「まこと」と言いながら、実際に行っているのは筆者の一方的な意味づけ、語りである。

そのとおりに違いない。この方針が、戸田論文の問題提起の中軸をなす一つであった。この査読者にも、ここまでは読み取れたようだ。(審査員Aが高く評価した点の一つであった。)だが、戸田女史がなぜあえてこの記述方式を選んだのかという理由、そこに籠められていた主張の方は、なぜか読み落としている。もしかすると「選択的不注意」なのだろうか。もっとも彼によれば、こうした問題提起が社会構成主義では「既に常識に近くなっている」のだという。いちど、この査読者の社会構成主義理解を訊ねてみたいものである。

前回編集委員会が求めた部分が修正されているとは判断できないため、「不採択」とせざるをえない。

最後にまたしても、驚くべきことが書かれている。この査読者にとっては、これまであれこれ(具体性はまるでないが)批判してきた目的は、結局は、編集委員会所見の求めた修正要求に沿っているかどうかの検討だったのである。委員会所見が正しいとの前提からの出発は、結論を権威に委ねることに他ならない。学術的内容からの考察を求められる査読者の、職責放棄である。ただ、まったく同じことを次の審査員IIも行なっているの、そこでまとめて論ずることとする。

この査読者が須賀モデルの(1)に加え、(3)

(4)にも当てはまるのは明らかだと思う。ただし

(2)については、よく分からない。(1)の〈自分の査定基準を絶対視〉する際の基準が、いま見てきたような無学・無教養、読解力の乏しさ、利害への過敏、臨床感覚の欠如、それに権威主義だとすると、月並みだからといって、論文は簡単には通過できないであろう。

(4)のアラ探しは、根拠薄弱のまま、徹底して行なわれるだろうからである。(じっさいに、他の論文への所見でも、一つの単語の使い方について細かいあら探しを行なった例がある。)なお、この人物が編集会議の席上、「他の雑誌に投稿すればいいんですよ」と、査読所見の検討をしないうちに発言したことを考えれば、

(5)の〈学会と自分の過度の同一視に陥る〉は、当てはまると考えられる。所見に自らの知的・感性的水準を曝して恥じないことを顧みれば、〈(6) 査定行為の当否について判定する役割の者の不在に何ら疑念を持たない〉についても、やはり当てはまるのであろう。

ただ、このような見識の人物が学術論文の査読を行なう体制は、ロジャーズの素人重視の路線を、たしかにある意味では踏襲している。しかし、それでよいのだろうか。「受容」を重視するロジャーズなら、何と言ったであろう。

4.3.3.2 審査所見 II

この所見は短い、引き続き大いに当惑させられる。この査読者の言わんとすることは、一つだけである；

「投稿者は審査員の意見に全面的に従え、さもなければ不採択だ」 — 検討しよう。まずはじめに；

「第二回審査所見通知」に対して、筆者が前向きに対応していると認められない。

というのだが、戸田女史はこの三度目の審査にあたって、約20ヶ所ほどの修正と書き加えを行なっている。例えば、審査員Iの理解できなかった「治療」についての説明は、150字ほどの挿入である。これがなぜ「前向き」の対応はでないのだろうか。次の記述がその答えに違いない。

審査所見が臨床実践について「誠実に考えて再考願う」ことにしているのに、筆者なりの受けとめ方をした

上で、殆ど意見を取り入れていない。

じっさいにそうだと、私も思う。例えば、【転移の幻としてではなく、＜素(す)＞または＜生(き)＞と言われる本質そのものとして、治療の場に持ち込んでいるのである】などとして、審査員Cの要求した精神分析的見地の採り入れ提案に、反論しているのである。だが、これがどうして不採択理由となるのであろう。この査読者は英語で言うpeer reviewの原則を理解していない。peerとは「同輩」の意味であり、査読者とは、投稿者の上に立って一方的に論文の善し悪しを判断するのではなく、対等の立場で意見を述べる者である〔註21〕。

編集委員の選任手続でも、人間性心理学会においては、業績審査がなされるわけではなく、理事のなかから希望者が就任し、他はその理事からの推薦で決まる。また、たとえ業績審査があったにせよ、それによって学術的な一方的優位が保証されるはずもないのである。論文の価値は、どこまでもその内容の当否で判断せねばならない。したがって、投稿者が修正意見を採り入れなかったのなら、採り入れない理由を考量したうえ、どちらが正しいのかを、中立の立場から判断するのが次の査読者の仕事なのである。また、もし投稿者の側に非があったとしても、それが採択拒否に相当するほどの瑕疵だということは、次の査読者が、自らの責任で論証しなければならない。「審査員が言ったから」とか「偉い人には従え」では困るのである。

「筆者なりの受けとめ方をした上で」納得がゆかなければ反論するのは、対等な研究者としてのまったく当然の振る舞いであり、審査所見の立場が優先される理由は何も無い。みな、学会の趣旨に賛同し、同じ会費を支払って、この団体を運営する対等の参加者である。個々の査読者の所見でなく、(形式上)委員会所見であっても、事情は全く変わらない。所見の方が間違っているかもしれないのだから、新たに審査に加わる者には、自らの学術的見識を懸けた判断で、両者を見比べることが求められる。

少なくとも私はそう思う。だが審査員IIは、「殆ど意見を取り入れていない」ことをもって、その内容の当否を判断することなく、不採択を結論するのである：

この「審査所見」との交流の実が上がっていないところから、最終決着を考えるなら、「不採択」とせざるをえない。

査読の職責の放棄だと、私には思われる。さきの審査員Iも同様であった。だが「交流の実」とは、面白い表現ではないか。この人物の「辞書」では、「交流」とは、相手が一方的に受け容れることを指しているらしい。彼の主催する「グループセラピー」は、このような「交流」のゲシュタルトに満ちているに違いない。

須賀モデルを考えると、ここには意外に当てはめにくい。(1)は、「権威に従うこと」を「自分の査定基準」と見做してよいなら、当てはまるかもしれない。

(2)(3)は、材料がないので分からない。(4)は投稿者の反論を「アラ」と言ってよいのなら、近いものがあるかもしれない。(5)は分からない。(6)については、委員会所見を絶対視しているので、該当すると言ってよいだろう。私の理念型も、判断材料がないので、当てはめが難しい。もしかすると、徹底した権威主義に通ずる別類型が必要かもしれない。

4.3.3.3 審査所見 III

この審査員が、戸田論文の立場に不賛成なのはよく分

かる。だが、評価できないとの結論のみが述べられており、根拠は全く示されていない。例えばまず：

適応指導教室における臨床実践を、「治療」の枠組のみで捉えるのは無理がある。

理由は何も書かれていない。ただし「治療」の枠組のみでとあるところに、論旨の誤認があることは間違いない。論文は「治療」の側面に焦点を当てて書かれてはいるが、これ<のみ>が適応指導教室の活動だなどとは述べていないのである。なによりも教育機関なのは明確であり、Aも後半では<学習に集中して>過ごすことが多くなった。

それにしても、「事実是不要」「事実はない」とする主張は乱暴すぎる。それなしに臨床実践を行うことが不可能なのはいまでもない。

乱暴なのは、この査読者の方であろう。否定の結論だけが書かれていて、やはり理由は何もない。「乱暴すぎる」「不可能」といった非難の言葉さえあれば、所見になると考えているのだろうか。

本論としての主張よりも、このケースについての内面的理解ないしは解釈と彼女の成長との関係を丹念に検討するほうが、よほど意味があると思われる。

これは、別の研究をせよと求めているのである。なるほど、そういう角度から書いても、論文にはなるだろう。しかし、その類いのものは、この種の雑誌には溢れかえっているのではないか。須賀モデルの(2)の月並みへの選好とその裏効果が顕著に見られる。

全般に、着想はいろいろあり、思いはわかるが、いわば「研究ノート」の域を出ず、伝達可能な論理性や構成力の点で論文の次元に達しているとは認めがたい。

やはり説明はない。「思いはわかる」のだそうだが、何か分かったのだろうか。それならなぜ何も書かないのか。むしろ、下の審査員Vのように、自らの力不足で「伝達」を受けられなかったと、素直に認めたほうがよい。

根拠も示さず、乱暴な断定によって一つの論文を葬り去ろうとする行為は、須賀モデルの限界をさえ感じさせる。私も、どう表現してよいのか分からない。せめて<(6)査定行為の当否について判定する役割の者(レフェリーのレフェリー)の不在に何ら疑念を持たない>ことだけでも改めてもらい、当否判定の手掛かりくらいは残して欲しかったと思う — その点では、審査員Iが立派であった。

この項の書き方が、これまでに比べ、力の抜けた印象を与えるとすれば、それは私が怒るよりも呆れてしまったからである。このような人物に査読を任せてならないことは、これまでに批判した他の諸氏の場合に劣らない。

4.3.3.4 審査所見 IV

この所見にも審査員I IIと同様の、権威主義による職責放棄の構えが認められる。

2回目の編集委員会の所見によれば、「事例研究の論文」としての評価ではなく、「事例ないしは臨床からの提言」として評価するという方針だったはずです。

読解力の不足は、他の多くの査読者と共通するが、それで免責にはならない。

「事例研究の方法論とその意味づけ」に関する考察は、どのあたりに述べられていたのか読み取れませんでした。

自分の理解できないものは落とすというのだから須賀

モデルの（１）、および自分に理解できなければ意味のある研究のほすはないという（３）が認められる。

これに加えて見られる既存の研究との強引な比較要求は、しかし、かなり独特のものである。

提言された「事実」と「真くマコト」に関しては、すでに現象学的記述や社会構成主義などで述べられている主張と何が違うのかを明らかにするべきではなかったでしょうか。

すでに繰り返し述べた通り、「先行研究」との関連はいかようにも付けられるのである。だが、「現象学的記述や社会構成主義など」は、どうしてここに引かれてくるのであろうか。これらと戸田論文の立場とがどのように係わるのかは、まったく述べられていない。

のみならず、「現象学」とはそもそも何を指すのだろうか。代表的なのはフッサール（Husserl, E.）だろうか

— よほど無理しなければ戸田論文には繋がらない。他にもこの名称を、種々雑多な意味で用いた人びとは、おびただしい数に上る。せめて人名をあげるか、傾向の簡単な要約が無ければ、雲をつかむような話である。社会構成主義にしても同様で、主張を統一した一つの学派があるわけではない。

さらに、概ねの現象学の傾向と社会構成主義とでは、むしろ対立する場合が多い。現象学が個人の体験に基礎を置くのに対し、社会構成主義では、普遍的な客観性はもちろん、個々人の「内的体験」の確実性も疑問に付されるからである。社会構成主義の根底には実証主義への批判があるが、実証主義の基礎は意識の確実性である。接点があるで無いとは言えなからうが、こういう二つの学派を漠然と並らべて、投稿者に何をさせたいのだろうか。

「事実」については社会構成主義を参照し、＜合わせ鏡＞は現象学から書けというのだろうか。そういう研究も不可能ではないと思う。しかしそんなことは、この審査員が自分ですればよいのである。この路線でなければ「学会誌に採択するには値しない」と決めつけるのは、自らの好みの傾向の論文以外はすべて不採択にせよというに等しい。ここに顕著に見られるのは須賀モデルの（１）と、私の付加した（７）である。

4.3.3.5 審査所見 V

さきに触れた通り、この査読者は正直である。

理由は、この研究の目的がよく理解できませんでした。

分からなかったと、はじめに素直に言っている。じっさい、これ以下の記述を見ても、論文の内容は全く読み取れていないようである。

執筆者（治療者）がどのような取り組みをしたのか、そしてその結果Aがどう変化していったのか、もう少し読者に分かるように説明すべきでしょう。・・・一読者として本論文を読んだ体験からいえば、理解を超えるところがありました。

だがそれなら、どうして「不採択」が結論できるのだろうか — 重大なところである。ここで「読者」とは、自分のことを指している。審査員Aのような、それなりの資質ないし注意力を備えた人には分かる記述が、自分には分からない；このとき、自分を読者一般に置き換えて判断するのは、端的な「自己中心主義」ではないだろうか。

私自身が審査員として適切かどうかということもありますが、

まさに正直そのものである。だがそれなら、どうして審査員を辞退しないのか。もしくは「分からない者に、発表を押しとめる権利はない」と、なぜ考えないのか。

「不適切な審査員に理解できない」ことが論文不採択の理由になるとは、それこそ私には理解を超える価値観である。言葉つきが謙虚だからといって、この査読者のしたことが謙虚なわけではない。行動はひどく強引で厚かましい — つまり、「自分がどれほど無能だろうが、自分の分からないものに価値はない」と決めつけているのである。それだけなら、それでよい — これは言わば「王の道徳」である。自らの人生指針に留めるなら、「裸の大様」になるのも、人の生きざまであらう。けれどもこの人物は、査読という公的な行為に己の人生観を持ち込み、論文執筆者から発表の機会を奪う理由とした。これは許しがたい行為である。

「事例提供者自身の事例」ということであれば、何故「事例A」を取り上げたのか分かりません。特定の個人を取り上げる必要があったのでしょうか。

言いがかりなのか無知なのか・・・この人物なら、「アメリカのグローバリズム」の研究にイラク戦争を採り上げた論文を、「「アメリカ自身の政策」ということであれば、何故「イラク政策」を取り上げたのか分かりません。特定の国を取り上げる必要があったのでしょうか」と批判するのであろう。

この項の記述を短くせざるを得ないのは、私には心外である。所見があまりに短く、あまりに馬鹿げているので、言葉を失ってしまう。批判しようにも、これ以上材料がない。謙虚そうな言葉つきと併せ、これは意外に巧みな戦術なのかもしれない。私としては、「不適切な審査員である自分に分らないので不採択だ」との恐るべき判断が下されたことを、繰り返し述べるしかない。

この人物は、自己意識の水準だけは異常に高いようだが、投稿者つまり他人の、立場や権利などへの配慮はまったく働いていない。まして、役員が会員への「奉仕者」だなどとは、露ほども思わないのであろう。

須賀モデルの（１）は当てはまるようだが、ここまでの「自分の絶対視」は、須賀氏にも想定外だったのではなかろうか。謙虚な言葉つきの裏に、鼻持ちならない権威主義が隠れている — いや、隠れてはいない — 提灯をクルクル振って差配している。私の理念型ではCだが、これには尽くされない。やはり別類型が必要のようだが、考える気力も湧かない。ある種の「政治家タイプ」とも言えよう — 王なのだから。ただ、政治家でも民主国家なら、これほど正直に自らの権勢欲を誇示できないはずである。

4.3.3.6 審査所見 VI

これもまた、特徴ある所見となっている。

論文内容についてはすでに吟味されてますので、この点の所見はひかえます。

とは、どういうことだろうか。戸田女史は、今回の投稿にあたって、論文の修正を行っているのである。それを考慮することなく「吟味されてます」とは、やはり職責の放棄である。しかし、後に出てくる「当事者の了解」が絶対条件だとすれば、他のところは読む必要もないのであろう。

筆者の本適応指導教室における、立場、役割、責任等の記述が不明確である。

この点はそれなりに書かれていたと、私には思われる。査読者なら、論文の記述に比べてどのあたりをどう

明確にする必要があるのか、なぜそうせねばならないかを記さなければ不備である。もちろん、それが無いとどうして不採択になるほどの欠陥なのかをも明示する必要がある。ただ、次の条件で不採択というのなら、これもまた不要な注文のはずである。

公開されることの理解が、本事例を実践した適応指導教室若しくは、その責任主体からの理解が得られていることの記述が不明確。

何よりもクライアントやその家族の理解がとられているか否かが不明確。

この査読者は、当事者の理解とその論文への記載が研究公開のための不可欠の条件と考えているようである。私はそうは思わないし、これまでにこれらの要件を欠く研究が非常にたくさん、様々な研究分野で発表されてきた。そうしたものはすべて、公開すべきでなかったと、この人は言いたいに違いない。大胆な主張である。

この方針を貫いている学会誌は、管見にはかからない。あるいはあるのかもしれないが、この条件を課すことは、この種の研究発表の機会を大きく制限することになる。それに、当事者間の力関係を考慮したとき、この種の了解・同意がはたしてどれほどの実体を備えるのか、むしろ弱い立場の者を圧迫することにならないかとも考える。だから私は反対だが、そういう査読者がいたとしても、それは当人の価値観なのだから、不当とすべきではなかろう。（ただ、こういう見解の人物を査読者に任ずることは、この要件を欠いた論文についてなら、あらかじめ結論が出てしまっているの、編集委員会は慎重になる必要がある。今回は、委員全員での審査という例外の場合なので、やはり不当ではないが。）

この査読者の立場は少数派だが、だからといって、間違っているとは限らない。けれども、この少数派の大胆な主張を、ただ結論だけ示して不採択の理由とすることは、許されないのではないか。この所見は、全体のなかでも一、二を争う短さで、問題の指摘のみであり、説明をまったく欠いている。文体がぞんざいなもの、気になるところである。もし論文投稿者がこのような文体で書いたなら、たちまちアラ探しの槍玉に上がるだろう。

「論拠薄弱」「論理の飛躍」と、貶し言葉もすぐに浮かんでくる。この査読者は、この種の表現こそ用いていないものの、自らはそのような批判を受ける恐れがないとの前提から、こうした所見が書けたのではないか。これは須賀モデルの（6）であって、やはり権威主義に支えられている。ぞんざいな短文で一つの研究論文を葬り去れるとする感覚、これこそ権威主義のなによりの証拠である。クライアントの立場を尊重するように見せてはいるが、投稿者の立場がまったく尊重されていないことを考慮すれば、はたしてその尊重姿勢がどこまで真摯なものなのか、疑わしくなる。

もしこの査読者が、他の場面においても一貫してこの主張を貫くのなら、それはたしかに一つの見識と呼ぶうるかもしれない。私の立場からは好ましくないし、説明のないのはさらに問題だが、こういう人物が少数派として自らを貫く「美学」を許容できる懐の深さは、備えたいと思う。ただし、時流に乗って研究を抑えつけるなら、反論を準備せねばならぬだろうが。

4.3.3.7 審査所見 VII

この所見については、論評を控えたい。私の書いたものだからである。ただ、いまから振り返れば、もっと細かく採択の理由を書くべきだったかもしれない。

私は論文を一読し、「この水準なら、採否の二者択一であるかぎり、不採択のはずはない」と考え、多数派の一翼を担うべく、簡単な所見でよいと考えてしまった。「私の常識」は通用しなかった。ほんとうは、不採択の多数派を説得できるくらいの、質量ともに充実した所見を書くのが、私の務めだったのであろう。その後の経過を見れば、どのような所見を書いても結果は同じだったのだが、これは言い訳に過ぎない。（また言い訳になるが、私がかつて他の投稿論文について書いた「修正再審査」の所見では、充分詳細に問題点を指摘したつもりである。）

なお、私の書くべきだった所見は、本論文の随所に開陳してある。

4.3.3.8 審査所見 VIII

これはたいへん興味深い所見であって、かつ評価できるところとそうでないところが混在している。投稿論文と同じく、一般に査読所見についても、すべてに完璧を求めることは無理であろう。完璧であり得ないという問題を追求すれば、現在の査読の仕組み全体についての疑義へとつながるが、この所見に関するかぎり、少なくともこれまでのものに比べると、微かな救いが見出せる。

＜真（マコト）＞という言葉によって、著者が、体験のある位相を語り出そうとしていることは理解されるが、かなり独自の用語法であり、学術用語として定義されたものとは、認めにくいと思われる。

これは奇妙な記述である。＜真（マコト）＞は誰でも知っている言葉で、「かなり独自の用語法」だとは、私には認められない。だが仮にそうだと、独自であれば「学術用語として定義されたものとは認めにくい」のであろうか。それを定義する試みは、戸田論文には少なからず書かれている。むしろ独自であればこそ、「独創性」を求める学術論文に相応しくはないのだろうか。あるいはこの査読者は、その定義の試みが不十分だと言いたいのだろうか。これだけではよく分からないが、結論が採択だとはいえ、批判するならもう少し詳細がほしい。

事例研究との関連も薄い。この事例でなくても、この＜真（マコト）＞をめぐる論考は成り立つからである。その意味で、この事例から演繹された論考というよりも、むしろ、＜真（マコト）＞をめぐる論考の具体的例示として、この事例が語られているように思われた。

そのとおりである。正しく読み取れていると思う。「この事例から演繹」するのだけが論文の書き方ではない。「具体的例示として、この事例が語られて」なにも不都合なことはなかろう。しかし、前半の書き振りがなぜか不満げで、「演繹」のほうが上位の研究だとの誤解が邪魔をしているのかもしれない。むしろ、一事例を前提に演繹する手法の方が、よほど危険なのだが。

枚数制限のために致し方ないとしても、この事例の部分は読みにくかった。それに対して、論考の部分は、文章に荒さは見られるものの、着想は興味深かった。

まことに、この事例は読みにくい。しかし、この査読者はひとまずきちんと読んでほしい — こんなことをわざわざ書かねばならないほどの、これまでの所見の水準の低さが嘆かれる。論考への註釈からは、論旨をほぼ読み取ったことが推定できる。

以上の感想はすべて「編集委員会審査所見」と同じ趣旨であって、それ以上の新たな判断基準があるわけではない。にもかかわらず、諾否の判断を求められるとした

ら、困惑を極めるが、個人的には「採択」としたい。それは、判断に迷った場合、できるだけ多様性を重視するという、個人的な原則のためである。

おそらく戸田論文を読んだほどには、この審査員は、「編集委員会審査所見」を読み込んでいないと見受けられるが、それはここでは問うまい。むしろ、採択の基準が「個人的な原則」とは不思議な表明である。学術論文の審査に、個人的な事情を持ち込んでもらっては困る。「個人の下すあらゆる判断は個人が下すのだ」という意味ではなかろう — それでは空疎な主張である。もちろん、個人的な趣味などをまったく除外して判断を下すことは — いかに理想であろうと、いや理想であるがゆえに — 不可能である。だが、「私は個人的な原則で審査をします」と公言しては、個人の好き勝手によいことになる。

「多様性を重視する」という立派な原則をお持ちなのだから、それを「個人的」などとせず、堂々と「公共性」を言い張っていただきたい。困惑などする必要はない — まさにおっしゃるとおり：

学術論文として完成度が弱いとしても、こうした新たな試みを受け入れてゆくことが、学会全体の流れの活性化につながるものと思われる。

「思われる」が不必要である。個人の事情や趣味で判断するのではなく、「学会全体」のために何がよいかを考えて（個人である私が）判断すればこうなると、言っていたきたい。

この査読者に須賀モデルは当てはまらないかとも見えようが、意外なことに（１）がかなり近い。「個人的な原則」を優先させるからである。ただしこの人の場合、「自分の査定基準」が寛容なのである。これは多数の論文投稿者にとって好ましい特性であり、また彼も言うとおり、学会全体の流れの活性化につながる。また、

（２）の傾向も感じられるのだが、それが「個人的」な寛容傾向によって相殺されているのである。「寛容」という問題は、宗教戦争と植民地侵略を経験した西欧世界の、啓蒙思想における非常に重要な課題であった。この流れを汲む現代の日本でも、あいかわらずその意義の霞んでいないことが感じられる。

私の理念型に、Dとして＜学術的理解力を欠くが、自らと異なる立場に寛容＞を加えるべき可能性が示唆された。（先ほどの権威主義とは別である。）この人物がDの典型というのではない。少しだけ当てはまる、と言っておこう。こういう人が、せめて三分の一でも査読に携わってくれば、わが国の学術研究はもっと色とりどりに活気づくであろうに。

4.3.4 人間性心理学会による審査の総括

ここまで第1回審査で3通、第2回審査でも3通の査読者所見と、これに委員会所見1通、そして第3回審査での8通からなる、合計15通の査読所見を検討してきた。一編の論文に、これだけの数の審査書件が書かれたこと自身、特筆すべきであろう。しかもその資料が、ほぼ完全な形で揃っているのも、学術論文の査読に関する問題点を検討するには、たいへん都合な事例なのである〔註22〕。

この審査は、第3回の途中までは形式がきちんと整い、手続上の心配りは行き届いていた。最初の委員長は吉良安之氏で、任期満了ののち、次期の村久保孝氏に代わった。ところが村久保氏は一年ほどしか在任せず、任期途中で倉戸ヨシヤ氏が引き継いだ。この間の事情に

はかなり込み入ったものがあるのだが、ここでは省こう。第3回審査の全員の査読の手配までが、村久保氏の許で行なわれた。その後の経過が、資料2に記したところである。

15通のうち、採択は3通、修正が1通、修正再審査が3通、不採択が8通であった。修正再審査のうちの2通、不採択のうちの2通がそれぞれ同一人物の手になる。また、採択のうちの1通と修正とが同一人物なので、人数とすれば12人が、所見の執筆に携わったことになる。これもかなり例外的な事例だろう。それだけに、せっかく書かれた所見のうち第3回の8通が、委員会において検討されなかったことは残念であった。

所見の中身を検討してみると、これまた残念なことに、途中までの行き届いた手続きは、審査の質に反映していないことが分かった。個々の問題点はすでに述べた通りなので、全体の傾向を考えよう。

不採択の所見は、ほとんどが極めて短く、対象者の許諾の問題を挙げた1通を除き、ある程度は長い所見でさえ、具体的な問題点の指摘をほとんど行なっていなかった。「独善的」「理解できない」「公共性を欠くという印象」「不可能なのはいうまでもない」などという決めつけか、異なった論旨での書き直しを、理由を挙げずに命じていた。「先行研究」の参照を指示した場合には、参照箇所はおろか、人名、文献名も一切挙げられなかった。また「修正再審査」の所見も、分量として短くはないものの、指摘の具体性のなさや参照文献名の欠如については同様であった。

所見どうしを比べてみると、さらに興味深いことが分かる。指摘の内容のうちには、共通するものがほとんどないのである。総じて具体性を欠くなか、わずかななされた参照すべき学派、思想傾向の指摘には、次のものが挙がっていた：精神分析の自我心理学、同じく対象関係論、行動主義、社会構成主義、現象学。これらのうちに、複数の人物が共通して記載したものは、二人の挙げた社会構成主義のみであった。（ただしこの名を挙げたのみで、内容は何も無かった。）人名では、精神分析のエリクソンとウィニコットが挙がっているが、これも一人の人物が採り上げたのみである。

これらとりどりの学派すべてに接点を見出すのは、非常に難しいであろう。組み合わせによっては激しく対立し、論争を繰り広げた歴史さえある。これらすべてを採り入れて、説得力のある論文を、原稿用紙にしてたかだか40枚程度の中に、事例報告も含めてまとめることは、はたして可能なのだろうか。譬えればオリンピック的な高等技術であるが — 不可能とは言まい（註27を参照）。だが書けたとしても、そこまで高度な要求に応えなければ学術雑誌に掲載できないと、なぜ言えるのだろうか。この審査員たちなら、だれ一人として書けないと、私は思う。『人間性心理学研究』に掲載されている他の論文は、みなこうした高等技術で書かれたのだろうか — 私にはそうは見えない。だが、それができなければ不採択だと、この人たちは言うのである。これは、不明な理由に基づく差別ではなかろうか。

15通・12人のなかで3通・3人に共通する論点がある。一つだけある。それは「治療」という言葉の使用にまつわる問題で、第2回の審査員C、編集委員会審査所見、第3回の審査所見Iが採り上げていた。この要求の意味は、社会的・政治的摩擦、業界の経済的利害に配慮しての言論統制で、「理想」としては、学術論文の使命とは異なるべき見地であった。唯一の共通性がここに現

われることの意味は、深いと思う。

また、共通の「論点」とは言えないが、第3回審査の不採択所見6通のうち3通が、委員会所見を受け容れないことを理由に挙げている。主張の内容と論拠の是非でなく、権威者に合致するかどうかで判断する権威主義が見られる。しかもそれが、ここまでの共通点となるのは注目すべきことである。さらに、委員会ではなく自らを権威者の位置に据え、「分からなければ不採択」との審査基準を明快に表明した審査員が、一人いた。またそれほど明瞭でなくとも、「わからない」「読み取れない」が理由になると考えている人はかなりの率に上った。したがってこの自分本位の権威主義傾向は、この学会の重要な特徴をなすものと言えるに違いない。

すべての所見から私の1通を省いた14通のうち、投稿論文の運命を決めるにふさわしい配慮をもって書かれたものは3通であったと、私は判断する。全査読者から私を除く11人のうち、査読者としての分を弁えた所見を提出した者は、2人であった。この比率は、先の馬場論文の場合に比べ、かなり低いものである。日本理論心理学会の審査では、所見が3通のみだったので対等な比較ではないが、問題の大きい所見を出したのは一人だけ、つまり三分の一なのであった。その所見においてさえ、なるほど見当外れではあれ、疑問点はきわめて具体的に指摘されていた。

なお、第1、2回審査の審査員Aは、3回目の審査には所見を提出していない。私が個人的に訊ねたところ、「自分の考えは伝えてあるので、今回はもう出さなかった」とのことであった。これは非常に残念である。同じ内容になるかもしれないが、第3回はまた独立した審査機会なのだから出してほしかったし、また編集委員としては出すべき務めがあったのではなかろうか。それでも結果はおそらく変わらなかったろうが、もしこの審査員がさらに詳しい理由付けを伴った採択所見を提出し、私も結果的にそれに倣うことができているのなら、あるいはという思いが捨てきれない。それが投稿者にも学会にも、双方にとって好ましいことであつたらう。

また、「あるいは」と言えば、再審査要求における私の論議の持って行き方にも、戦術上の失敗があつた。

「もっと上手に交渉していれば、あるいは」という意味である。すでに述べたように、私は委員会の会議における審議の不十分は明白だと思ったので、この点を挙げて繰り返し再審査を要求した。けれども、そういうやり方では、委員たちの手落ちを指摘することになる。

さらに悪いことには、検討していない所見内容にはかなりの問題が含まれているという点さえ、会議の席上で、たびたび口にしてしまった。投稿者の反論を拒否しているとか、政治的・社会的事情を持ち込んでいるとかである。考えてみれば、会議に参加した人びとのなかには、そういう所見を書いた人がいるのだから、自らの誤りを指摘されるたわけ、面目丸つぶれのだろう。

手落ちはまったくないが面倒は避けておこう、と言うべきであつた：「まあ、こんな論文はどうせつまらないに決まっていますから、先生方の貴重なお時間をこれ以上浪費するのは、ほんとうにもったいないんですが・・・このままだと何か言う人が出てくるかもしれませんし、そうすると余計に面倒ですから・・・とりあえず、ええ、ほんの形式的にチョチョッと・・・やり直しました、という格好くらい付けておきましょうよ・・・」とでも。

ただ、それで再審査が仮に実現していたとしても、こ

れまでの流れを振り返れば、結論が覆ったとは、ほとんど考えられない。

私の根本的な「事実誤認」は、次の点にあったと思われる。すなわち、「このような分野の、この程度の規模の学会でなら、理事や編集委員などの役員を務めたところで、なんの利権も得られはしない。だから運営は民主的に、筋を通して行なわれるに違いない」と思い込んでいたことである。この考えを須賀哲夫氏に個人の会話で語ったところ、彼に反駁された：「利権はあります！<まあ、私は〇〇学会の××をしていますけどね>なんて、教授会とかで言えるわけでしょ。それが、利権なんです！」〔註23〕

なるほど、いまとなつては、私の誤りを全面的に認める他ない。こういう環境でなら、「間違ったら改める」という振る舞いが、簡単にできないことはよく分かる。学術的な業績と言えるもののほとんどない人でも、様々な事情から、学会の「要職」を占める場合がある。そういう人にとってほど、その地位の権威は掛け替えなく、曇らせてはならない — 地位そのものもそうだし、その地位での行為も同じである。この「金銭無欠」を毀とうとする私のような人物は、駆逐されて止むを得ない。

こうした心理機制が、論文審査の内容においては、「自分に分らないものは価値がない」との構えに現われるのだと思われる。

人間性心理学会の査読について、これまで事細かに、批判的なことを多く述べてきた。しかしこれが可能だったのは、この学会の編集委員会が、内容はともあれ審査を繰り返し、結論が割れば委員全員による採否二者択一の査読という、形式的には（最後の詰めを誤ったとはいえ）極めて筋のとおりた手続を行い、その間の所見をすべて公開したことによる。この手続と情報公開の構えは非常に立派であり、ことに村久保氏の委員長としての見識は特筆に値する。これらは、結果としては審査内容に活かされなかったが、修正のための足掛かりが示されたのである。この最後の点は、次の心理臨床学会との比較において、非常に重要となる。

4.3.5 心理臨床学会による審査の編集委員会 所見 — その性格分析

まとめに入る前に、もう一つだけ、審査所見を検討する。それは日本心理臨床学会による、『心理臨床学研究』の審査でのものである。戸田論文としては、16通めの所見となるが、順序としてはこちらの方が早い。このため、この所見の対象となった論文は、現在公開されているものとは細部が異なっている。だが、その異同が問題とならないことは、所見の文章を見れば明白と思われるので、検討に移りたい。はじめに：

その努力は、賞賛されるべきであろう。

と記されている — 努力賞である。その「賞品」が「不採択」であつた。理由とおぼしきものは、四項目に整理できる。

- ・論文の目的；その狙い、目的が不明瞭であり、何を明確にしようとしているのかが明らかではない。

- ・心理治療の特徴；適応指導教室での関わりの特徴、そのような場での技法上の工夫、対象となった児童の特徴、関わりの経過など、何が目指されているのかが解らない。

- ・心理治療の経過；関わりの経過についても焦点が定まっていなかった。

・考察；経過に基づいたものとなっていない、独断的なものとなっており、かつまた何を明確にしたいのかがよく解らない。

すなわち、論文の目的、心理治療の特徴、その経過、考察の四点にわたって、何が書いてあるのか分からない、と言っているのである。内容への具体的な指摘は何も無い。戸田論文から何も読み取れなかったのだろう。

これらの項目しかし、私の読んだかぎりでは、論文にははっきりと記されていた。さきに要約したとおりであって、人間性心理学会の審査員Aも読み取っていたことである。それらが「明らかなではない」「解らない」「焦点が定まっていな」「よく解らない」と、根拠も挙げず、ただ決めつけられているだけの所見である。

こういう文章を「罵詈雑言」と、四文字熟語で形容するのではなからうか — いや、そうではないのかもしれない。もし何も読み取れなかったのなら、具体的な指摘も無理に違いないのだから。

ただ、何も読み取れなかったにしては、少し不思議なところがある。「解らない」し「焦点が定まっていな」はずなのに、「相当なエネルギーを必要とするものであったらう」と述べられている。分からないものを、どうしてそう判断できるのか。この所見は、分からないことについてさえ自分たちは判断できるのだという、ある種の「全能」の主張を表明してはいないだろうか。

もしかすると「長期にわたる関わり」だから、「賞賛されるべき」だということか。いや、そんなことがあってはならない。「エネルギー」なる不明な言葉は不問に付すとしても、年功序列で評価されるべきは、長期間続けて「大過ない」場合であろう。社会保険庁のように、怠慢と誤魔化しを重ねたうえ、利用者の財産を損なったとすれば、賠償が求められて当然である。

いくら長期にわたろうと、戸田女史が手抜きして、または不当な方針で業務を続けていたのなら、「賞賛されるべき」ではない。長期にわたるただの「給料泥棒」 — いや、この場合には、Aという中学生の人生が掛かっているのだから、泥棒どころか、「魂の殺人者」になりかねない。「長期にわたる関わり」の中身を考慮せず高い評価を与えるのは、乱暴で身勝手な行為である。この所見の筆者は、「賞賛」の根拠をどこから引き出したのか。もしかすると筆者は、事例記述の内容を理解していたのかもしれない。しかし、それならなぜ、「解らない」と書いたのか。もしそうなら、恣意的な差別と異なる。

考察についても、同様の矛盾がある。「よく解らない」のに「独断的なもの」と決めつけているからである。分からないものは、「分からない」のでしかない。内容が読み取れてこそ、独断かどうかの判断もできる。

分からないのなら素直にそう認めればよい。自分に分からないものを「独断的」と決めつけることこそ、その名に価するのである。

論文の中身が読み取れたのか、読み取れなかったのか。否定的な断定の根拠は何なのか。こうしたことは、これ以上の資料がないので、全く分からない。語っても、推測の域を出ない。この分からないさは、私にはどうにもできない。ただし、長期の業務を理由も挙げず「賞賛」する安直さと、論考には罵詈雑言を根拠もなく投げつける構えは、対極にあるようで、どこかでつながっているに違いない。理由も示さず両極端の評価を下す体質に、この学会の根深い問題が現われているのではないかと[註24]。

これは「マコトに」恐るべき所見である。と言うのは、この所見が一人の査読者の見解ではなく、編集委員会所見だからである。この所見の水準は、根拠の曖昧さと断定の乱暴さにおいて、人間性心理学会の15通のうち最低ランクの所見にも匹敵する。これが、心理臨床学研究編集委員会の統一見解なのである。

岡昌之氏の署名のある編集委員会からの通知には、「これにこりず、次号以降により良い論文のご投稿を期待します」と記されている。そのうえ「コメントを参考にして御検討下さい」とまで、手書きで添えられている。この所見と見比べたとき、これらの表現に、「嫌み」以外の受け取り方がありうるとは思えない。これで懲りない人は、よほど「自我が強い」のであろうか — この学会は心理臨床家の条件の一つに、鉄面皮を挙げているのだとも解釈できる。（この学会と会員の重複する人間性心理学会においても、審査所見に己れの無知無能を曝して恥じない人びとが複数いたことは、その傍証となろう。）

前節までで明らかのように、人間性心理学会は、形式的には極めて筋のとおった手続を行い、その間の所見をすべて公開した。これは見識であった。だが、心理臨床学会は、そうではない。ここでの審査を、これ以上具体的に批判できないのは、材料が何も公開されていないからである。もちろん、問題はこちらの方が、よほど深い。

この種の罵詈雑言を受けた人は、戸田女史一人だけではない。私は他にもいくつかの事例を知っており、それらについてはまた折りを改めて検討したいと考えている。だが、情報が隠されているは検討にも限界が出る。戸田論文の場合、所見はこの委員会名の1通のみであったが、その少し前までは、個々の査読者の所見も通知されていたのである。それがどういうわけか、戸田論文では伏せられてしまった。「シッポを出さなければすむ」問題でないことを、この学会と編集委員会は、しっかり肝に銘じてほしい[註25]。

4.4 戸田論文審査の総括

この論文は、二つの学会の編集委員会によって、学術的価値が全くなく、学術論文とさえ言えないものだと、判定された。あとは、他の読み手の判断に委ねるしかないが、私にはきわめて優れた研究だと思われる。またそのように判定した審査員が、私の他に、少なくとも一人はいた。

不採択をはじめ、不利な結論の所見には、不満、非難、要求があふれている。しかし、その根拠はきわめて

薄弱であったし、一貫性がなく、矛盾さえ見受けられた。挙げられた指摘には、利害関係への配慮を除き、共通性がほとんどなかった。なるほど「理解できない」「筋が通らない」「飛躍がある」「判断のしようがない」「解らない」「独断的」など、意味の上で重複するであろう言葉は、多くの所見に共通して現われている。しかし、これらは要するに拒否の姿勢の表明で、不採択という結論以上の共通性ではない。

このような経過で一つの意欲的な研究を葬ったことは、様々な意味で大きな損失であったと思われる。またあえて繰り返すが、私は戸田論文の内容を全面的に支持するのではない。不満な点は、論文の公開後に、議論を深めればよいだけである。

論文に難癖を付けようと思えば、いくらでもできることは、馬場論文の場合と同じである。すでに「了解不能」概念について、ヤスペルスへの言及不足を挙げておいたが、内容的にも、不満な点はいくつかある。

例えば、戸田女史は精神分析の「幻想」概念を批判しておきながら、この分野の重要な概念である「逆転移」を、「治療構造」の説明に援用している。（それ以前に「治療構造」という発想自身が、この学派からの影響と思われるが。）「転移」も「逆転移」も、「内面的な」無意識の作用とその影響力を説明する概念だが、その際には外的な「現実」、すなわち戸田女史の言う「事実」が前提にならざるを得ない。つまり「転移」も「逆転移」も、動かしようのない「事実」へと持ち込まれる、誤認に基づいた「非現実」なのである。これでは、＜「事実」はない＞とする彼女の＜マコト＞論の理論構成の根幹に、不整合を生ずる恐れがある。説得力を増すためには、「逆転移」に似ているとしても、違う別の概念から＜丸ごと＞の持ち込みを説明する必要があるだろう。

また、精神分析の影響と思われる、ないしこの学派と重なる手法は、治療実践のなかでも用いられている。考察で、【とりあえずThの提示した＜まあまあ(#29,83)＞に落ち着かせた】というのがそれで、#29では【「ん。やっぱりここに落ち着くんですね】と、Aに言われてしまったくらいである。審査員Cの執着するらしい対象関係論の決まり文句は、「よく悪くもない、ほどほど」なのであった。審査員Bを仰天させた#8の【「…首をささっと斬られたことがある。」＜死後の世界分かるかも。＞】という会話や心霊スポットの提示は、「まあまあ」の妥協を許さない深みに臨んでいたのではないのか。

同じことが、中心概念である＜合わせ鏡＞の解釈にも言える。鏡が単なる虚像を映す道具に成り下がったのは、西欧においてさえ、啓蒙期以降である。それ以前には、そこはむしろ平凡な世俗を超える別世界であったり、魂や未来や過去が映り出る場でもあった。もちろんわが国では、鏡はいまも神体である。「カガミ」という言葉自身が、二重の意味をもつ。一つは「影見」で、この場合の「影」は「影も形も」「影が薄い」というとき

のカゲだが、その人物の存在を支える、霊に近い何かと理解されてきた。もう一つの意味は「耀巳」である。吉野裕子によれば、蛇の力の最も盛んになるのはとぐろを巻いたときで、この姿が鏡や鏡餅の丸みに象られ、同時に、鏡面は光を放つ蛇の目となっている。民間の神祀りで蛇が神となるのは、常識である。（ヘビ神を祀る神社は多いし、「祀」という漢字の造りも蛇である。）

したがって、鏡は本来、虚像どころか実像を産み出すのであり、いかに＜生きた虚像＞と言われようが、戸田論文の捉え方は浅いと言わざるを得ない。それが、「外の世界で生きる」ことの成功のみで治療の成果と考えてしまう、結論での姿勢に繋がってくる。そもそも、「生きている」ことに死以上の価値を見出す構えがひとつの特殊なイデオロギーなのであり、とくに「復活」によって死に打ち克ち、永遠の命を約束するキリスト教に結び付くものである。解脱を最上とし捨身を認める仏教、また仏教の輪廻とは異なる「生まれ変わり」や変身を信ずる神道や民間信仰では、立場は異なる。鏡の映す実像は、洋の東西を問わず、生死を超えた領域にわたるのである。

せつかく「死後の世界」に接近したAを「まあまあ」に誘導した方針が、この鏡理解にも「反映」しているに違いない。根源的な問題に接近しておきながら、いい加減なところで誤魔化して蓋しようとする構えは、しばしば、深い領域に触れた顧客からは裏切りと受け止められ、深刻な不安や反撃を誘発する。それでいて「ボーダーライン患者の攻撃性」などという紋切り型の名付けにより、顧客のせいにしてしまうのである〔註26〕。Aの場合は、幸いそうではなかったが、それなら、なぜ「まあまあ」でよかったのかの考察が必要ではないかと思われる。

私が意地の悪い審査員だったら、このような指摘で論文を却下したり、大幅な修正を求めることもできたであろう。もちろん、私はそんなことをするつもりはないし、不満なら自分で論文を書きたいと思う。ただ、こうした生死を超えた観点に配慮する所見が、心理臨床学会を合わせればおそらく延べ20人にも迫る査読者のなかから、全く現われなかったのは不思議である。人の生きざまの根幹に関わるはずのこの人たちの視野がなぜか片寄り、限られた傾向に固執しているのではないかとの疑いが生ずる。この点も、戸田論文所見を考察しての、重要な発見である。

5 事例研究からの結論

学会誌に投稿し、不採択となった二つの論文とその審査所見を検討してみた。二つの論文はいずれも、たいへん意欲的で、新鮮味にも溢れる力作であった。まったく新しい独創という意味ではない。こうした研究分野において、かつてどこにもない新しい着想、理論は、そう簡単に産まれるものではない。むしろ、ほとんど不可能と言ってよいくらいである〔註27〕。まったく新しくなくても、新たな構えで語り出せば、それでよいではないか。

馬場論文は、もっぱら理論的・形式的考察からの、霊魂の存在証明であった。戸田論文は、体験的・体感的事例研究からの、心理治療論であった。言わば心理学の両極を代表する対照的性格の研究で、ただ、着想の斬新さ

と表現の馴染みのなさという点で、著しい共通点があった。それらがいずれも、無理解と無内容の査読所見によって、学術論文としての最低限の水準にさえ達していないと判断され、不採択とされたのである。少なくとも心理学分野において、論文査読という仕組みは、果たすべき機能を失っていることが、強く示唆されるであろう。類似の事例は、私の知っているだけでもこの二つに限られないし、現に本特集の他の著者たちも報告している。

論文を批判する所見は、「明確に定義づけると、どう表現されるのか?」「著者の考えが伝わるような公共性を配慮した論文にしてください」「専門家読者との間で

交流を達成しなければならない」などと要求している。事情を知らない人が読めば、あたかも「みんな」が、または「専門家たち」なら一致して要求する当然の水準があって、二つの論文はこれに達していないかのごとくに思えるだろう。だが、これまでの考察により、統一された明確な基準などじつは無いことが、所見相互の一致のなさ、矛盾の多さ、査読者の理解力不足、見当外れの要求などから明らかになったのであった。

統一された明確な基準がないからいけないとは、私は考えない。むしろ、ほんとうは無いものを、あるが如くに装っていることが問題である。よほど特殊な、狭く完結した分野を除けば、統一基準などできるはずがない。ことに本論で採り上げた二論文に代表される、新しい概念を探究する理論的分野と、体験を重視せざるをえない心理療法の研究などでは、そんなものは合意のできないのである。にもかかわらず、学術的なし科学的な水準が、異論の余地なく証明され確立している「理想」状態を想定し、ほんとうは実現不可能なのに、あたかも現に実在するかのごとくに装う。そのうえで内実は、審査員の実力不足をしわ寄せしたり、自分の好みを押しつける行為が、「審査・査読」として行なわれているのである。

このことを数量的に裏付けるのが、所見相互の一致のなさ、それに採否の二者択一となった際の、査読者の不採択選好傾向とである。まず、二論文のいずれでも、参照を求められた「先行研究」には、査読者間の一致がまったく見られないのであった。不採択理由はとりどりで、戸田論文では何も記されていないものが多かった。確乎とした基準のないことの現われだが、次に、その状況なら結論は不採択に傾くのである。「疑わしきは投稿者の不利益に」という原則は、なるほど確立しているらしい。

戸田論文の第3回審査では、四分の三の所見が不採択であった。審査が割れたとき、ないし判断の材料が乏しいなら、掲載の方向が当然と私は思い込んでいたので、この結末には当惑した。第二回の審査で、3通のうち1通が「採択」と判断していたにも拘わらずである。馬場論文でも、A査読者が採択を示唆しているのに、委員長が独断で不採択と結論した。A、B、Cの「中間」を採ればそうはならないはずだが、掲載を拒否する方向が選ばれたのである。

この傾向の表現するものは何だろう。審査・査読の結論が、投稿者も査読者も対等の資格で学会を構成する研究者だとの視点からは出されていないことではないか。査読者あるいは編集委員は、学術的に明瞭な理由がなくとも、学術誌への論文掲載を拒否できる「力」を持っている — こうした認識がこの行動を取らせるとしか、私には考えられない。ひとことで言えば、権威・権力志向である。自分たちが権威と権力をほしいままにできるとの自覚を除いては、これまで見てきたほどの無知蒙昧を曝して恥じない行動様式は、説明がつかないのではないか。

この傾向は全体的に見れば、理論心理学会に比べ、人間性心理学会と心理臨床学会において強い。「自分に分からない」ことを唯一の不採択理由とした査読者さえいたのであった。後者の二学会では会員の重複が多く、人間性心理学会で戸田論文の審査に当たった人びとは、ほとんどが心理臨床学会の会員でもある。したがって、個別の所見の内容が不詳の心理臨床学会での審査も、委員会所見の書き振りと併せ考えれば、人間性心理学会のそ

れに重なる傾向のものと考えてよいだろう。この傾向と両学会の研究領域の共通性との関連も、おそらくは考察に価する。

「心の諸問題研究会」では、心の研究という性格から、「心理学」と分類される論文の掲載がこれまでに多く、今回の特集でもそうである。けれども本来なら、こうした「政治的」分類にあまり大きな意味を持たせるべきではない。心の諸問題への探究は、心理学のみならず、医学、情報科学、工学、宗教学、民俗学、民族学、社会学、歴史学、哲学など、多くの分野にわたって当然なのである。したがって、これらの「専門分野」での査読問題をも、さらに考えてゆかねばならない。少なくとも「哲学」の分野については、類似の問題が現に生じていることを、私は確認している。学術誌に掲載される論文のほとんどすべてが、著者独自の学説ではなく、西洋の古典の註釈や諸外国の研究の紹介だという事実だけでも、証明は充分だと考える〔註28〕 — こんなことをしていてどうして恥ずかしくないのかを分析するのが、心理学の課題かもしれない。

これをどうすればよいのだろうか。このまま放置すれば、意欲的な論文やその著者が、続いて同じ目に遭うのは明らかである。だが、対策はじつに簡単である。現に本会の行なっているような、投稿論文の原則的な全編公開と公開での査読を、すべての学会が行なえばよいだけである。もちろん、査読に不満があれば、また公開で討論ができる。

これによって、論文の質は確実に向上する。なぜなら、公開で査読されるからには、投稿者はつねに公の場での批判に曝されることを覚悟せねばならず、これを考慮して論文を書くだろうからである。現行の制度では、掲載されてしまいさえすれば、立派な「業績」になる。批判があっても公表されず、学者の業績評価は概ね、「どこの雑誌にいくつ掲載されたか」で決まる傾向にある。だから、投稿者は「自分のやりたい研究」や「良い研究」より、「載りやすい研究」を目指すことになる。そして、「載りやすい」傾向を作る査読者の動きが、これまでに見てきたような性格のものなのである。これでは、優れた研究が少なくて当たり前である。査読を公開すれば、査読者の側でも、自らへの批判を考慮せねばならない。そうすれば「権威者に従え」「自分が分からないからダメ」などという所見は書きにくいし、書いたとしても、自分の評価を下げるだけとなろう。査読の質もまた、確実に向上する。

「査読を甘くすると、荒唐無稽な論文が増えて、＜悪貨が良貨を駆逐する＞現象を生ずる」との意見がある。その恐れは、無いわけではなからう。これは、自ら荒唐無稽の所見を執筆した馬場論文のC査読者の主張でもあるのだが、現にそこに実例が現われていたのである。また、科学基礎論学会のある役員によると、「角の三等分法」を発見したという論文が、いまでもときどき投稿されるそうである。そうしたものが載っては困るという考え方も、分からないわけではない。審査のない学会発表では、荒唐無稽としか考えられない研究に出会うことが、なるほど少なからずある — 例えば「光を受ける目の形が丸いのは、光を発する月の丸さの影響を受けている」「感覚に波動方程式を適用すれば・・・」といった類いで、しかも何らの論証なく主張される。こういう論文を掲載してよいか — たしかに悩ましいところである。

けれども、この議論にはいくつかの見過ごしがある。

まず、いま例示したような類いの荒唐無稽さと、本論で採り上げた二論文の「荒唐無稽」さは、質的に違うのではないか。もしかすると、これを審査した人びとの多くにはこの違いが分からなかったのかもしれない。だが、この違いを考慮して基準を「緩める」ことを、査読者の守るべき指針として提示することは、可能ではないか。須賀氏は、＜査読者の守るべきこと＞の一つに、＜投稿論文が査読者の器量に収まりきらないことをもって「荒唐無稽」などの烙印を押し不採択とするような「抑圧」の回避に全力を尽くす＞ことを挙げ、これに＜査読者の知的力量は大抵の場合ラグランジュやクロネッカーより上とは言えない。独創的な研究を抑圧する損失と無価値な研究を載せる損失とどちらの方が重大なのか＞と註釈を加えている。「疑わしきは投稿者の利益に」という原則を確立する必要がある。

次に、いくら査読を厳しくしても、荒唐無稽な論文の掲載は防げないことがある。『ネイチャー』と言えば、自然科学では世界一権威のある、査読の厳しさで有名な雑誌で、日本人の論文がこれに掲載されただけで新聞種になるくらいである。しかしこの雑誌は、これまでに多数の荒唐無稽な研究を掲載してきた。デリャーギン

(Deryagin, B.V.) による「ポリウォーター（高分子水）」、ユリ・ゲラーを被験者としたダーグ (Targ, Russel) らによるテレパシーと透視に関する論文が、その例である (井山、橋本)。最近も、我われの耳目をそびやかした胚性幹細胞についての捏造論文が、同様に権威のある『サイエンス』誌に掲載されたのであった。

これらの「権威ある」雑誌の失態はしかし、荒唐無稽論文の防げなさだけでなく、別の教訓ももたらしてくれる。それは、一つには、このような論文を掲載しても、これらの雑誌の権威が、いささかも損なわれてはいないことである。査読を厳しくせよという論者の有力な論拠が、これで潰れる。雑誌の評価は、荒唐無稽の論文を掲載しないかどうかではなく、優れた論文を掲載できるかどうか依存する。

もう一つは、荒唐無稽な論文は、たとえ発表されても、それが批判に曝されうる環境に置かれるかぎり、やがてふさわしい評価を獲得するということである。『ネイチャー』と『サイエンス』の場合には、注目度が高いので、「発表して終り」が許されなかった。しかし、それほど注目されない雑誌であっても、つねに批判と討論への扉が開かれていれば、修正は可能に違いない。現在では、ことに心の研究の分野では、多くの雑誌において批判の仕組みがないので、むしろいい加減な研究が、「発表された」という事実だけで「業績」となるのである。かつて、実験心理学の研究では追試の行なわれない点が問題とされたことがあったが、事情はいまでもほとんど変わっていない。

荒唐無稽な論文が発表されて困るのは、学術雑誌に発表されたというだけで、正当な研究成果と決めつけられる場合に限られる。すなわち権威に頼った認定が横行する場合で、研究の中身の考慮をはじめから省いてしまう思い込みこそ、問題がある。掲載されたからといって、必ずしも正しくないことがむしろ常識となれば、評価する側もそれなりの慎重さで受け止めざるを得なくなる。『ネイチャー』や『サイエンス』などでは、権威がありすぎて、監視の対象となるのであった。本論で採り上げたような雑誌の場合にこそ、むしろ権威主義の弊害が、修正の効きにくい形で出るのである。

さきに例示したような明らかな幼稚さ、証拠のない結

論だけの論文、それに特定の立場からの宣伝や、混乱を意図した悪意の投稿などを除外できれば、それ以上の篩い分けは不要ではないのだろうか。そのうえで、不適当な論文には批判がすぐに発表できる仕組みを用意すればよい。雑誌に載っても、おかしい内容ならすぐに批判されるとなれば、発表者はむしろ投稿に慎重となるであろう。＜恥をかくのは著者＞なのである。

また、荒唐無稽な論文であっても、それなりの学術資料にはなりうる点も見逃せない。ときどき現われる荒唐無稽論文は、その時代の人びとの陥りやすい誤りを、典型的な形で例示してくれるのではないか。それが、なぜ・どのようにおかしいのかの認識を伴って読まれるなら、類似の誤りの再現を防げるし、教材としても格好のものであろう。また、誤りという形でその時代の精神の提示であり、貴重な歴史的資料となる。しかも、もしかするとそれらのなかに、歴史的発見が紛れ込んでいないとの保証は、やはり無いことを忘れてはならない。その場合にはこんどは、批判した側が、「反面教師」を演ずるのである。

「権威ある」雑誌の失態のもう一つの教訓は、「超能力」という、だれが見ても「怪しげ」な対象の研究を掲載した『ネイチャー』の見識の高さである。これは結果としては、誤りであったのだろう。当時の査読者は、それを見抜けなかったがゆえに、「怪しげ」であっても発表を許した。これは責めるべきでなく、むしろ賞賛に値することだと、私には思われる。欠点のない論文はない。『ネイチャー』の査読者は、難癖をつけようと思えば、些細な欠陥を何なりと探り出し、掲載拒否の結論を下すことができたはずなのである。しかし、彼らはあえてそれをしなかった。「怪しい」のだけれども、もしかすると歴史的な発見かもしれない。完全無欠ではないが、論文としての水準に達していたから、後者の可能性に賭けたのである。「トンデモ」を採択した査読者との汚名を恐れず、優れた研究を抑圧する危険の回避を選んだ彼らの見識を、馬場、戸田両論文の査読者は見習うべきではないか。

さて、ここから、さらに二つの問題が出てくる。一つは、根拠のない身勝手な査読に基づいて採択された論文の質の問題であり、もう一つは、論文審査の前提条件となる、査読者の資質の問題である。

これまでに採択された論文は、馬場、戸田両論文より優れているのだろうか。これは正確には、採択された論文を検討してみなければ分からない。すでに註25で、かなり問題のありそうな論文の例を示しておいた。しかし、これらをさらに突っ込んで議論するゆとりは、いまはない。――ほんとうはするべきであり、是非その折りも作りたいとは考えているが、すでに本論はかなりの長論となっている。けれども、不採択になった論文への査読の不適切さを裏返すだけで、採択された論文の価値に疑問を呈することまでは、できるに違いない。もちろん、採択された論文すべてに重大な問題があると言いたいのではない。良い論文があることは私も知っている。しかし、雑誌に掲載されたというだけの理由で良い論文と判断しては、大きな危険が伴う。それなのに、じっさいにはそれ以上の検討が行なわれないまま、「業績」として流通しているのである。

この「実績」が、大学教員の採用や研究の補助金支給の資料になるのだから、その意味でも重大な問題なのと言うまでもなからう。本論で検討した、杜撰で身勝手な論文審査を行った人びとがすべて、大学や大学院の専任

教員であり、大学生や大学院生を教育・指導している事実に着目する必要がある。この人たちは、少なくとも投稿者には名前を知られない「匿名性」に隠れて、このような行為を行ったのだろうか。もしそうだとすれば、許しがたいことである — まるでインターネットの匿名の侮蔑。あるいはこの人たちは、匿名であろうとなかろうと、自分の教育・指導する学生でない投稿者だから、このような行為を行ったのだろうか。そうだとすれば、やはり許しがたいことである — 身びいきによる差別。そして、もしこの人たちが、自分の教育・指導する学生たちにも、「平等に」このような行為を行っているのだとしたら、ますます許しがたいことである — 教育・指導という名のイジメ：たとえそれが自らの無知無能に起因するにせよ、学生から見れば意図的な虐めとほとんど変わりがない〔註29〕。このような試練をくぐり抜け、こうした「指導法」を身に付けて「選ばれた」人たちが、次の世代の教員となってゆくのである。これでどうやって、心の研究を進展させてゆけるのだろうか。

この類いの危惧、つまり権威・権力志向の再生産はしかし、残念なことにすでにかかなり現実化してしまったと考えられる。これまでに見てきた査読所見の状況が、その証拠としても考察できるからである。これらの学会の場合、査読所見は投稿者に対して匿名だが、編集委員には執筆者が知られている。無知蒙昧の意見表明や理由無しの採択拒否、「権威者に従え」「自分が分からないからダメ」といった審査基準が、全面的な匿名状況でなく、学会の権威者仲間に氏名を公表したうえで提示された。委員の年齢構成は、三十代から七十代にわたっていた。すなわちここからは、この種のやり方を罪とも恥とも感じず、むしろ当然の価値観として共有する集団の、すでに形成されていることが知られるのである。

また、一般に査読の問題点として、簡単な結論だけの所見では編集者に手を抜いたと思われる恐れがあるため、細かいあら探しに傾く点が指摘される。須賀モデルの(4)の心理的要因である。だが人間性心理学会、心理臨床学会においては、細かいあら探しもあったとはいえ、根拠薄弱の断定の方が、量的に圧倒していた。これらの学会における、形式的な根拠さえ示さなくてよいとする権威主義の優越の証しであろう。

「初等中等教育」では、大分県の例をきっかけに、教員採用法の見直しが議論されている。だがじつは、大学・大学院の教員の方によほど根深い問題のあることが、これまでの検討の副産物として明らかになった。大学教員は、採用の基準がきわめて不明確である。初等中等教育のように、試験があるわけではないので、点数の

操作はあり得ない。しかしその代わり、縁故・情実採用のやりたい放題なのである。学術雑誌に論文が掲載されると、採用にはひとまず有利な材料となる。けれども、掲載のための判断は、ここで見てきたようなものなのであった。

さらに、縁故・情実採用が当然だから、「業績」があっても、採用されるとは限らない。驚くべきことに、「業績がありすぎる」との理由で不採用とした、複数の審査の事例を、私は耳にした。これらとは別に「仲良くやれる人でなければいけない」との基準で「人格」を評定し、採否の基準とする場合もあった。「知っている人だから安心だ」との判断が、当然の理由として語られる世界である。そういうわけで、学術雑誌に論文を投稿したことのない人さえ、教員に採用される場合がある。

本論の主題は、良い論文が不採択になることがあるし、掲載されても良い論文とは限らないという点であった。けれども、逆は真ではない。掲載されなかったからといって優れた論文ではないし、まして論文を掲載しなかった人なら優れた研究をしているわけでは、決してない。優れた論文を書く意欲もなく、努力もしたことのない人が、人脈・縁故・情実で教員となり、実力不足を権威で補うために、再び人脈・縁故・情実で学会の役員となって、論文審査にあたるのである。本論で採り上げた二論文の査読の内実には、このような事情も反映している。

大分県では、点数操作のあった「初等中等教育」教員の採用が取り消された。大学教員も、ほんとうは、現任者の業績審査・学力検査をやり直すのがよいように思う — だが、その審査は誰が担当するのか。本論で見たような所見を、同じような人物が書いての審査なら、結果はどのようになるだろうか。略・談合は防げるのだろうか？〔註30〕

馬場氏は、資料1の最後に画像で示したC査読者への手紙の結びでこう述べている：＜「思考実験」の意味も理解できず、「相対性理論」も知らないようでは、拙著『心の統一性と脳の可分性』の査読は不可能です。大学生の書いた論文を小学生が査読しているような状況になってしまいますので。＞戸田女史は、心理臨床学会の査読所見を読んで「懸命に耕してきた、ささやかな菜園が踏みにじられた哀しみを覚えました」と私への私信で記した — 弱い立場の者に寄り添い支えることが職責だと公言する人たちの、じっさいの行為への失望でもあるという。こうしたことが、おそらく今日もまたどこかで、当たり前のように続けられている。

註

- 1 西欧での19世紀中頃からの事情による。この頃から、伝統的に重んじられてきたキリスト教の「非物質的な魂」の思想への反発が強まり、各方面でこれを攻撃したり物質的な代替案を出す流れが起こった。これには、思想史・社会史的な様ざまな要因がある。明治維新期以降の日本も、この動きを直ちに受け入れ、学校教育、社会教育を通じて定着させていった。
- 2 「暫定」となっているのは、この委員会が正式な手続を経て結成されたものでなく、規約の制定を待たずに学会長が委員長を兼任した事情からである。しかしこのことが、論文審査に影響を与えてよいはずはない。
- 3 言わずもがなだが重力は、現在では一般相対性理論によって、空間の「場」を介した局所的な作用ということになっている。
- 4 アインシュタインが特殊相対性理論を含む三篇の論文を投稿したときには、研究職にさえ就いていない若手の、無名の人物であった。しかしドイツの物理学雑誌 *Annalen der Physik* はこれらの論文の重要性をただちに認め、掲

- 載した。すべての雑誌編集者が（７）に該当するのではないことは、救いである。この理論は、当時は物理学者にとってさえ理解するのが容易でなく、じっさい多数の反論が現われたことを考えると、この雑誌編集者の見識は見上げたものである。
- 5 明治学院大学の熊一規氏は生命経済学・環境生態学などを研究し、ダム建設反対などの市民運動にも関わっている。そのなかでの行政担当者などとの折衝を通じて、「無知無能というのはけっこう強力な武器になる」と気付いたそうである。どんなデータを示そうが、どんな論証を組み立てようが、相手が全く理解しない（する気が無い）場合にはなんの役にも立たない。直観的に捉えるには、映画「それでも僕はやっていない」の二人目の裁判官の、最終弁論と判決での様子を思い出せばよからう — あれは名演であった。
- 6 少しだけ付け加えておく。この人物がいかにして編集の権限を手に入れたのかという問題である。先に述べたとおり、この当時は学会長が編集委員長を兼任していた。学会長は選挙で選ばれたのであった。この権限をもって、編集委員会規定が未整備のなか、編集委員長を兼任したのである。「多忙の極にある」彼がなぜあえて要職を兼任する必要があったのだろうか。会員に研究成果の発表の場を提供するよりも、自らの意向を学会誌に反映させたかったからとしか考えられない。須賀モデルの（４）と（５）の動機を示す事例であろう。
- 一般的に言って、学会の選挙で多くの場合に有効なのは、学術的業績ではなく、人脈と、これを利用した運動の力なのである。（学閥などが強固な場合には、運動の必要さえない場合もあるが。）なぜかと言えば、一つには、学術研究に専念する人は学会役員の選挙には関心が薄いからである。そのような仕組みで選ばれた人物が、学術的な見地から見て適切かつ公正な審査を行えるのは、幸運な場合に限られる。
- 理論心理学会の場合には、この役員選挙の仕組みの悪い面が現われたと、私は判断している — もちろん、当時の運動の激しさは具体的に知っている。そうでなければどうしてこのような人物が会長になれるだろうか。
- 理論心理学会には、たしかに少し特殊な事情もあるのだが、他の学会も基本的なところでは同じだと考える。つまり私がこれを記すのは、けっして個人としてのC氏を貶めたいからではない。そうではなくて、この学会に典型的に現われている仕組みが、学問全体の進展を妨害していると思われるからである。
- 他の学会においても、会長をはじめとする役員は同様の選挙で選ばれ、編集委員長はそのなかから決まる。少なくとも私の知るかぎり、研究業績を公表しての編集委員長選挙というものは、聞いたことがない。（そういうことが行なわれたとしても、結果がどこまで違うかは疑問だが。）それでは「力への意志」が、論文評価を左右して当たり前ではないか。須賀モデルの大半は、この欲望の充足に相関すると思われる。
- なおこのC査読者は、本論執筆中の現在でも学会長の地位に留まっており、のみならず、心理学関係の学会の連合体の中でも、重要な役割を担ってきた。このことは、心理学全体の信頼性への疑問材料ともなる。
- 7 じっさい、非常に多くの論文が無意味なのかもしれない。じつは、私はひそかにそう思っている。この無意味さを指摘する論文や本を書きたいのである。だがそれは、そのような議論に訴えて解決すべきであって、気に入らない立場の論文の発表への道を塞ぐことによってではないとも考えている。
- 8 かつての社会主義国の宣伝や、それに乗せられた行動のようなものと言ってもよいだろう。
- 9 私は二回目の審査の折りにすでに編集委員であったが、当日は遅刻のため、到着したときには戸田論文の審査は終わっていた。
- 10 この点は後にも検討するが、一回目の審査で「不採択」の結論を下した査読者に対し、編集委員会は二回目の審査でも査読を求めていた。資料3の＜1 人間性心理学会による第1回審査の編集委員会通知＞に記された基準の一覧から分かる通り、「不採択」とは、修正されても採択できない、との判断である。したがって、次の結論も原則的には「不採択」でなければならない。委員会の結論が「修正再審査」であるなら、これと矛盾し、かつ投稿者に不利となる結論が明らかな査読者には、審査を依頼すべきではなからう。この依頼を行なったのは村久保委員長当時の編集委員会だが、私がこの点を後任の倉戸委員長に質したところ、二回目の審査ではこの査読者の所見は考慮していないとの回答を得た。（私の参加できなかったこの決定に、倉戸氏は委員として参加していた。）このため、私はこの一名の査読者（B）の所見を省いて、全体の経過の考察を行っていた。この構えが、資料2の文書の執筆時において、この査読者の所見がはじめて存在しなかったとの錯覚を生み出したと推測される。この点は、私の誤りである。
- 11 本特集と同じ号にこの論文が収録されているのは、偶然の事情からである。査読の有り方に疑問を呈する本会の趣旨に賛同した戸田女史が本論文を投稿されたのだが、これがたまたま今回の特集に重なり、資料としての役割も果たすことになった。
- 12 なお、ここで私が用いた「心理療法」は、ごく狭い意味であって、心理学を標榜する大学の学部や学科、大学院などにおいて教授される同名の技術を指している。委員会も査読者も、この意味での「心理療法」を当然の前提と考えており、戸田女史もまた、そのような教育を受けた人物だからである。しかしながら、解釈の仕方によってはこの技術と本質的に同様な、あるいは区別困難なほど連続性の高いものが、「各種療法」のみならず習俗や宗教を含め、必ずしも高等教育には依存しない環境のあちこちに見出される。これこそむしろ、学問的な常識ではないかと、私には思われる。
- すなわちここにはもう一つ、「心理療法」とは何で、どこまでの範囲を指すのかとの問題が隠されている。この言葉に厳密な定義を与えることができることは、私には思われぬが、後に明らかになるとおり、人間性心理学会の編集委員会と査読者の一部とは、「心理療法」および「治療」という言葉に明確な定義がすでに存在し、これに反する使い方があれば、学術論文としての資質を欠くと考えている。しかし、文章の流れを考慮し、ここでは註に落としておく。
- 13 この二つは「治療構造」と「対象関係」だから別々に考察したほうがよい、などと言う人がいるかもしれないが、そうではない。これら双方には共通した本質があるので一緒に論ずるべきだということも、戸田理論のミソの一つである。
- 14 『人間性心理学研究』の制限枚数は、かつて四百字詰め換算約50枚であったが、経費削減という理由で二割ほど削減された。他方でこの頃までは、「方法論セミナー」という学会大会での講演会を逐語録で掲載するといふ、不可解な編集方針をとっていた。
- 15 「人間性心理学」の研究にいきなり＜心理臨床＞が登場するのは少し変だが、この点は、また後に考察する。もちろん、「分野が違う」という異論を挟むつもりはない。

- 16 もしかすると審査員Cは、「棲み分け」の概念を知らないのではないかとの疑いも芽ばえる。第2回の審査でエリクソンへの言及を求めるほどの人物が、同じ「アイデンティティ」を重視する学説に無知だとは、普通なら考えられないが、そうした考えられないことのしばしば起こるのも、臨床心理・心理臨床という業界の不思議な常態である。
- 17 先に挙げたマイエルのエネルギー保存則の論文が掲載拒否にあったのは、難解で時代遅れに見える文体のせいもあった。（私は現論文を見ていないが、そう言われている。）またしても、歴史は繰り返したのかもしれない。
- 18 私の理解する範囲なら、ウィニコットの「中間領域」とは、社会的に共有された「外的現実」と個人の内的な「心的現実」の中間に、幼児が「錯覚 illusion」の機構を用いて構築する領域である。幼児は「心的現実」を特定の「対象」に、安定して強固に「投射」するので、他人から見てもまったく「内的」とは言えない領域が生ずる。例えば、特定のオモチャへの異常な執着のようなもので、外的世界との間に安定して強固な対応関係を持つ。けれども、これを形成するのはあくまでも幼児の個人心理的な事情であり、「内的」な心理機構なのであって、他人はそれを幼児の行動から推測するしかない。（この形成には、母親などが重要な「対象」として参与するのだが、じっさいに二人の人間の「中間」に心的領域が形成されるのではない。）精神分析治療においては、この領域の有り方を理解し働きかけることが重要となる。だが、これが患者の心理機構であるかぎり、治療者が同等の立場で参与し、両者の中間に「現実的」ないし「公共的」な領域を形成するわけではない。――ウィニコットの立場はこうだと思われる。これに対し戸田論文は、映しあう領域の実在性ないしくマコト>を主張しているのである。
- 19 要求内容は容赦なく独善的なのに、まことに丁寧な言葉つきで言われる。この点には、この人物の個人的な資質とともに、業界の体質も垣間見られて興味深い、この分析は本筋を外れるので、ここでは止めておこう。
- 20 ところが不思議なことに、こういう人に限って外国の論文や権威者の著書などだと、「新しい用語法」に感動して採り入れたり、担ぎ回ったりするのである。
- 21 語源的にはそうなのだが、残念ながら、ほとんどの学術雑誌では、いつの間にか（アインシュタインの時代はそうではなかったと言われるが）一方的に決めつける立場と誤解されるようになった。
- 22 資料は本論で採り上げたのがすべてではなく、投稿者と委員長の書簡など、他にもまだ相当あるのだが、紙幅の点も考慮し、今回はここまで留める。
- 23 人間性心理学会では、数年前まで、重要な役員は「運営委員」という名前であり、会長は「運営委員長」であった。これを「理事」「理事長」に変更する提案が「運営委員会」から提出され、総会において、わずか一票差で可決された。提案理由は、他のほとんどの学会は「理事」「理事長」という名称を用いているので、それに合わせた」との趣旨であった。これに加え、「運営委員」という名称だと理事の下位の地位と誤解されたり、職掌内容の説明が必要になるなどの不都合があるとの説明があった。かつて「運営委員」などの名称が選ばれたのには、理由があった。役員の権威主義を排し、会員のために働く代表としての位置づけを明確化する意図を、ここに籠めていたのである。名称変更は、この方針の転換であった。ただし、一票差というのは、挙手による採決なので、正確さには疑問が残る。本来なら、改めて投票により決すべきだと思うし、私自身がそう提案すべきでもあったが、そのときはできなかった。――またしても残念である。
- なお、この件に関して、私の草した小文が；
http://www.e-jhp.jp/toko/jhp_toko_031120.htm
 に掲載されている（平成二十年九月八日現在）。
- 24 この点について、業態自身は無条件に評価しておくことが業界の利害に適う可能性、およびこの業態を指導する者とそれを受けて働く者との序列を明確にしたい意向を指摘でき、人間性心理学会の審査員Bなどの姿勢にもつながらのだが、これ以上の論証は込み入るので、本論では立ち入れない。
- 25 この当時、送付された査読所見に互いに矛盾する見解のあることを指摘した投稿者がいた事実がある。これが個々の所見が非公開となったこととどう関係するかは、資料がないため分からない。
- なお、投稿した全員が、無理解な罵詈雑言を浴びるのではない。このことも書いておかなければ片手落ちであろう。戸田論文と前後する時期にも、むしろ、多くの論文が採択されている。そのなかには、きわめて寛大な、もしくは甘い審査で通過したとしか考えられない論文がいくつもあつた。
- 例えば、ある論文は、歴史上有名な宗教者の夢を、主にその人物の代表する宗派の教義に当てはめて解釈した文章であった。他の論文では著者が、自らの創始した「壺イメージ療法」を受けた顧客の体験を、臨死体験に「きわめて類似している」との直観から、「1-2年以内に死ぬ」との予測に結びつけた。しかも、その顧客が数年後に死ぬと、この「イメージ療法」が免疫系活性化の効能を引き出したので寿命が少し延びた、と推論するのである。もう一つの論文では、「元型的イメージの布置」という言葉が何の説明もなく登場し、続いて「拒食元型」なるものが提案された。そして顧客の経過を、「拒食元型が憑依した」のだと論ずる。また別の論文は、当時すでに臨床家の間で当然の常識となっていた「バウムテスト」解釈の発想を、「新しい解釈法」として記載したものであった。
- これらはすべて、当時の掲載論文分類の最高ランクである「原著」として掲載されたものである。これらの論文と戸田論文との「水準」の比較は、きわめて興味深い研究となるであろう。
- 26 この点は『心理臨床大事典 改訂版』（培風館）の第5部第15章に収録した拙論「心の病まいをめぐる哲学的問題と、新たなパラダイムへの展望――ないし心理療法の危険性と進歩への希求」に記した。
- 27 例えば、幼児期の忘れられた体験の記憶が、成人後の心理的傾向に影響を与えるという考えは、ベーネディクトよりもフロイトよりもずっと早く、デカルトがすでに公表していた（シャニュ Chanut への手紙/1647年6月6日付け）。中世、古代の思想まで調べれば、もっとたくさん出てくるに違いない。それをフロイトは自らの新説であるかのごとくに宣伝し、大きな影響を与えた。これを引用した「学術論文」もたくさん発表されているのは、周知のとおりである。
- コンディヤックは、馬場論文で挙げた魂の問題のみでなく、感覚運動図式からの知能の誕生を説くピアジェの発達心理学、体験に起因するユングらの無意識のコンプレックス、感覚に証明の基礎を置き人工言語を構想する論理実証主義、感覚と独立に公共的な意味基準を導入するウィトゲンシュタインの言語論、さらにはリップスの推論によらない直観としての感情移入までを、百年から二百年前に先取りして論じている。先見性に満ち、しかも並存の難しいこれらの傾向を巧みに接合して一つの思想を形成する独創性と柔軟性には、目を見張らずにいられない。けれども、いま挙げた著者たちが、みな彼を引用しているわけではない。私が知っているくらいだから、もちろん、

たいへんに有名な人物である。

ちなみに最近はやりの「アフォーダンス」、「質的研究」、「クオリア」問題なども、いちいち文献は挙げないが、基本的には百年以上前の議論の蒸し返しなのである。

28 日本哲学会では、かつて口頭での学会発表（これが論文提出の必要条件ともなっていた）の梗概を査読に掛けており、当然ながら不採択とする場合があった。その際、不採択理由は公表されなかった。これについて、私が当時の役員であった松永澄夫氏に、理由を公表すべきではないかと訊ねたところ、次のような答えを得た：我われは会員から委託を受けて査読しているのであり、博士論文の審査と同じようなものだから、理由の公表は必要ない。この時点でははっきりと、権威の序列の思想が認められたわけである。この学会は、その後は方針を転換し、論文の不採択理由を公表しているが、査読の内容についてはまだ検討できていない。

29 近ごろは「アカデミックハラスメント（アカハラ）」なる言葉も登場した。本論の二つの論文への処遇を、「アカハラ」の事例として考察することもできるに違いない。

30 もっとも近ごろでは、大学教員に最も求められる資質は研究能力でなく、教育能力だとの考えも台頭している。聴き取りやすい発音とユーモアを交えた話術で学生を惹き付け、きれいな字で分かりやすい板書ができ、パワーポイントの教材を作成し使いこなす能力が、何より大事だというのである。

これは教育基本法に「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し」と規定されている大学を、一種の予備校に変えようとする、大胆な反乱計画である。しかしこの方向を採れば、意外な副産物も得られりであろう。まず、現任教員にそういう能力の試験をやり、できない人を解雇し、予備校の講師から人材を補充する。新規採用は、予備校での経験を必須とし、もっぱら生徒による評価を点数化して決めればよい。教授内容については、文部科学省に、新たに大学用の指導要領を作成いただく。そうすると、学術雑誌はすべて不要となり、論文査読の問題も解決するであろう。

ちなみに、同様の人物たちが、したがって間違いなく同様の構えで、科学研究費補助金の採択審査を行なっている。その結果、意欲的な研究に資金の下りなかった例は多いし、逆さまに、いい加減な研究に多額の資金が投じられている。例えば、「バウムテスト」の国際比較をすると称して、テストの施行に必要な人数で海外旅行に繰り出し、文化間の相違、言葉の問題も考えず、条件統制ができないままに「データ」を採取；統計的な有意差もないままに、グラフを示して結果が出たように装い、講演会や学会発表で公表の実績を作る。あるいは、わざわざ遠方から旅費、宿泊費、謝金を出して講師を招き、文献を読めばよほど詳しく、正確に知りうる内容を一時間ほどの講演で聞く；これをやっておけば、いずれ自分もお返しに呼んでもらえる見込みが立つのである。

参考文献

- 泉野淳子 C. R. ロジャーズにみる臨床心理学と精神医学の相剋 2005.7 佐藤達哉 編「心理学史の新しい私たち」誠信書房 p.123-40
- 井山 弘幸 「非存在証明」としての高分子水（ポリウォーター）事件 1987.1 木鐸社 「科学と非科学のあいだ」（下坂・杉山・高田編著）p.135-166
- エレンベルゲル（エレンベルガー Ellenberger, Henri F.）"The Discovery of the Unconscious - The History and Evolution of Dynamic Psychiatry" Basic Books 1970 「無意識の発見」弘文堂 昭和55
- カント（Kant, Immanuel） "Kritik der reinen Vernunft" 1781 / 1783
- コンディヤック（Condillac, Etienne Bonnot de） "Essai sur l'origine des connaissances humaines" 1746 Amsterdam : Chez Pierre Mortier
- 須賀哲夫 科学史に見る研究雑誌編集者の権威主義についての考察 1999 日本理論心理学会 第45回大会発表要旨集 p.17
- 田澤 安弘 論文査読の政治学 2008 『心の諸問題論叢』 4
- Targ, Russel & Puthoff, Harold Information Transmission under Conditions of Sensory Shielding 1974 Nature, 251, pp. 602-607
- 月本 洋 記号の人工知能の限界について - メタファーに基づく人工知能 人工知能学会誌 11-01 1997
- 中村 古峽 二重人格の少年 1917 前半『心理研究』65 後半『変態心理』1/1919 「変態心理」（大同館書店）に転載
- 橋本 毅彦 スプーン曲げとテレパシー - 超常科学は科学たりうるか 1987.1 木鐸社 「科学と非科学のあいだ」 p.167-200
- ヤスペルス（Jaspers, Karl） "Allgemeine Psychopathologie" 1.Aufl. 1913, Verlag von Julius Springer, Berlin 翻訳「精神病理学原論」西丸四方 1971 みすず書房
- 吉野 裕子 「蛇：日本の蛇信仰」 1979.2 法政大学出版局, (ものと人間の文化史；32)

要 約

学術雑誌の投稿論文審査（査読）が適切に行われていない問題を検討し、改善策を探ることが本論の狙いである。問題の性格を明らかにするため、不採択となった心理学論文二編の内容と査読所見とを検討した。一編は論理的・形式的議論から、脳とは独立の魂の存在を推論するもの、もう一編は特殊な教育現場における心理療法の事例から、治療論と研究方法の見直しとを論じたものであった。対照的な性格を持つこれらの論文にはしかし、着想の斬新さという共通点があった。査読所見を検討したところ、いずれの論文についても、見解の共通点がほとんどなく、不採択理由のすべては誤解に基づくか、不適切なものであった。心理療法の論文については、不採択と結論しながら理由のまったく挙げられない所見や、自分に分からないことをもって理由とした所見が目立った。また再審査の場合には、前回の所見の指摘を無条件に正しいと見做し、投稿者の反論を考慮せず、指摘を採り入れないことをもって不採択とする傾向も顕著であった。言い換えれば、思い付きによるあら探しと権威主義とが、査読の全般的傾向をなしていた。これらの結果から、少なくとも心理学領域においては、投稿論文査読はふさわしい役割を果たしていないことが、強く示唆された。これはまた、この分野での大学・大学院教員の資質と行動の適格性への疑惑をも惹起する。また隣接する他の分野においても、類似の問題の生じている可能性が示唆される。投稿論文の原則的な全編公開と公開での評価が、解決策となるであろう。

鈎言葉：論文審査 査読 審査員 学術雑誌 不採択 理由 先行研究 心理学 理論 臨床心理療法 事例研究 魂 霊魂 権威主義 権力志向 理想 政治 適格性 新規性 独創性 教育 大学 大学院 教員 アカデミックハラスメント

實川 幹朗（勤務先：姫路獨協大学／国籍：日本／現住所：兵庫県相生市）

Abstract

Is the peer review system in academic journals working properly? We considered this question in its details by examining two psychological papers rejected and their review reports in order to find out the elements of the problem and manage to get out of them. One of the two papers constructs a logical and formal discussion to deduce the existence of immaterial soul independent of the brain. The other proposes a renewal of the scheme of psychotherapy and the method of case study, through a therapeutic case report in a relatively special environment of public education. The two studies with contrastive characters have in common a feature of novelty in their research attitudes. Examining the review reports, we found little common advisory instruction and no appropriate reason of rejection unless written with misunderstandings. The paper on psychotherapy received a considerable number of review reports with no reason of the rejection and apparent inability of reviewers in understanding the contents. The latter was often counted as the reason of dismissal. In a case of repeated review, the reviewers were inclined to regard the previous reviews as invincible and to put them as premisses of consideration, paying no attention to rebuttals of the author. In other words, the general tendency of the reviews was authoritarianism with faultfindings on the ground of caprice. These results strongly suggest that the academic review system cannot produce its desirable functions, at least in the sphere of psychology. They also make us suspicious about the quality and appropriateness of professors and research/education personnel in universities and post-graduate schools, so far as psychology and the studies of mind are concerned. The problems should be solved through free acceptance of all academic papers in principle and their public evaluations including reviews of the review reports.

key words : peer review, referee, academic journal, preceding research, rejection, reason, psychology, theory, clinical treatment, psychotherapy, case study, soul, spirit, authoritarianism, power inclination, ideal, politics, appropriateness, novelty, creativity, university, post-graduate, professor, academic harassment

Author; Zitukawa, Mikiro / Himeji-Dokkyo-Univesity / Japan, Hyougo-ken Aioi-si